



TOKIO MARINE
NICHIDO

2019年10月1日
以降始期用

テナント総合保険 の約款

テナント総合保険普通保険約款、 特約条項

ご契約者の皆様へ

このたびは弊社の**テナント総合保険**をご契約いただきありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

保険証券ができあがりましたので、**テナント総合保険の約款**とともにお届け申し上げます。内容をご確認のうえお受け取りください。ご契約者と被保険者が異なる場合は、内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。弊社は、親切丁寧なサービスと万一の際の迅速公正なお支払いをモットーとし、全国ネットワークのオンライン・サービスにより、広く皆様のご愛顧をたまわっております。

今後とも、**東京海上日動の保険**をぜひご愛用くださいますようお願い申し上げます。

事故受付
サービス

安心電話待機中!

東京海上日動安心110番

110

「フリーダイヤル」
☎0120-119-110



特にご注意いただきたいこと

お手元にお届けした保険証券の記載内容についてご確認ください。内容に事実と異なる点、お申し込みいただいた契約内容と異なる点等がございましたら、ご契約の代理店または東京海上日動（以下「弊社」といいます。）までお知らせください。保険証券の記載内容と事実が相違している場合、保険金のお支払いがなくなる場合がありますので、ご注意ください。

事故が起こった時の手続き

事故が発生した場合には、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

東京海上日動安心110番(事故受付センター)

- 受付時間：24時間365日
- ご連絡先：フリーダイヤル **0120-119-110** “事故は119番—110番”
(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます)
※ご連絡をいただく際には必ず証券番号をお手元にご用意ください。

●事故の受付・ご相談

事故のご連絡・ご相談をフリーダイヤルにて承ります。
いざというとき、全国どこからでもご利用いただけます。

目 次

ご契約いただきました保険約款には、普通保険約款の基本条項および保険証券面上にご契約対象である旨表示された普通保険約款の担保条項が適用されますので該当する部分をご確認ください。

テナント総合保険普通保険約款	1
第1章 物損害担保条項	
第2章 休業損失等担保条項	
第3章 賠償責任担保条項	
第4章 基本条項	
テナント総合保険特約条項	
保険料に関する規定の変更特約条項	56
共同保険に関する特約条項	64
追加施設自動補償特約条項	65
テロ危険不担保特約条項	68
施設賠償責任担保条項追加特約条項	68
生産物賠償責任担保条項追加特約条項	69
代位求償権不行使特約条項	70
新価保険特約条項	70
協定保険価額特約条項	71
商品・製品等保管中のみ担保特約条項	71
現金・有価証券等担保特約条項	71
現金・有価証券等保管中のみ担保特約条項	73
通貨等盗難損害保険金不担保特約条項	73
建具等修理費用保険金不担保特約条項	73
臨時費用保険金不担保特約条項	73
水害費用保険金不担保特約条項	73
修理危険担保特約条項	73
水災危険担保特約条項	74
電氣的・機械的事故担保特約条項	74
保険料精算特約条項（物損害担保条項用）	74
破損等担保特約条項（休業損失担保条項用）	76
食中毒による休業損失担保特約条項	78
破損等担保特約条項（営業継続費用担保条項用）	78
漏水による施設賠償責任不担保特約条項	81
その他危険担保特約条項（借家人賠償責任担保条項用）	81
昇降機賠償責任担保特約条項	82
保管物賠償責任担保特約条項	83
保険料不精算特約条項（施設賠償責任担保条項用）	85
保険料不精算特約条項（生産物賠償責任担保条項用）	85

テナント総合保険

普通保険約款

第1章 物損害担保条項

第1条（この条項の補償内容）

- (1) 当会社は、不測かつ突発的な事故によって保険の対象について生じた損害に対して、この条項および基本条項に従い、第3条（被保険者）に規定する被保険者に損害保険金を支払います。
- (2) (1)に規定する損害には、事故の際に消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。ただし、ウィルス、細菌、原生動物等の付着、接触等もしくはこれらの疑いがある場合、(1)に規定する事故が発生し、その復旧作業を行った後に、保険の対象の機能に著しい支障をきたさない臭気が残存する場合または(1)に規定する事故の発生により、日常生活もしくは通常の業務に伴う臭気と同程度の臭気が残存する場合は、損害とみなしません。
- (3) 当会社は、第6条（支払保険金の計算）(2)に規定する費用に対して、第3条（被保険者）に規定する被保険者に下表の費用保険金を支払います。

①	臨時費用保険金
②	残存物取片づけ費用保険金
③	修理付帯費用保険金
④	損害拡大防止費用保険金
⑤	請求権の保全・行使手続費用保険金

- (4) 当会社は、第6条（支払保険金の計算）(3)から(5)までに規定する費用に対して、第3条（被保険者）に規定する被保険者に下表の費用保険金を支払います。

①	失火見舞費用保険金
②	建具等修理費用保険金
③	水害費用保険金

- (5) 当会社は、設備・什器等が保険の対象である場合は、対象施設内における業務用の通貨または預貯金証書に生じた盗難による損害に対して、この条項および基本条項に従い、第3条（被保険者）に規定する被保険者に損害保険金を支払います。ただし、預貯金証書については、下表に規定する条件をすべて満たす場合に限り支払います。なお、いずれの損害についても、基本条項第2節第1条（事故発生時等の義務）(1)⑦に規定する届出をしなければなりません。

①	保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先あてに届け出たこと。
②	盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと（*1）。

（*1）現金自動支払機用カードに付帯されるデビットカード機能を第三者に不正に利用され、預貯金口座から現金が引き落とされた場合も同様とします。

第2条（保険の対象）

- (1) この条項において、保険の対象とは、日本国内に所在する（*1）下表の財物のうち保険証券に記載されたものとします。

①	対象施設において使用する設備・什器等
②	対象施設に保管中の商品・製品等
③	保険証券記載の運送区間を輸送中の商品・製品等

- (2) 設備・什器等が保険の対象である場合は、下表の物のうち、被保険者の所有する業務用のものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象である設備・什器等に含まれます。

①	畳、建具その他これらに類する物
②	電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房、暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
③	浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの

(3) 下表の物は、保険証券に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。

①	高額貴金属等
②	重要書類・金型等
③	看板、自販機等の対象施設外にある設備・什器等

(4) 下表のものは、保険の対象に含まれません。

①	自動車（*2）、船舶または航空機、人工衛星、ロケットその他これらに類する物
②	組立または据付中の設備・什器等のうち、工事の発注者に被保険者が含まれていないもの
③	仮工事の目的物、工所用仮設物、工所用仮設建物およびこれに収容されている設備・什器等ならびに工事現場に所在する工所用材料または工所用仮設材
④	動物、植物等の生物（*3）
⑤	被保険者がリース契約に基づき賃貸する設備・什器等
⑥	通貨等、預貯金証書その他これらに類する物。ただし、第1条（この条項の補償内容）(5)に規定する損害保険金は支払います。
⑦	法令により被保険者による所有または所持が禁止されている物
⑧	データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
⑨	被保険者が所有する商品・製品等のうち、被保険者が直接提供する者に対して引き渡したものの

（*1）輸入された商品・製品等については、日本国の税関通過の時以降、日本国内に所在するものとみなします。また、輸出された商品・製品等については、その商品・製品等が輸本船に積み込まれた時または航空運送人に引き渡された時以降、日本国内に所在しないものとみなします。

（*2）自動車には、自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。

（*3）動物、植物等の生物が（1）②または③に規定する商品・製品等である場合は、保険の対象に含みます。

第3条（被保険者）

(1) この条項において、被保険者とは、保険の対象の所有者で保険証券に記載されたものをいいます。

(2) 保険の対象が、被保険者および被保険者以外の者の共有物である場合は、その保険の対象に関しては、その被保険者以外の者を被保険者に含みます。

第4条（保険金をお支払いしない場合—その1）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 ア. 保険契約者（*1） イ. 被保険者（*1） ウ. ア.またはイ.の代理人 エ. ア.またはイ.の同居の親族
②	①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（*2）またはその者（*2）の代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
③	風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの建物内部への吹き込み、浸み込みまたは漏入によって生じた損害。ただし、第1条（この条項の補償内容）(1)に規定する事故によって建物の外側の部分（*3）が破損したために生じた吹き込み等損害（*4）を除きます。
④	次のいずれかに該当する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害 ア. 被保険者 イ. 被保険者側に属する者
⑤	盗難以外の事故または第4条(2)②に規定する事由によって発生した事故の際における保険の対象または通貨・預貯金証書の紛失または盗難によって生じた損害

⑥	冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備の破壊、変調または機能停止に起因する温度変化によって冷凍・冷蔵物に生じた損害。ただし、同一敷地内で生じた火災による冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備の破壊、変調または機能停止に起因する温度変化の場合は、この規定は適用しません。
⑦	電力の停止または異常な供給により、保険の対象である商品・製品等のみに生じた損害
⑧	自動販売機、駐車券発行機、精算機、ゲーム機、コインランドリー機等、現金を投入することで商品やサービスを提供する機械（*5）またはこれらに収容される通貨等もしくは動産の盗難によって生じた損害
⑨	掘削機械の盗難によって生じた損害
⑩	万引き（*6）によって商品・製品等 ^ニ に生じた損害。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この規定は適用しません。 ア. 万引き（*6）が、暴行または脅迫を伴うものであった場合 イ. 万引き（*6）のために建物または設備・什器等に破損が生じた場合
⑪	商品・製品等である植物に生じた次のいずれかの損害 ア. 枯死以外の損害 イ. 事故発生後その日を含めて8日を経過する日以後に枯死した場合の損害 ウ. ウィルス、細菌、原生動物等による損害またはこれらによる疑いのある損害（*7）
⑫	商品・製品等である動物に生じた次のいずれかの損害 ア. 死亡以外の損害 イ. 事故発生後その日を含めて8日を経過する日以後に死亡した場合の損害 ウ. ウィルス、細菌、原生動物等による損害またはこれらによる疑いのある損害（*7）
⑬	保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害。ただし、次のいずれかに該当する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった場合は、この規定は適用しません。 ア. 保険契約者または被保険者 イ. ア.に代わって保険の対象を管理する者 ウ. ア.またはイ.の使用人
⑭	保険の対象に次の事由に起因して、その事由が生じた部分に発生した損害 ア. 自然の消耗または劣化（*8） イ. ボイラースケールの進行 ウ. 性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱その他類似の事由 エ. ねずみ食いまたは虫食い等
⑮	保険の対象に生じたすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き、その他単なる外観上の損傷または保険の対象の汚損（*9）であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
②	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質（*10）もしくは核燃料物質（*10）によって汚染された物（*11）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
④	次のいずれかに該当する事由 ア. ①から③までの事由によって発生した事故の延焼または拡大 イ. 発生原因が何であるにかかわらず、第1条（この条項の補償内容）(1)に規定する事故の第4条(2)①から③までの事由による延焼または拡大 ウ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱

- (*1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (*2) (1) ①に規定する者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (*3) 建物の外側の部分とは、外壁、屋根、開口部等をいいます。
- (*4) 吹き込み等損害とは、風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの建物内部への吹き込み、浸み込みまたは漏入によって生じた損害をいいます。
- (*5) 商品・製品等である機械は含みません。
- (*6) 万引きとは、買い物客を装い、陳列または保管されている商品・製品等を盗取することをいい、その未遂を含みます。
- (*7) ウィルス、細菌、原生動物等による損害の発生またはその拡大を防止することを目的として、被保険者、行政機関等が保険の対象を処分することによる損害を含みます。
- (*8) 自然の消耗または劣化には、保険の対象である機械、設備または装置の日常の使用または運転に伴う摩滅、摩耗、消耗または劣化を含みます。
- (*9) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。
- (*10) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (*11) 核燃料物質 (*10) によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

第5条（保険金をお支払いしない場合—その2）

当会社は、別表1に規定するもの以外の事故が発生した場合において、下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置によって生じた損害については、この規定は適用しません。
②	次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 ア. 保険契約者または被保険者 (*1) の使用人 イ. 保険の対象の使用または管理を委託された者 ウ. イの使用人
③	保険の対象である設備・什器等または商品・製品等を加工または製造することに起因して、その設備・什器等または商品・製品等に生じた損害 (*2)
④	保険の対象に対する加工 (*3)、解体、据付、組立、修理、清掃、点検、検査、試験または調整等の作業における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
⑤	保険の対象の置き忘れまたは紛失によって生じた損害
⑥	詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
⑦	土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害
⑧	保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害
⑨	保険の対象が液体、粉体、気体等の流動体である場合、保険の対象に生じたコンタミネーション、汚染、他物の混入、純度の低下、変質、固化、化学変化もしくは品質の低下または分離もしくは復元が不可能もしくは困難となる等の損害。ただし、容器、配管等に第1条（この条項の補償内容）(1) の事故による損害が生じたことに伴う漏出による損害については、この規定は適用しません。
⑩	保険の対象のうち、楽器について生じた次の損害 ア. 弦のみまたはピアノ線のみが切断した場合の弦またはピアノ線の損害 イ. 打楽器の打皮のみが破損した場合の打皮の損害 ウ. 音色または音質の変化の損害

⑪	次の物に生じた損害 ア.組立または据付中の設備・什器等のうち、工事の発注者に被保険者が含まれているもの イ.自動車以外の車両、雪上オートバイまたはゴーカートおよびこれらの付属品 ウ.設備・什器等であるハンググライダー、パラグライダー、サーフボードまたはウィンドサーフィンおよびこれらの付属品 エ.設備・什器等であるラジコン模型およびこれらの付属品 オ.商品・製品等である動物または植物 カ.設備・什器等である移動電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
⑫	検品または棚卸しの際に発見された商品・製品等の数量の不足による損害（*4）
⑬	保険の対象の受渡しの過誤等、事務的または会計的な間違いによる損害
⑭	設備・什器等である次の医療用機器に生じた損害 ア.医療用機器の体内挿入部位 イ.鉗子、メス、聴診器、注射器等の器具類 ウ.マイクロモーター、エアーモーター、エアータービン等の切削装置 エ.バキューム装置付属のモーター オ.歯科用診療台ユニットのホース カ.上記に類する切削工具および消耗品
⑮	保険の対象の製造者または販売者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任（*5）を負うべき損害
⑯	電気的または機械的事故による損害。ただし、これらの事故に起因して火災、破裂または爆発が発生した場合を除きます。
⑰	水災による損害（*6）。ただし、第1条(4)③の水害費用保険金については、この規定を適用しません。

（*1）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（*2）設備・什器等または商品・製品等に生じた損害には、加工または製造することに使用された機械、設備または装置等の停止によってその設備・什器等または商品・製品等に生じた損害を含みます。

（*3）加工には、修繕または取りこわしを含みます。

（*4）検品または棚卸しの際に発見された商品・製品等の数量の不足による損害には、不法に侵入した第三者の盗取の損害は含まれません。

（*5）法律上または契約上の責任には、保証書または延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。

（*6）水災による損害とは、台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ（*7）、落石等の水災によって保険の対象について生じた損害をいいます。

（*7）土砂崩れとは、崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。

第6条（支払保険金の計算）

(1) 当社は、次の①から③までに規定する損害保険金を支払います。

① 当社は、1回の事故につき保険金額を限度として、次の算式により損害保険金の額を算出します。

ア. 保険金額が保険の対象の保険価額以上の場合。

第7条(損害額の決定) (1) または (2) に規定する損害額	－	免責金額	=	損害保険金の額
-------------------------------------	---	------	---	---------

イ. 保険金額が保険の対象の保険価額より低い場合。

$$\boxed{\text{第7条(1)または(2)に規定する損害額}} \times \frac{\boxed{\text{保険金額}}}{\boxed{\text{保険価額}}} - \boxed{\text{免責金額}} = \boxed{\text{損害保険金の額}}$$

② ①に規定する免責金額は、以下に記載の額とします。

ア.別表1に記載の事故の場合は、0円

イ.ア.以外の場合は、保険証券記載の免責金額

③ 業務用の通貨または預貯金証書について当会社の支払う損害保険金の額は、1回の事故につき以下に記載の額を限度として、盗難によって生じた損害額とします。

ア.業務用の通貨の場合は、30万円

イ.業務用の預貯金証書の場合は、300万円または設備・什器等の保険金額のいずれか低い額

(2) 当会社は、次の①から⑤までに規定する費用保険金を支払います。

① 臨時費用保険金

当会社は、第6条(1)①に規定する損害保険金が支払われる場合は、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生じる費用に対して、損害保険金の30%に相当する額を、臨時費用保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき、500万円を限度とします。

② 残存物取片づけ費用保険金

当会社は、第1条(この条項の補償内容)(1)に規定する事故によって第6条(1)①に規定する損害保険金が支払われる場合に、それぞれの事故によって損害が生じた保険の対象の残存物の取片づけに必要な取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用に対して、残存物取片づけ費用保険金を支払います。ただし、1回の事故につき、第6条(1)①に規定する損害保険金の10%に相当する額を限度とします。

③ 修理付帯費用保険金

当会社は、第1条(1)に規定する事故によって保険の対象に損害が生じた結果、第6条(1)①に規定する損害保険金が支払われる場合に、その保険の対象の復旧にあたり発生した費用のうち、必要かつ有益な下表の費用(*1)に対して、修理付帯費用保険金を支払います。ただし、1回の事故につき、保険の対象の合計保険金額(*2)の30%に相当する額または1,000万円のいずれか低い額を限度とします。

ア.	損害原因調査費用	損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用(*3)
イ.	損害範囲確定費用	保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用(*3)。ただし、保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間(*4)を超える期間に対応する費用を除きます。
ウ.	試運転費用	損害が生じた保険の対象である設備または装置を再稼働するために要する保険の対象の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。
エ.	仮修理費用	損害が生じた保険の対象の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のために取得した物の保険の対象の復旧完了時における時価額(*5)を除きます。
オ.	仮設物設置費用	損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用(*6)および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用
カ.	残業勤務・深夜勤務などの費用	損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用
キ.	賃借費用	損害が生じた保険の対象の代替として使用する物の賃借費用(*7)。ただし、損害が生じた保険の対象をその地において借用する場合に要する賃借費用(*7)を超えるものを除きます。

④ 損害拡大防止費用保険金

当会社は、別表1①に規定する事故が生じた場合において、第6条(1)①に規定する損害保険金が支払われるとき(*8)に、保険契約者または被保険者が、その事故による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときは、下表に規定する費用に対し

て、損害拡大防止費用保険金を支払います。

ア.	消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
イ.	消火活動に使用したことにより損傷した物（*9）の修理費用または再取得費用
ウ.	消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用（*10）

⑤ 請求権の保全・行使手続費用保険金

当社は、第6条(1)①に規定する損害保険金が支払われる場合に、基本条項第2節第1条（事故発生時等の義務）(1)⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用に対して、請求権の保全・行使手続費用保険金を支払います。

- (3) 当社は、①の事故によって②の損害が生じた場合は、それによって生じる見舞金等の費用に対して、失火見舞費用保険金として、被災世帯（*11）の数に50万円を乗じて得た額を支払います。この場合において、被保険者が2名以上のときにも、1被災世帯（*11）あたりの支払額は50万円とします。ただし、1回の事故につき、保険の対象の合計保険金額（*2）の20%に相当する額を限度とします。

① 保険の対象または保険の対象を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発。ただし、第三者（*12）の所有物で被保険者以外の者が占有する部分（*13）から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。

② 第三者（*12）の所有物（*14）の滅失、損傷または汚損。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。

- (4) 当社は、設備・什器等が保険の対象である場合において、借用施設（*15）が第1条（この条項の補償内容）(1)に記載の事故によって損害を受け、被保険者が借用施設（*15）の貸主（*16）との間で締結した賃貸借契約等の契約に基づき、自己の費用で現実これを修理したときは、借用施設（*15）を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用に対して、対象施設ごとに設備・什器等の保険金額に10%を乗じて得た額を限度として、建具等修理費用保険金を支払います。ただし、借用施設（*15）が別表1①ア、ウまたは③の事故によって損壊した場合において、被保険者が借用施設（*15）の貸主（*16）に対し、法律上の損害賠償責任を負担するときを除きます。

- (5) 当社は、水災（*17）によって保険の対象である設備・什器等または商品・製品等を収容する建物が、床上浸水（*18）または地盤面（*19）より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である設備・什器等または商品・製品等に損害が生じた場合は、水害費用保険金を支払います。この場合において、当社は、1回の事故につき100万円を限度として、次の算式により水害費用保険金の額を算出します。

保険金額	×	5%	=	水害費用保険金の額
------	---	----	---	-----------

- (6) 2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合は、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、おのおの別に(1)から(5)まで、第7条（損害額の決定）および基本条項第3節第6条（他の保険契約等がある場合の取扱い―物損害担保条項）の規定を適用します。

(*1) 居住の用に供する部分にかかわる費用は含まれません。

(*2) 保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。

(*3) 調査費用には、被保険者またはその親族もしくは使用人にかかわる人件費および被保険者が法人である場合は、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員にかかわる人件費は含まれません。

(*4) 保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間は、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。

(*5) 時価額とは、構造、質、用途、規模、型、能力等が同一の物を再築または再取得するのに必要な金額から、使用による消耗分（減価分）を控除して算出した額をいいます。

(*6) 損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用には、保険の対象の復旧完了時における仮設物の時価額（*5）は含まれません。

(*7) 賃借費用には、敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用は含まれません。この場合の復旧期間とは、保険の対象に損害が生じた時

からその保険の対象の復旧完了までの期間をいい、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。

(※8) 損害保険金が支払われるときには、免責金額を差し引くことにより損害保険金が支払われないときを含みます。

(※9) 消火活動に使用したことにより損傷した物には、消火活動に従事した者の着用物を含みます。

(※10) 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用には、人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものは含まれません。

(※11) 被災世帯とは、(3) ②に規定する損害が生じた世帯または法人をいいます。

(※12) 第三者には、保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、被保険者と生計を共にする同居の親族は含みません。

(※13) 第三者 (※12) の所有物で被保険者以外の者が占有する部分には、区分所有建物の共有部分を含みます。

(※14) 第三者 (※12) の所有物のうち、設備・什器等および商品・製品等については、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する場所に所在するものに限ります。

(※15) 借用施設とは、対象施設のうち被保険者が借用している部分をいい、次の物を含みます。

① 借用施設の所有者の所有物のうち、被保険者が借用施設において業務を行うために通常必要とするものであって、次のいずれかに該当するもの

ア. 量、建具その他これらに類する物

イ. 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの

ウ. 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの

② 被保険者が借用施設において業務を行うために自らの費用で設置した物のうち、対象施設の所在する建物または構築物と一体物とされ、建物または構築物の所有者が所有権を取得したものであって、①ア.からウ.までのいずれかに該当するもの

(※16) 貸主には、転貸人を含みます。

(※17) 水災とは、台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ (※20)、落石等をいいます。

(※18) 床上浸水とは、居住の用に供する部分の床 (※21) を超える浸水をいいます。

(※19) 地盤面とは、建物が周囲の地面と接する位置をいいます。ただし、床面が地盤面より下にある場合は、その床面をいいます。

(※20) 土砂崩れとは、崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。

(※21) 畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。

第7条 (損害額の決定)

(1) 設備・什器等の場合は、損害額 (※1) は、次の算式により算出した額とし、損害が生じた保険の対象の保険価額を限度とします。ただし、保険の対象の全部が滅失した場合における損害額 (※1) および盗取された保険の対象の損害額 (※1) は、保険価額とします。

$$\boxed{\text{修理費}} - \boxed{\text{修理によって保険の対象の価額の増加が生じた場合は、その増加額 (※2)}} - \boxed{\text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その時価額}} = \boxed{\text{損害額}}$$

(2) 商品・製品等の場合は、損害額 (※1) は、次の算式により算出した額とし、損害が生じた保険の対象の保険価額を限度とします。ただし、保険の対象の全部が滅失した場合における損害額 (※1) および盗取された保険の対象の損害額 (※1) は、保険価額とします。

$$\boxed{\text{修理費}} - \boxed{\text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その時価額}} = \boxed{\text{損害額}}$$

(3) (1) および (2) の修理費 (※3) には、第6条 (支払保険金の計算) (2) ①から⑤までの費用を含

みません。

- (4) 盗難によって生じた盗取の損害について、盗取された保険の対象を回収することができた場合は、そのために支出した必要な費用は、損害額（*1）に含まれるものとします。

（*1）損害額とは、当会社が損害保険金として支払うべき損害の額をいいます。

（*2）増加額は、再取得価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、通常の想定を上回る過酷な温度、圧力、振動、湿度、物質濃度等の環境下において設置もしくは使用されている場合、機能・性能を維持するために一定の使用量もしくは使用期間で交換することを前提とした設計となっている場合または通常の維持管理がなされていないと認められる場合は、再取得価額の90%に相当する額を限度とします。

（*3）復旧しない場合の修理費は、修理を行った場合に要すると認められる費用をいいます。

第8条（対象施設または被保険者が複数の場合の約款の適用）

この物損害担保条項は、それぞれの対象施設または被保険者ごとに個別に適用します。

別表 1

①	ア. 火災 イ. 落雷 ウ. 破裂または爆発（*1）
②	風災（*2）、雹災または雪災（*3）
③	給排水設備（*4）に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水等による水濡れ、水圧等による損壊の発生。
④	騒擾およびこれに類似の集団行動（*5）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
⑤	建物（*6）に対する外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊
⑥	盗難

（*1）破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

（*2）風災とは、台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等は含まれません。

（*3）雪災とは、降雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

（*4）給排水設備には、スプリンクラー設備および装置を含みます。

（*5）騒擾およびこれに類似の集団行動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害が生じる状態であって、暴動に至らないものをいいます。

（*6）建物とは、保険の対象である設備・什器等または商品・製品等を収容する建物または保険の対象である設備・什器等が付属する建物をいいます。

第2章 休業損失等担保条項

第1節 休業損失担保条項

第1条（この条項の補償内容）

- (1) 当会社は、下表の偶然な事故によって保険の対象について生じた損害により、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた (2) に規定する損失に対して、この条項および基本条項に従い、第3条（被保険者）に規定する被保険者に損害保険金を支払います。

①	火災、落雷または破裂もしくは爆発
②	風災、雹災または雪災
③	給排水設備事故の水濡れ等
④	騒擾または労働争議等
⑤	車両または航空機の衝突等
⑥	建物の外部からの物体の衝突等
⑦	盗難
⑧	水災

(2) (1) に規定する事故によって保険の対象について生じた損害により、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失とは、それぞれ下表に規定するものとします。なお、この条項において、損害とは、偶然な事故によって保険の対象に生じた損害をいい、事故の際に消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。ただし、ウィルス、細菌、原生動物等の付着、接触等もしくはこれらの疑いがある場合、(1) に規定する事故が発生し、その復旧作業を行った後に、保険の対象の機能に著しい支障をきたさない臭気が残存する場合または(1) に規定する事故の発生により、日常生活もしくは通常の業務に伴う臭気と同程度の臭気が残存する場合は、損害とみなしません。

①	火災、落雷または破裂もしくは爆発による損失	火災、落雷または破裂もしくは爆発 (*1) によって保険の対象に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。
②	風災、雹災または雪災による損失	台風、旋風、竜巻、暴風等の風災 (*2)、雹災または雪災 (*3) によって保険の対象に損害 (*4) が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。ただし、建物内部または建物内に収容されている設備・什器等もしくは商品・製品等 (*5) については、建物の外側の部分 (*6) が風災 (*2)、雹災または雪災 (*3) によって破損したために保険の対象に損害 (*4) が生じたことによって生じた損失に限ります。
③	給排水設備事故の水濡れ等による損失	給排水設備 (*7) に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水等による水濡れ、水圧等によって保険の対象に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。ただし、②もしくは⑧の損失または給排水設備 (*7) 自体に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止もしくは阻害されたために生じた損失を除きます。
④	騒擾または労働争議等による損失	騒擾およびこれに類似の集団行動 (*8) または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって保険の対象に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。
⑤	車両または航空機の衝突等による損失	車両またはその積載物の衝突もしくは接触、航空機の墜落もしくは接触または飛行中の航空機からの物体の落下によって保険の対象 (*9) に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。
⑥	建物の外部からの物体の衝突等による損失	建物 (*10) または第2条（保険の対象）(2) ④に規定する物に対する外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊によって保険の対象に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。ただし、次の事故によって保険の対象に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失を除きます。 ア. 雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下または飛来による事故 イ. 土砂崩れ (*11) による事故 ウ. 風災 (*2)、雹災または雪災 (*3) エ. 水災 オ. 車両または航空機の衝突等
⑦	盗難による損失	盗難によって保険の対象に盗取、損傷または汚損 (*12) の損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。
⑧	水災による損失	台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ (*11)、落石等の水災によって保険の対象に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。

(3) 当会社は、第5条（支払保険金の計算）(2)に規定する費用に対して、第3条（被保険者）に規定する被保険者に請求権の保全・行使手続費用保険金を支払います。

(※1) 破裂もしくは爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

(※2) 風災には、洪水、高潮等は含まれません。

(※3) 雪災とは、降雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

(※4) 雪災による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが基本条項第3節第2条（保険金の支払）の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、基本条項第2節第1条（事故発生時等の義務）の規定に基づく義務を負うものとします。

(※5) 軒下に収容する設備・什器等または商品・製品等は、建物内に収容されていないものとします。

(※6) 建物の外側の部分とは、外壁、屋根、開口部等をいいます。

(※7) 給排水設備には、スプリンクラー設備および装置を含みます。

(※8) 騒擾およびこれに類似の集団行動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害が生じる状態であって、暴動に至らないものをいいます。

(※9) 衝突または接触した車両およびその積載物を含みません。

(※10) 建物とは、保険の対象が設備・什器等または商品・製品等である場合は、これらを収容する建物またはそれらの設備・什器等が付属する建物をいいます。

(※11) 土砂崩れとは、崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。

(※12) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。

第2条（保険の対象）

(1) この条項において、保険の対象とは、日本国内に所在する下表の財物とします。

①	占有物件	対象施設が所在する敷地内にある、被保険者が占有する物
②	隣接物件	ア.被保険者が一部を占有する事業の用に供する建物または構築物のうち、他人が占有する部分 イ.ア.および①に隣接するアーケードまたはそのアーケードに面する建物もしくは構築物 ウ.ア.および①へ通じる袋小路およびそれに面する建物または構築物
③	ユーティリティ設備	①および②ア.と配管または配線により接続しているユーティリティ事業者が占有する電気、ガス、熱、水道、工業用水道または電信・電話の供給・中継設備およびこれらに接続している配管または配線でユーティリティ事業者が占有するもの

(2) 建物が保険の対象である場合は、下表の物のうち、被保険者が占有するものは、特別の約定がない限り、保険の対象である建物に含まれます。

①	畳、建具その他これらに類する物
②	電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房、暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
③	浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
④	保険の対象である建物に付属する門、塀または垣（※1）
⑤	保険の対象である建物に付属する物置、車庫その他の付属建物
⑥	保険の対象である建物の基礎

(3) 下表のものは、保険の対象に含まれません。

①	自動車（※2）、船舶または航空機、人工衛星、ロケットその他これらに類する物
②	栈橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備装置ならびに海上に所在する設備装置

③	新築、増築、改築、修繕または取りこわし中の建物または土木構造物のうち、工事の発注者に被保険者が含まれていないもの
④	組立または据付中の設備・什器等のうち、工事の発注者に被保険者が含まれていないもの
⑤	仮工事の目的物、工事中仮設物、工事中仮設建物およびこれに収容されている設備・什器等ならびに工事現場に所在する工事中材料または工事中仮設材
⑥	動物、植物等の生物（*3）
⑦	稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
⑧	通貨等、預貯金証書その他これらに類する物
⑨	法令により被保険者による所有または所持が禁止されている物
⑩	データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
⑪	①から⑩までに規定する物のほか、次の物
	7. 仮設興行場、仮設海水浴場施設、博覧会施設、見本市施設およびこれらの施設（*4）内に所在する物件
	1. 動物または植物を育成する施設（*4）（*5）およびこれらの施設（*4）内に所在する物件

（*1）垣には、生垣を含みます。

（*2）自動車には、自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。

（*3）動物、植物等の生物が商品・製品等である場合は、保険の対象に含みます。また、（2）④に規定する垣が生垣である場合は、生垣は保険の対象に含みます。

（*4）第3条（被保険者）に規定する被保険者以外の者が所有、使用または管理する不動産または動産を含みます。

（*5）動物または植物を育成する施設には、孵化場、養殖場、果樹園等を含みます。

第3条（被保険者）

この条項において、被保険者とは、保険の対象について生じた損害によって営業が休止または阻害されたために損失を被る者で、保険証券に記載されたものをいいます。

第4条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する損失に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損失 ア. 保険契約者（*1） イ. 被保険者（*1） ウ. アまたはイの代理人 エ. アまたはイの同居の親族
②	①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（*2）またはその者（*2）の代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損失。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
③	風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの建物内部への吹き込み、浸み込みまたは漏入によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失。ただし、第1条（この条項の補償内容）(1)に規定する事故によって建物の外側の部分（*3）が破損したために保険の対象に吹き込み等損害（*4）が生じたことによって生じた損失を除きます。
④	次のいずれかに該当する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損失 ア. 被保険者 イ. 被保険者側に属する者
⑤	第1条(1)①から⑥までもしくは(1)⑧に規定する事故または第4条(2)②に規定する事由によって発生した事故の際における保険の対象の紛失または盗難によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失
⑥	冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備の破壊、変調または機能停止に起因する温度変化によって冷凍・冷蔵物に損害が生じたことによって生じた損失。ただし、同一敷地内で生じた火災による冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備の破壊、変調または機能停止に起因する温度変化の場合は、この規定は適用しません。

⑦	電力の停止または異常な供給により、保険の対象である商品・製品等のみに損害が生じたことによって生じた損失。ただし、電力の停止または異常な供給が1時間未満である場合に限ります。
⑧	自動販売機、駐車券発行機、精算機、ゲーム機、コインランドリー機等、現金を投入することで商品やサービスを提供する機械（*5）またはこれらに収容される通貨等もしくは動産の盗難によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失
⑨	掘削機械の盗難によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失
⑩	万引き（*6）によって商品・製品等に損害が生じたことによって生じた損失。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この規定は適用しません。 ア. 万引き（*6）が、暴行または脅迫を伴うものであった場合 イ. 万引き（*6）のために建物または設備・什器等に破損が生じた場合
⑪	商品・製品等である植物に次のいずれかの損害が生じたことによって生じた損失 ア. 枯死以外の損害 イ. 事故発生後その日を含めて8日を経過する日以後に枯死した場合の損害 ウ. ウィルス、細菌、原生動物等による損害またはこれらによる疑いのある損害（*7）
⑫	商品・製品等である動物に次のいずれかの損害が生じたことによって生じた損失 ア. 死亡以外の損害 イ. 事故発生後その日を含めて8日を経過する日以後に死亡した場合の損害 ウ. ウィルス、細菌、原生動物等による損害またはこれらによる疑いのある損害（*7）
⑬	法令等の規制によって生じた損失
⑭	保険の対象の復旧または営業の継続に対する妨害によって生じた損失
⑮	次のいずれかに該当する事由が第2条（保険の対象）(1) ③に規定するユーティリティ設備において生じたことによって生じた損失 ア. ユーティリティ設備の能力を超える利用または他の利用者による利用の優先 イ. 賃貸借契約等の契約または各種の免許の失効（*8）、解除または中断 ウ. 脅迫行為 エ. 水源の汚染、渇水または水不足
⑯	保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失。ただし、保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して、その事由が生じた部分に損害が生じたことによって生じた損失に限ります。また、次のいずれかに該当する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった場合に生じた損失については、この規定は適用しません。 ア. 保険契約者または被保険者 イ. ア.に代わって保険の対象を管理する者 ウ. ア.またはイ.の使用人
⑰	保険の対象に次の事由に起因して、その事由が生じた部分に損害が生じたことによって生じた損失 ア. 自然の消耗または劣化（*9） イ. ボイラースケールの進行 ウ. 性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱その他類似の事由 エ. ねずみ食いまたは虫食い等
⑱	保険の対象に生じたすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き、その他単なる外観上の損傷または保険の対象の汚損（*10）であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害が生じたことによって生じた損失
⑲	第2条（1）③に規定するユーティリティ設備に生じた損害により、被保険者が行う電気、ガス、熱、水道または工業用水道の供給が中断、停止または阻害されたために生じた損失

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損失に対しては、保険金を支払いません。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
---	---

②	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質（*11）もしくは核燃料物質（*11）によって汚染された物（*12）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
④	次のいずれかに該当する事由 ア. ①から③までの事由によって発生した事故の延焼または拡大 イ. 発生原因が何であるにかかわらず、第1条（この条項の補償内容）（1）に規定する事故の第4条（2）①から③までの事由による延焼または拡大 ウ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱

（*1）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（*2）（1）①に規定する者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（*3）建物の外側の部分とは、外壁、屋根、開口部等をいいます。

（*4）吹き込み等損害とは、風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの建物内部への吹き込み、浸み込みまたは漏入によって生じた損害をいいます。

（*5）商品・製品等である機械は含みません。

（*6）万引きとは、買い物客を装い、陳列または保管されている商品・製品等を盗取することをいい、その未遂を含みます。

（*7）ウィルス、細菌、原生動物等による損害の発生またはその拡大を防止することを目的として、被保険者、行政機関等が保険の対象を処分することによる損害を含みます。

（*8）契約または各種の免許の失効とは、契約や免許の効力が一定の時点以降失われることをいいます。

（*9）自然の消耗または劣化には、保険の対象である機械・設備または装置の日常の使用または運転に伴う摩滅、摩耗、消耗または劣化を含みます。

（*10）汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。

（*11）核燃料物質には、使用済燃料を含みます。

（*12）核燃料物質（*11）によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

第5条（支払保険金の計算）

（1）当会社は、1回の事故につき、次の①および②の合計額を損害保険金として支払います。

① ア.の算式により算出した額。ただし、イ.の算式により算出した額を限度とします。

$$\begin{array}{l}
 \text{ア.} \quad \boxed{\text{保険証券記載の}} \times \frac{\boxed{\text{売上減少高}}}{\boxed{\text{標準売上高}}} \times \boxed{\text{休業日数}} \\
 \text{イ.} \quad \boxed{\text{売上減少高}} \times \boxed{\text{支払限度率}} - \boxed{\text{保険金支払対象期間内に支出を免れた経常費等の費用}}
 \end{array}$$

② 休業日数短縮費用の額。ただし、次の算式により算出した額を限度とします。

$$\boxed{\text{保険証券記載の}} \times \boxed{\text{休業日数短縮費用の支出によって減少させることができた休業日数}}$$

（2）当会社は、（1）に規定する損害保険金が支払われる場合に、基本条項第2節第1条（事故発生時等の義務）（2）⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用に対して、請

求権の保全・行使手続費用保険金を支払います。ただし、この保険契約に物損害担保条項が付帯されている場合で、同条項第1条（この条項の補償内容）(3)⑤に規定する請求権の保全・行使手続費用保険金が支払われるときは、その保険金によって支払われる額を差し引いた残額を請求権の保全・行使手続費用保険金として支払います。

第6条（売上高または支払限度率の調整）

- (1) 営業につき特殊な事情の影響があった場合または営業のすう勢が著しく変化した場合において、事故発生直前12か月のうち保険金支払対象期間に相当する期間の売上高、最近の会計年度（*1）の粗利益の額または同期間内の売上高が、未実現営業状況（*2）を適切に表していないときは、被保険者は、第5条（支払保険金の計算）の規定による保険金の算出にあたり、売上減少高、標準売上高または支払限度率につき特殊な事情または営業のすう勢の変化の影響を考慮した公正な調整を行うことを請求できます。
- (2) 営業につき特殊な事情の影響があった場合または営業のすう勢が著しく変化した場合は、当会社は、売上減少高、標準売上高または支払限度率によって算出した損害保険金の額が未実現営業状況（*2）に基づく損害保険金の額を超えることを証明して、未実現営業状況（*2）に基づいて公正な調整を行った売上減少高、標準売上高または支払限度率により保険金を支払うことができます。
- （*1） 1か年とします。
- （*2） 未実現営業状況とは、事故がなかったならば実現したであろう営業の状況をいいます。

別表1 保険金支払対象期間

第2条（保険の対象）に規定する保険の対象の区分		a. 占有 物件	b. 隣接 物件	c. ユーティリ ティ設備
事故の種類				
① 火災、落雷または破裂もしくは爆発		ア.		イ.
② 風災、雹災または雪災		イ.		
③ 給排水設備事故の水濡れ等		ア.		
④ 騒擾または労働争議等				
⑤ 車両または航空機の衝突等				
⑥ 建物の外部からの物体の衝突等				
⑦ 盗難				
⑧ 水災		イ.		

- ア. 損害保険金を支払う原因となった事故の発生した日からその事故によって損害が生じた保険の対象を遅滞なく復旧した日までの期間。ただし、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。
- イ. 損害保険金を支払う原因となった事故の発生した日の翌日からその事故によって損害が生じた保険の対象を遅滞なく復旧した日までの期間。ただし、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。

第2節 営業継続費用担保条項

第1条（この条項の補償内容）

- (1) 当会社は、下表の偶然な事故によって保険の対象が損害を受けた結果生じた営業継続費用に対して、この条項および基本条項に従い、第3条（被保険者）に規定する被保険者に営業継続費用保険金を支払います。

① 火災、落雷または破裂もしくは爆発
② 風災、雹災または雪災
③ 給排水設備事故の水濡れ等
④ 騒擾または労働争議等
⑤ 車両または航空機の衝突等

⑥	建物の外部からの物体の衝突等
⑦	盗難
⑧	水災

(2) (1) に規定する事故によって保険の対象について生じた損害により生じた営業継続費用とは、それぞれ下表に規定するものとします。なお、この条項において、損害とは、偶然な事故によって保険の対象に生じた損害をいい、事故の際に消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。ただし、ウィルス、細菌、原生動物等の付着、接触等もしくはこれらの疑いがある場合、(1) に規定する事故が発生し、その復旧作業を行った後に、保険の対象の機能に著しい支障をきたさない臭気が残存する場合または (1) に規定する事故の発生により、日常生活もしくは通常の業務に伴う臭気と同程度の臭気が残存する場合は、損害とみなしません。

①	火災、落雷または破裂もしくは爆発による営業継続費用	火災、落雷または破裂もしくは爆発 (*1) によって保険の対象に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた営業継続費用をいいます。
②	風災、雹災または雪災による営業継続費用	台風、旋風、竜巻、暴風等の風災 (*2)、雹災または雪災 (*3) によって保険の対象に損害 (*4) が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた営業継続費用をいいます。ただし、建物内部または建物内に収容されている設備・什器等もしくは商品・製品等 (*5) については、建物の外側の部分 (*6) が風災 (*2)、雹災または雪災 (*3) によって破損したために保険の対象に損害 (*4) が生じたことによって生じた営業継続費用に限りま。
③	給排水設備事故の水濡れ等による営業継続費用	給排水設備 (*7) に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水等による水濡れ、水圧等によって保険の対象に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた営業継続費用をいいます。ただし、②もしくは⑧の営業継続費用または給排水設備 (*7) 自体に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止もしくは阻害されたために生じた営業継続費用を除きます。
④	騒擾または労働争議等による営業継続費用	騒擾およびこれに類似の集団行動 (*8) または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって保険の対象に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた営業継続費用をいいます。
⑤	車両または航空機の衝突等による営業継続費用	車両またはその積載物の衝突もしくは接触、航空機の墜落もしくは接触または飛行中の航空機からの物体の落下によって保険の対象 (*9) に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた営業継続費用をいいます。
⑥	建物の外部からの物体の衝突等による営業継続費用	建物 (*10) または第 2 条（保険の対象）(2) ④に規定する物に対する外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊によって保険の対象に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた営業継続費用をいいます。ただし、次の事故によって保険の対象に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた営業継続費用を除きます。 ア. 雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下または飛来による事故 イ. 土砂崩れ (*11) による事故 ウ. 風災 (*2)、雹災または雪災 (*3) エ. 水災 オ. 車両または航空機の衝突等
⑦	盗難による営業継続費用	盗難によって保険の対象に盗取、損傷または汚損 (*12) の損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた営業継続費用をいいます。

⑧	水災による営業継続費用	台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ（*11）、落石等の水災によって保険の対象に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた営業継続費用をいいます。
---	-------------	---

(3) 当会社は、第5条（支払保険金の計算）(5)に規定する費用に対して、第3条（被保険者）に規定する被保険者に請求権の保全・行使手続費用保険金を支払います。

(*1) 破裂もしくは爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

(*2) 風災には、洪水、高潮等は含まれません。

(*3) 雪災とは、降雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

(*4) 雪災による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが基本条項第3節第2条（保険金の支払）の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、基本条項第2節第1条（事故発生時等の義務）の規定に基づく義務を負うものとしします。

(*5) 軒下に収容する設備・什器等または商品・製品等は、建物内に収容されていないものとしします。

(*6) 建物の外側の部分とは、外壁、屋根、開口部等をいいます。

(*7) 給排水設備には、スプリンクラー設備および装置を含みます。

(*8) 騒擾およびこれに類似の集団行動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害が生じる状態であって、暴動に至らないものをいいます。

(*9) 衝突または接触した車両およびその積載物を含みません。

(*10) 建物とは、保険の対象が設備・什器等または商品・製品等である場合は、これらを収容する建物またはそれらの設備・什器等が付属する建物をいいます。

(*11) 土砂崩れとは、崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。

(*12) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。

第2条（保険の対象）

(1) この条項において、保険の対象とは、日本国内に所在する下表の財物とします。

①	占有物件	対象施設が所在する敷地内にある、被保険者が占有する物
②	隣接物件	ア.被保険者が一部を占有する事業の用に供する建物または構築物のうち、他人が占有する部分 イ.ア.および①に隣接するアーケードまたはそのアーケードに面する建物もしくは構築物 ウ.ア.および①へ通じる袋小路およびそれに面する建物または構築物
③	ユーティリティ設備	①および②ア.と配管または配線により接続しているユーティリティ事業者が占有する電気、ガス、熱、水道、工業用水道または電信・電話の供給・中継設備およびこれらに接続している配管または配線でユーティリティ事業者が占有するもの

(2) 建物が保険の対象である場合は、下表の物のうち、被保険者が占有するものは、特別の約定がない限り、保険の対象である建物に含まれます。

①	畳、建具その他これらに類する物
②	電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房、暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
③	浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
④	保険の対象である建物に付属する門、塀または垣（*1）
⑤	保険の対象である建物に付属する物置、車庫その他の付属建物
⑥	保険の対象である建物の基礎

(3) 下表のものは、保険の対象に含まれません。

①	自動車（*2）、船舶または航空機、人工衛星、ロケットその他これらに類する物
②	栈橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備装置ならびに海上に所在する設備装置
③	新築、増築、改築、修繕または取りこわし中の建物または土木構造物のうち、工事の発注者に被保険者が含まれていないもの
④	組立または据付中の設備・什器等のうち、工事の発注者に被保険者が含まれていないもの
⑤	仮工事の目的物、工所用仮設物、工所用仮設建物およびこれに収容されている設備・什器等ならびに工事現場に所在する工所用材料または工所用仮設材
⑥	動物、植物等の生物（*3）
⑦	稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
⑧	通貨等、預貯金証書その他これらに類する物
⑨	法令により被保険者による所有または所持が禁止されている物
⑩	データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
⑪	①から⑩までに規定する物のほか、次の物
	ｱ. 仮設興行場、仮設海水浴場施設、博覧会施設、見本市施設およびこれらの施設（*4）内に所在する物件 ｲ. 動物または植物を育成する施設（*4）（*5）およびこれらの施設（*4）内に所在する物件

（*1）垣には、生垣を含みます。

（*2）自動車には、自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。

（*3）動物、植物等の生物が商品・製品等である場合は、保険の対象に含まれます。また、（2）④に規定する垣が生垣である場合は、生垣は保険の対象に含まれます。

（*4）第3条（被保険者）に規定する被保険者以外の者が所有、使用または管理する不動産または動産を含みます。

（*5）動物または植物を育成する施設には、孵化場、養殖場、果樹園等を含みます。

第3条（被保険者）

この条項において、被保険者とは、保険の対象について生じた損害によって営業が休止または阻害されたために損失を被る者で、保険証券に記載されたものをいいます。

第4条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた営業継続費用 ｱ. 保険契約者（*1） ｲ. 被保険者（*1） ｳ. ｱ.またはｲ.の代理人 エ. ｱ.またはｲ.の同居の親族
②	①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（*2）またはその者（*2）の代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた営業継続費用。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
③	風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの建物内部への吹き込み、浸み込みまたは漏入によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた営業継続費用。ただし、第1条（この条項の補償内容）（1）に規定する事故によって建物の外側の部分（*3）が破損したために保険の対象に吹き込み等損害（*4）が生じたことによって生じた営業継続費用を除きます。
④	次のいずれかに該当する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた営業継続費用 ｱ. 被保険者 ｲ. 被保険者側に属する者

⑤	第1条(1)①から⑥までもしくは(1)⑧に規定する事故または第4条(2)②に規定する事由によって発生した事故の際における保険の対象の紛失または盗難によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた営業継続費用
⑥	冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備の破壊、変調または機能停止に起因する温度変化によって冷凍・冷蔵物に損害が生じたことによって生じた営業継続費用。ただし、同一敷地内で生じた火災による冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備の破壊、変調または機能停止に起因する温度変化の場合は、この規定は適用しません。
⑦	電力の停止または異常な供給により、保険の対象である商品・製品等のみに損害が生じたことによって生じた営業継続費用。ただし、電力の停止または異常な供給が1時間未満である場合に限ります。
⑧	自動販売機、駐車券発行機、精算機、ゲーム機、コインランドリー機等、現金を投入することで商品やサービスを提供する機械(*5)またはこれらに収容される通貨等もしくは動産の盗難によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた営業継続費用
⑨	掘削機械の盗難によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた営業継続費用
⑩	万引き(*6)によって商品・製品等に損害が生じたことによって生じた営業継続費用。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この規定は適用しません。 ア. 万引き(*6)が、暴行または脅迫を伴うものであった場合 イ. 万引き(*6)のために建物または設備・什器等に破損が生じた場合
⑪	商品・製品等である植物に次のいずれかの損害が生じたことによって生じた営業継続費用 ア. 枯死以外の損害 イ. 事故発生後その日を含めて8日を経過する日以後に枯死した場合の損害 ウ. ウィルス、細菌、原生動物等による損害またはこれらによる疑いのある損害(*7)
⑫	商品・製品等である動物に次のいずれかの損害が生じたことによって生じた営業継続費用 ア. 死亡以外の損害 イ. 事故発生後その日を含めて8日を経過する日以後に死亡した場合の損害 ウ. ウィルス、細菌、原生動物等による損害またはこれらによる疑いのある損害(*7)
⑬	法令等の規制によって生じた営業継続費用
⑭	保険の対象の復旧または営業の継続に対する妨害によって生じた営業継続費用
⑮	次のいずれかに該当する事由が第2条(保険の対象)(1)③に規定するユーティリティ設備において生じたことによって生じた営業継続費用 ア. ユーティリティ設備の能力を超える利用または他の利用者による利用の優先 イ. 賃貸借契約等の契約または各種の免許の失効(*8)、解除または中断 ウ. 脅迫行為 エ. 水源の汚染、渇水または水不足
⑯	保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して保険の対象に損害が生じたことによって生じた営業継続費用。ただし、保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して、その事由が生じた部分に損害が生じたことによって生じた営業継続費用に限ります。また、次のいずれかに該当する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった場合に生じた営業継続費用については、この規定は適用しません。 ア. 保険契約者または被保険者 イ. ア.に代わって保険の対象を管理する者 ウ. ア.またはイ.の使用人
⑰	保険の対象に次の事由に起因して、その事由が生じた部分に損害が生じたことによって生じた営業継続費用 ア. 自然の消耗または劣化(*9) イ. ボイラースケールの進行 ウ. 性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱その他類似の事由 エ. ねずみ食いまたは虫食い等
⑱	保険の対象に生じたすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き、その他単なる外観上の損傷または保険の対象の汚損(*10)であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害が生じたことによって生じた営業継続費用

⑬	第2条(1)③に規定するユーティリティ設備に生じた損害により、被保険者が行う電気、ガス、熱、水道または工業用水道の供給が中断、停止または阻害されたために生じた営業継続費用
---	---

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
②	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質（*11）もしくは核燃料物質（*11）によって汚染された物（*12）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア以外の放射線照射または放射能汚染
④	次のいずれかに該当する事由 ア. ①から③までの事由によって発生した事故の延焼または拡大 イ. 発生原因が何であるにかかわらず、第1条（この条項の補償内容）(1)に規定する事故の第4条(2)①から③までの事由による延焼または拡大 ウ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱

（*1）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（*2）(1)①に規定する者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（*3）建物の外側の部分とは、外壁、屋根、開口部等をいいます。

（*4）吹き込み等損害とは、風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの建物内部への吹き込み、しみ込みまたは漏入によって生じた損害をいいます。

（*5）商品・製品等である機械は含みません。

（*6）万引きとは、買ひ物客を装い、陳列または保管されている商品・製品等を盗取することをいい、その未遂を含みます。

（*7）ウィルス、細菌、原生動物等による損害の発生またはその拡大を防止することを目的として、被保険者、行政機関等が保険の対象を処分することによる損害を含みます。

（*8）契約または各種の免許の失効とは、契約や免許の効力が一定の時点以降失われることをいいます。

（*9）自然の消耗または劣化には、保険の対象である機械・設備または装置の日常の使用または運転に伴う摩滅、摩耗、消耗または劣化を含みます。

（*10）汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。

（*11）核燃料物質には、使用済燃料を含みます。

（*12）核燃料物質（*11）によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

第5条（支払保険金の計算）

(1) 当会社は、保険証券記載の保険金額を限度とし、営業継続費用の額を営業継続費用保険金として支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、ユーティリティ設備が損害を受けた結果生じた営業継続費用に対して保険金を支払う場合は、1回の事故につき営業継続費用の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額を営業継続費用保険金として支払います。

(3) (1)および(2)の規定にかかわらず、次の①から③までの保険金が支払われる場合は、これらの保険金によって支払われる額を差し引いた残額を営業継続費用とみなします。

① この保険契約に物損害担保条項が付帯されている場合は、同条項第1条（この条項の補償内容）(3)③に規定する修理付帯費用保険金

② この保険契約に物損害担保条項が付帯されている場合は、同条項第1条(3)④に規定する損害拡大防止費用保険金

③ この保険契約に休業損失担保条項が付帯されている場合は、同条項第5条（支払保険金の計

算) (1) ②に規定する休業日数短縮費用

- (4) 第1条（この条項の補償内容）の営業継続費用保険金を支払うべき事故が保険証券記載の保険期間中2回以上生じた場合でも、当会社が支払うべき(1)の営業継続費用保険金の額は、通算して、この条項の保険金額をもって限度とします。
- (5) 当会社は、(1)に規定する営業継続費用保険金が支払われる場合に、基本条項第2節第1条（事故発生時等の義務）(2)⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用に対して、請求権の保全・行使手続費用保険金を支払います。ただし、この保険契約に物損害担保条項もしくは休業損失担保条項が付帯されている場合で、物損害担保条項第1条（この条項の補償内容）(3)⑤もしくは休業損失担保条項第1条（この条項の補償内容）(3)に規定する請求権の保全・行使手続費用保険金が支払われるときは、その保険金によって支払われる額を差し引いた残額を請求権の保全・行使手続費用保険金として支払います。

第3章 賠償責任担保条項

第1節 施設賠償責任担保条項

第1条（この条項の補償内容）

- (1) 当会社は、記名被保険者が対象施設において行う事業活動に起因して生じる施設・事業活動遂行事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- (2) (1)の「施設・事業活動遂行事故」とは、次の事由に起因する他人の身体の障害または財物の損壊をいいます。

①	被保険者による対象施設の所有、使用または管理
②	被保険者による事業活動の遂行

- (3) (1)の「施設・事業活動遂行事故」には、次の事由に起因する事故を含みません。

①	生産物
②	被保険者によって行われた事業活動の結果（*1）

- (4) 当会社は、(1)の事故が保険証券記載の保険期間中に日本国内で発生した場合に限り、保険金を支払います。

（*1）仕事が終了（*2）しまたは放棄された後のものをいいます。

（*2）仕事の目的物の引渡しを要するときは、引渡しとします。

第2条（被保険者）

- (1) この条項において、被保険者とは、次の者をいいます。ただし、②から⑦までの者は、記名被保険者が行う対象施設における事業活動に関する限りにおいて、被保険者に含まれるものとします。

①	記名被保険者
②	記名被保険者の使用人
③	記名被保険者が法人である場合は、その執行機関（*1）
④	記名被保険者が法人以外の社団である場合は、その構成員
⑤	記名被保険者が自然人である場合は、その同居の親族
⑥	記名被保険者の下請負人ならびにその執行機関（*1）および使用人
⑦	記名被保険者の請負業務の発注者

- (2) 被保険者相互間における他の被保険者は、「他人」とみなします。ただし、(1)①から⑤までの被保険者間を除きます。なお、これによって、この条項における当会社の支払限度額が増額されるものではありません。

（*1）理事、取締役その他法人の業務を執行する機関をいいます。

第3条（保険金をお支払いしない場合—その1）

- (1) 当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	保険契約者または被保険者の故意
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
③	地震、噴火、洪水、津波または高潮
④	次のいずれかの物の原子核反応または原子核の崩壊・分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用（*1） ア. 核燃料物質（*2） イ. 核原料物質 ウ. 放射性元素 エ. 放射性同位元素 オ. アからエまでのいずれかにより汚染された物（*3） ただし、この規定は、医学的または産業的な利用に供される放射性同位元素（*4）については、その使用、貯蔵または運搬中に生じた原子核反応または原子核の崩壊もしくは分裂による損害に限り、適用しません。ただし、その使用、貯蔵または運搬に関し法令違反があった場合を除きます。
⑤	汚染物質の排出等（*5）。ただし、この規定は、次のすべての条件をみたす場合には適用しません。 ア. 汚染物質の排出等（*5）が不測かつ急激であり、その原因となる事故が突発的に発生したものであること。 イ. 汚染物質の排出等（*5）の原因となる事故が発生してからその日を含めて7日以内に被保険者がその排出等（*5）を発見したこと。 ウ. その発見日からその日を含めて21日以内に被保険者が基本条項第2節第1条（事故発生時等の義務）（3）③の通知を当会社に対して行ったこと。
⑥	石綿もしくは石綿を含む製品または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品が有する発がん性その他の有害な特性

⑦	次の行為の遂行またはその結果 7. 疾病の治療・軽減・予防・診察・診断、療養の方法の指導、矯正、出産の立会い、検索もしくは診断書・検案書・処方せん等の作成・交付等の医療行為または美容整形、医学的堕胎、助産もしくは採血等の行為であって、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師が行うのでなければ人体に危害を生ずるおそれがある行為。ただし、法令により、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外の者が行うことを許されている行為を除きます。 4. 医薬品の調剤・投与・販売・供給または医薬品もしくは医療器具等の治験 5. はり、きゅう、あん摩・マッサージ・指圧または柔道整復 6. 次のカイロプラクティック、整体その他これらと類似の行為 (7) 腫瘍性疾患、出血性疾患、感染症疾患、リュウマチ、筋萎縮性疾患、心疾患、椎間板ヘルニア、後縦靱帯骨化症、変形性脊椎症、脊柱管狭窄症、骨粗鬆症、環軸椎亜脱臼、不安定脊椎、側湾症、二分脊椎症または脊椎すべり症に対する施術 (4) 頸椎に対する急激な回転伸展操作を加えるスラスト法による施術 8. 次のいずれかの法律に違反し、もしくは違反するおそれのあるエステティック、垢すりまたはアロマセラピーその他これらと類似の行為 (7) 医師法 (4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (4) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律 (エ) 柔道整復師法 9. 次のエステティックその他これらと類似の行為 (7) 毛根部分の組織をレーザー等により破壊することによる脱毛行為 (4) 皮膚の表皮に針を用いて色素を注入するアートメイキング行為 (4) 皮膚の剥離を伴う程度の強い薬品を用いたピーリング行為 (エ) パーマネント・ウェーブ用剤を用いたまつ毛パーマ行為 10. 法令により、建築士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師以外の者が行うことを禁じられている専門的行為 11. 飛行場のグラウンドハンドリング業務、航空管制業務、LPガス販売業務、産業廃棄物処理業務または遊漁船業務としての行為 12. スキューバダイビング、パラセーリング、水上スキー、ウエイクボード、パラグライダー、ハンググライダー、スカイダイビング、フリースタイルスキー、ラフティング、ロッククライミング、バンジージャンプまたは山岳登山の運営、指導、監督または引率
---	---

(2) 当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
②	被保険者と同居する親族に対する賠償責任
③	被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任

(3) 当会社は、汚染浄化費用（*6）またはこれによる損失に対しては、保険金を支払いません。ただし、(1) ⑤のただし書きの場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を除きます。

(4) 当会社は、日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された事故については、保険金を支払いません。

- (※1) 放射能汚染または放射線障害を含みます。
- (※2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (※3) 原子核分裂生成物を含みます。
- (※4) ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。
- (※5) 排出・流出・溢出または漏出をいいます。
- (※6) 汚染物質の調査・監視・清掃・移動・収容・処理・脱毒・中和等に要するすべての費用をいいます。

第4条（保険金をお支払いしない場合—その2）

当会社は、第3条（保険金をお支払いしない場合—その1）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次の物の所有、使用または管理 ア. 自動車または原動機付自転車 イ. 航空機 ウ. 対象施設外における船舶・車両（*1）または動物 エ. 昇降機
②	建物外部から内部への雨、雪、雹、みぞれまたはあられの浸入または吹込み
③	飛散防止対策等の事故発生の予防に必要な措置を取らずに行われた仕事による塗料その他の塗装用材料、鉄粉、鉄さびまたは火の粉の飛散または拡散。ただし、塗装用容器または作業用具の落下または転倒によるものを除きます。
④	ちり・ほこりまたは騒音
⑤	管理下財物の損壊

（*1）原動力がもっぱら人力である場合を除きます。

第5条（損害の範囲）

当会社が保険金を支払う第1条（この条項の補償内容）(1)の損害は、次のいずれかに該当するものに限ります。

①	法律上の損害賠償金	法律の規定に基づき被保険者が被害者に対して行う賠償債務の弁済としての支出をいいます。被保険者が弁済によって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。
②	争訟費用	損害賠償責任に関する争訟について被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。
③	損害防止軽減費用・緊急措置費用	基本条項第2節第1条（事故発生時等の義務）(3) ①または⑥の規定に基づき被保険者が他人から損害の賠償を受ける権利の保全もしくは行使について必要な手続を行いまたは既に発生した事故に係る損害の発生もしくは拡大の防止について必要なその他の手段を講じた場合において、被保険者がその手続または手段のために当会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用をいいます。 その手続を行いまたは手段を講じた後に損害賠償責任を負担しないことが判明した場合において、被保険者が支出した応急手当、護送その他の緊急措置に要した費用または当会社の書面による同意を得て支出したその他の費用を含みます。
④	協力費用	基本条項第2節第3条（損害賠償請求解決のための協力—賠償責任担保条項）(1)の規定に基づき当会社が被保険者に代わって被害者による損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が当会社の求めに応じて協力するために支出した費用をいいます。

第6条（支払保険金の計算）

(1) 当会社は、第5条（損害の範囲）に規定する損害に対して、それぞれ次の規定に従って保険金を支払います。

① 法律上の損害賠償金	1回の事故について、次の式により算出される金額を支払います。 保険金の額 = 法律上の損害賠償金の額 － 保険証券記載の1事故免責金額 ただし、保険証券記載の支払限度額を限度とします。
-------------	---

② 争訟費用	全額を支払います。
③ 損害防止軽減費用・緊急措置費用	
④ 協力費用	

- (2) 保険証券に、対人および対物に区分して支払限度額および免責金額が記載されている場合は、対人賠償損害および対物賠償損害それぞれについて、支払限度額および免責金額を適用し、保険証券に、対人賠償損害および対物賠償損害の共通の支払限度額および免責金額が記載されている場合は、対人賠償損害および対物賠償損害を合算して、支払限度額および免責金額を適用します。

第7条（1回の事故の定義）

支払限度額または免責金額の適用にあたり、同一の原因または事由に起因して保険証券記載の保険期間中に発生した一連の事故は、発生の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、「1回の事故」とみなし、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。

第8条（先取特権）

- (1) 被害者（*1）は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（*2）について先取特権を有します。
(2) 当会社が第5条（損害の範囲）①の損害に対して保険金を支払うのは、次のいずれかに該当する場合に限りです。

①	被保険者が被害者（*1）に対して賠償債務を弁済した後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が弁済した金額を限度とします。
②	被保険者が被害者（*1）に対して賠償債務を弁済する前に、被保険者の指図により、当会社から直接、被害者（*1）に支払う場合
③	被保険者が被害者（*1）に対して賠償債務を弁済する前に、被害者（*1）が被保険者の当会社に対する保険金請求権（*2）についての先取特権を行使したことにより、当会社から直接、被害者（*1）に支払う場合
④	被保険者が被害者（*1）に対して賠償債務を弁済する前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを被害者（*1）が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被害者（*1）が承諾した金額を限度とします。

- (3) 保険金請求権（*2）は、被害者（*1）以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（*2）を質権の目的とし、または(2)③の場合を除き、差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（*1）第1条（この条項の補償内容）(1)の損害につき被保険者に対して損害賠償請求権を有する者をいいます。

（*2）第5条①の法律上の損害賠償金に対するものに限りです。

第2節 生産物賠償責任担保条項

第1条（この条項の補償内容）

- (1) 当会社は、記名被保険者が対象施設において行う事業活動に起因して生じる生産物・完成作業事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
(2) (1)の「生産物・完成作業事故」とは、次の事由に起因する他人の身体の障害または財物の損壊をいいます。

①	生産物
②	被保険者によって行われた事業活動の結果（*1）

- (3) 当会社は、(1)の事故が保険証券記載の保険期間中に日本国内で発生した場合に限り、保険金を支払います。

（*1）仕事が終了（*2）しまたは放棄された後のものをいいます。

(※2) 仕事の目的物の引渡しを要するときは、引渡しとします。

第2条（被保険者）

(1) この条項において、被保険者とは、次の者をいいます。ただし、②から⑦までの者は、記名被保険者が行う対象施設における事業活動に関する限りにおいて、被保険者に含まれるものとします。

①	記名被保険者
②	記名被保険者の使用人
③	記名被保険者が法人である場合は、その執行機関（※1）
④	記名被保険者が法人以外の社団である場合は、その構成員
⑤	記名被保険者が自然人である場合は、その同居の親族
⑥	記名被保険者の下請負人ならびにその執行機関（※1）および使用人
⑦	記名被保険者の請負業務の発注者

(2) 被保険者相互間における他の被保険者は、「他人」とみなします。ただし、(1) ①から⑤までの被保険者間を除きます。なお、これによって、この条項における当会社の支払限度額が増額されるものではありません。

(※1) 理事、取締役その他法人の業務を執行する機関をいいます。

第3条（保険金をお支払いしない場合—その1）

(1) 当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	保険契約者または被保険者の故意
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
③	地震、噴火、洪水、津波または高潮
④	次のいずれかの物の原子核反応または原子核の崩壊・分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用（※1） ア.核燃料物質（※2） イ.核原料物質 ウ.放射性元素 エ.放射性同位元素 オ.ア.からエ.までのいずれかにより汚染された物（※3） ただし、この規定は、医学的または産業的な利用に供される放射性同位元素（※4）については、その使用、貯蔵または運搬中に生じた原子核反応または原子核の崩壊もしくは分裂による損害に限り、適用しません。ただし、その使用、貯蔵または運搬に関し法令違反があった場合を除きます。
⑤	汚染物質の排出等（※5）。ただし、この規定は、次のすべての条件をみたす場合には適用しません。 ア.汚染物質の排出等（※5）が不測かつ急激であり、その原因となる事故が突発的に発生したものであること。 イ.汚染物質の排出等（※5）の原因となる事故が発生してからその日を含めて7日以内に被保険者がその排出等（※5）を発見したこと。 ウ.その発見日からその日を含めて21日以内に被保険者が基本条項第2節第1条（事故発生時等の義務）(3) ③の通知を当会社に対して行ったこと。
⑥	石綿もしくは石綿を含む製品または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品が有する発がん性その他の有害な特性

⑦	次の行為の遂行またはその結果 7. 疾病の治療・軽減・予防・診察・診断、療養の方法の指導、矯正、出産の立会い、検案もしくは診断書・検案書・処方せん等の作成・交付等の医療行為または美容整形、医学的堕胎、助産もしくは採血等の行為であって、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師が行うのでなければ人体に危害を生ずるおそれがある行為。ただし、法令により、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外の者が行うことを許されている行為を除きます。 4. 医薬品の調剤・投与・販売・供給または医薬品もしくは医療器具等の治験 5. はり、きゅう、あん摩・マッサージ・指圧または柔道整復 6. 次のカイロプラクティック、整体その他これらと類似の行為 (7) 腫瘍性疾患、出血性疾患、感染症疾患、リュウマチ、筋萎縮性疾患、心疾患、椎間板ヘルニア、後縦靱帯骨化症、変形性脊椎症、脊柱管狭窄症、骨粗鬆症、環軸椎亜脱臼、不安定脊椎、側湾症、二分脊椎症または脊椎すべり症に対する施術 (4) 頸椎に対する急激な回転伸展操作を加えるスラスト法による施術 8. 次のいずれかの法律に違反し、もしくは違反するおそれのあるエステティック、垢すりまたはアロマセラピーその他これらと類似の行為 (7) 医師法 (4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (4) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律 (エ) 柔道整復師法 9. 次のエステティックその他これらと類似の行為 (7) 毛根部分の組織をレーザー等により破壊することによる脱毛行為 (4) 皮膚の表皮に針を用いて色素を注入するアートメイキング行為 (4) 皮膚の剥離を伴う程度の強い薬品を用いたピーリング行為 (エ) パーマネント・ウェーブ用剤を用いたまつ毛パーマ行為 10. 法令により、建築士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師以外の者が行うことを禁じられている専門的行為 11. 飛行場のグラウンドハンドリング業務、航空管制業務、L Pガス販売業務、産業廃棄物処理業務または遊漁船業務としての行為 12. スキューバダイビング、パラセーリング、水上スキー、ウエイクボード、パラグライダー、ハンググライダー、スカイダイビング、フリースタイルスキー、ラフティング、ロッククライミング、バンジージャンプまたは山岳登山の運営、指導、監督または引率
---	--

(2) 当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
②	被保険者と同居する親族に対する賠償責任
③	被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任

(3) 当会社は、汚染浄化費用（*6）またはこれによる損失に対しては、保険金を支払いません。ただし、(1) ⑤のただし書きの場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を除きます。

(4) 当会社は、日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された事故については、保険金を支払いません。

- (*1) 放射能汚染または放射線障害を含みます。
- (*2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (*3) 原子核分裂生成物を含みます。
- (*4) ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。
- (*5) 排出・流出・溢出または漏出をいいます。
- (*6) 汚染物質の調査・監視・清掃・移動・収容・処理・脱毒・中和等に要するすべての費用をいいます。

第4条（保険金をお支払いしない場合—その2）

(1) 当会社は、第3条（保険金をお支払いしない場合—その1）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物または行った事業活動の結果（*1）
②	生産物または仕事の目的物の効能または性能に関する不当な表示（*2）または虚偽の表示
③	次の財物の損壊またはその使用不能（*3） ア. 生産物 イ. 仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物（*4） ウ. 完成品（*5） エ. 生産物もしくは完成品（*5）が機械・工具である場合または機械・工具の制御装置として使用されている場合は、その機械・工具によって製造または加工された財物
④	次の生産物 ア. たばこ、武器 イ. 航空機またはその構成部品 ウ. 医薬品、飼料またはこれらを構成する物質 エ. DES（*6）、トリアゾラム、レートリプトファンまたは体内移植用シリコーン
⑤	事業活動が行われた場所に放置または遺棄された機械、装置または資材
⑥	土地造成工事、地盤改良工事、埋立工事、護岸工事または浚渫工事の結果（*1）

(2) 当会社は、リコール措置のために要した費用に対しては、被保険者が支出したかどうかにかかわらず、保険金を支払いません。

（*1）仕事が終了（*7）しまたは放棄された後のものをいいます。

（*2）実際よりも著しく優良であると示すことをいいます。

（*3）財物の一部のかしによるその財物の他の部分の損壊または使用不能を含みます。

（*4）作業が加えられるべきであった場合を含みます。

（*5）生産物を原材料、部品（*8）、容器または包装として使用して製造または加工された財物をいいます。

（*6）ジエチルスチルベストロール系製剤をいいます。

（*7）仕事の目的物の引渡しを要するときは、引渡しとします。

（*8）添加物および資材を含みます。

第5条（損害の範囲）

当会社が保険金を支払う第1条（この条項の補償内容）(1)の損害は、次のいずれかに該当するものに限ります。

①	法律上の損害賠償金	法律の規定に基づき被保険者が被害者に対して行う賠償債務の弁済としての支出をいいます。被保険者が弁済によって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。
②	争訟費用	損害賠償責任に関する争訟について被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。
③	損害防止軽減費用・緊急措置費用	基本条項第2節第1条（事故発生時等の義務）(3) ①または⑥の規定に基づき被保険者が他人から損害の賠償を受ける権利の保全もしくは行使について必要な手続を行いまたは既に発生した事故に係る損害の発生もしくは拡大の防止について必要なその他の手段を講じた場合において、被保険者がその手続または手段のために当会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用をいいます。 その手続を行いまたは手段を講じた後に損害賠償責任を負担しないことが判明した場合において、被保険者が支出した応急手当、護送その他の緊急措置に要した費用または当会社の書面による同意を得て支出したその他の費用を含みます。

④	協力費用	基本条項第2節第3条（損害賠償請求解決のための協力—賠償責任担保条項）(1)の規定に基づき当社が被保険者に代わって被害者による損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が当会社の求めに応じて協力するために支出した費用をいいます。
---	------	---

第6条（支払保険金の計算）

(1) 当社は、第5条（損害の範囲）に規定する損害に対して、それぞれ次の規定に従って保険金を支払います。

① 法律上の損害賠償金	1回の事故について、次の式により算出される金額を支払います。 保険金の額 ＝ 法律上の損害賠償金の額 － 保険証券記載の1事故免責金額 ただし、保険証券記載の支払限度額を限度とします。
② 争訟費用	全額を支払います。
③ 損害防止軽減費用・緊急措置費用	
④ 協力費用	

(2) 保険証券に、対人および対物に区分して支払限度額および免責金額が記載されている場合は、対人賠償損害および対物賠償損害それぞれについて、支払限度額および免責金額を適用し、保険証券に、対人賠償損害および対物賠償損害の共通の支払限度額および免責金額が記載されている場合は、対人賠償損害および対物賠償損害を合算して、支払限度額および免責金額を適用します。

第7条（1回の事故の定義）

支払限度額または免責金額の適用にあたり、同一の原因または事由に起因して保険証券記載の保険期間中に発生した一連の事故は、発生の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、「1回の事故」とみなし、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。

第8条（先取特権）

(1) 被害者（*1）は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（*2）について先取特権を有します。
(2) 当社が第5条（損害の範囲）①の損害に対して保険金を支払うのは、次のいずれかに該当する場合に限ります。

①	被保険者が被害者（*1）に対して賠償債務を弁済した後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が弁済した金額を限度とします。
②	被保険者が被害者（*1）に対して賠償債務を弁済する前に、被保険者の指図により、当会社から直接、被害者（*1）に支払う場合
③	被保険者が被害者（*1）に対して賠償債務を弁済する前に、被害者（*1）が被保険者の当会社に対する保険金請求権（*2）についての先取特権を行使したことにより、当会社から直接、被害者（*1）に支払う場合
④	被保険者が被害者（*1）に対して賠償債務を弁済する前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを被害者（*1）が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被害者（*1）が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権（*2）は、被害者（*1）以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（*2）を質権の目的とし、または(2)③の場合を除き、差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（*1）第1条（この条項の補償内容）(1)の損害につき被保険者に対して損害賠償請求権を有する者をいいます。

（*2）第5条①の法律上の損害賠償金に対するものに限りです。

第 3 節 借家人賠償責任担保条項

第 1 条（この条項の補償内容）

当会社は、日本国内において生じた下表のいずれかの偶然な事故に起因して借用施設（*1）を損壊（*2）することにより、第 2 条（被保険者）に規定する被保険者が、借用施設（*1）についてその貸主（*3）に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この条項および基本条項の規定に従い、保険金を支払います。

①	火災
②	破裂または爆発（*4）
③	給排水設備（*5）の使用または管理に起因する漏水、放水等による水濡れ

（*1）借用施設とは、対象施設のうち被保険者が借用している部分をいいます。

（*2）損壊とは、滅失（*6）、破損（*7）または汚損（*8）をいいます。ただし、ウィルス、細菌、原生動物等の付着、接触等またはそれらの疑いがある場合を除きます。

（*3）貸主には、転貸人を含みます。

（*4）破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

（*5）給排水設備には、スプリンクラー設備および装置を含みます。

（*6）滅失とは、財物がその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐取および横領を含みません。

（*7）破損とは、財物が予定または意図されない物理的、化学的または生物学的な変化によりその客観的な経済的価値が減少することをいいます。

（*8）汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。

第 2 条（被保険者）

（1）被保険者とは、下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	記名被保険者
②	記名被保険者が未成年者である場合は、その者の親権者およびその他の法定の監督義務者

（2）（1）の記名被保険者について、死亡その他の事由が生じた場合は、保険契約者または被保険者は、そのことを当会社に書面等により申し出て、記名被保険者の変更を請求することができます。ただし、当会社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。

（3）この条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、第 5 条（支払保険金の計算）に規定する当会社の支払うべき支払限度額が増額されるものではありません。

第 3 条（保険金を支払わない場合）

（1）当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意 ア. 保険契約者（*1） イ. 被保険者（*1） ウ. ア.またはイ.の法定代理人
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（*2）
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物（*3）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染

⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. ②から④までの事由によって発生した事故の延焼または拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、事故の②から④までの事由による拡大 (*4) ウ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱
⑥	被保険者の心神喪失
⑦	借用施設 (*5) の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合については、この規定は適用しません。

(2) 当会社は、被保険者が下表の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者と借用施設 (*5) の貸主 (*6) との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
②	被保険者が借用施設 (*5) を貸主 (*6) に引き渡した後に発見された借用施設 (*5) の損壊 (*7) に起因する損害賠償責任

(*1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(*3) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*4) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

(*5) 借用施設とは、対象施設のうち被保険者が借用している部分をいいます。

(*6) 貸主には、転貸人を含みます。

(*7) 損壊とは、滅失 (*8)、破損 (*9) または汚損 (*10) をいいます。ただし、ウィルス、細菌、原生動物等の付着、接触等またはそれらの疑いがある場合を除きます。

(*8) 滅失とは、財物がその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐取および横領を含みません。

(*9) 破損とは、財物が予定または意図されない物理的、化学的または生物学的な変化によりその客観的な経済的価値が減少することをいいます。

(*10) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。

第4条（損害の範囲）

当会社が保険金を支払う第1条（この条項の補償内容）の損害は、次のいずれかに該当するものに限ります。

①	法律上の損害賠償金	法律の規定に基づき被保険者が被害者に対して行う賠償債務の弁済としての支出をいいます。被保険者が弁済によって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。
②	争訟費用	損害賠償責任に関する争訟について被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。
③	損害防止軽減費用・緊急措置費用	基本条項第2節第1条（事故発生時等の義務）(3) ①または⑥の規定に基づき被保険者が他人から損害の賠償を受ける権利の保全もしくは行使について必要な手続を行いまたは既に発生した事故に係る損害の発生もしくは拡大の防止について必要なその他の手段を講じた場合において、被保険者がその手続または手段のために当会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用をいいます。 その手続を行いまたは手段を講じた後に損害賠償責任を負担しないことが判明した場合において、被保険者が支出した応急手当、護送その他の緊急措置に要した費用または当会社の書面による同意を得て支出したその他の費用を含みます。

④ 協力費用	基本条項第2節第3条（損害賠償請求解決のための協力—賠償責任担保条項）(1)の規定に基づき当社が被保険者に代わって被害者による損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が当社の求めに応じて協力するために支出した費用をいいます。
--------	--

第5条（支払保険金の計算）

当社は、第4条（損害の範囲）に規定する損害に対して、それぞれ次の規定に従って保険金を支払います。

① 法律上の損害賠償金	1回の事故について、次の式により算出される金額を支払います。 保険金の額 ＝ 法律上の損害賠償金の額 － 保険証券記載の1事故免責金額 ただし、保険証券記載の支払限度額を限度とします。
② 争訟費用	全額を支払います。
③ 損害防止軽減費用・緊急措置費用	
④ 協力費用	

第6条（先取特権）

(1) 借用施設（*1）の貸主（*2）は、被保険者の当社に対する保険金請求権（*3）について先取特権を有します。

(2) 当社は、下表に該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

①	被保険者が借用施設（*1）の貸主（*2）に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
②	被保険者が借用施設（*1）の貸主（*2）に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、借用施設（*1）の貸主（*2）に支払う場合
③	被保険者が借用施設（*1）の貸主（*2）に対してその損害の賠償をする前に、借用施設（*1）の貸主（*2）が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、借用施設（*1）の貸主（*2）に支払う場合
④	被保険者が借用施設（*1）の貸主（*2）に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを借用施設（*1）の貸主（*2）が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、借用施設（*1）の貸主（*2）が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権（*3）は、借用施設（*1）の貸主（*2）以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（*3）を質権の目的とし、または(2)の表の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)の表の①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合は、この規定を適用しません。

（*1）借用施設とは、対象施設のうち被保険者が借用している部分をいいます。

（*2）貸主には、転貸人を含みます。

（*3）第4条（損害の範囲）の表の①の法律上の損害賠償金に対するものに限りです。

第4章 基本条項

第1節 契約手続および保険契約者等の義務

第1条（告知義務）

保険契約の締結（*1）の際、保険契約者または被保険者（*2）になる者は、保険契約申込書等の記載事項のうち、告知事項について、事実を当社の定める方法により正確に告知し、その他の事項について、当社の定める方法により正確に記載しなければなりません。

（*1）物損害担保条項においては、保険契約の締結には、保険の対象の追加を含みます。

（*2）賠償責任担保条項においては、記名被保険者としてします。

第2条（通知義務）

- (1) 保険契約の締結（*1）の後、下表のいずれかに該当する事実が発生した場合は、保険契約者または被保険者（*2）は、遅滞なく、そのことを当会社に通知しなければなりません。ただし、保険契約者または被保険者（*2）が当会社に通知する前に、その事実がなくなった場合は、当会社に通知する必要はありません。

物損害担保条項	① 被保険者が、保険証券記載の事業の種類を変更すること（*3）。
	② 対象施設の所在する建物の構造を変更すること。
	③ ①および②のほか、告知事項（*4）の内容に変更を生じさせる事実（*5）が発生すること。
休業損失等担保条項、賠償責任担保条項	① 被保険者（*2）が、保険証券記載の事業の種類を変更すること（*3）。
	② ①のほか、告知事項（*4）の内容に変更を生じさせる事実（*5）が発生すること。

- (2) 当会社は、(1) の通知を受けた場合は、保険契約者または被保険者（*2）に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。

（*1）物損害担保条項においては、保険契約の締結には、保険の対象の追加を含みます。

（*2）賠償責任担保条項においては、記名被保険者とします。

（*3）新たな事業の追加または事業の全部もしくは一部を中止することを含みます。

（*4）他の保険契約等に関する事実を除きます。

（*5）告知事項（*4）のうち、保険契約の締結の際に当会社が交付する書類等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

第3条（保険契約者の住所等変更に関する通知義務）

- (1) 保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、そのことを当会社に書面等によって通知しなければなりません。

- (2) 保険契約者が (1) の規定による通知をしなかった場合において、当会社が保険契約者の住所または通知先を確認できなかったときは、当会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に保険契約者に到達したものとみなします。ただし、保険契約の取消しまたは解除を通知する場合は、この規定は適用しません。

第4条（保険の対象の譲渡または相続等に関する通知義務）

- (1) 物損害担保条項においては、保険契約の締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合において、この保険契約の権利および義務（*1）を保険の対象の譲受人に譲渡しようとするときは、保険契約者は、あらかじめ、書面等をもってその事実を当会社に申し出て、承認の請求を行わなければなりません。

- (2) 物損害担保条項においては、保険契約の締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合において、(1) に該当しないときは、保険契約者は、遅滞なく、書面等をもって、保険の対象の譲渡の事実を当会社に通知しなければなりません。

- (3) 保険契約の締結の後、被保険者（*2）について相続、合併その他の包括承継があった場合は、保険契約者（*3）は、遅滞なく、書面等をもってその事実を当会社に通知しなければなりません。

（*1）この保険契約の権利および義務とは、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務をいいます。

（*2）賠償責任担保条項においては、記名被保険者とします。

（*3）保険契約者が被保険者（*2）と同一である場合は、保険契約者の法定相続人その他の包括承継人をいいます。

第5条（保険金額の調整－物損害担保条項）

物損害担保条項においては、次の規定を適用します。

- (1) 保険契約の締結（*1）の際、保険金額が保険の対象の価額を超過したことについて、保険契約者および被保険者が善意で、かつ、重大な過失がなかった場合は、保険契約者は、当会社にそのこと

を通知し、その超過していた部分について、この保険契約を取り消すことができます。

- (2) 保険契約の締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合は、保険契約者は、当会社に出すことを通知し、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。
- (3) 当会社は、(1) または (2) の通知を受けた場合は、保険契約者に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。
- (※1) 保険契約の締結には、保険の対象の追加を含みます。

第6条（損害発生予防義務－賠償責任担保条項）

賠償責任担保条項においては、次の規定を適用します。

- (1) 被保険者は、常に損害の発生を予防するために必要な処置を講じるものとします。
- (2) 当会社は、保険期間中いつでも (1) の予防措置の状況を調査し、その不備の改善を被保険者に請求することができます。

第2節 事故発生時等の手続

第1条（事故発生時等の義務）

- (1) 物損害担保条項においては、保険契約者または被保険者は、事故または損害が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止	損害の発生および拡大の防止に努めること。
② 事故発生の通知	事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
③ 事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、当会社に書面等により通知すること。 ア. 事故の状況 イ. 事故の発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
④ 他の保険契約等の通知	他の保険契約等の有無および内容（※1）について、遅滞なく、当会社に通知すること。
⑤ 訴訟の通知	損害賠償の請求（※2）についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
⑥ 請求権の保全等	他人に損害賠償の請求（※2）をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑦ 盗難の届出	保険の対象に盗難による損害が発生した場合は、遅滞なく警察官に届け出ること。
⑧ 修理着工の事前承認	保険の対象を修理する場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、必要な応急の仮手当を行う場合を除きます。
⑨ 調査の協力等	①から⑧までのほか当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また、当会社が行う損害の調査に協力すること（※3）。
⑩ 預貯金証書盗難の届出	預貯金証書が盗難にあった場合は、直ちに預貯金先あてに届け出ること。

- (2) 休業損失等担保条項においては、保険契約者または被保険者は、事故、損害または損失が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

① 損害および損失の発生および拡大の防止	損害および損失の発生および拡大の防止に努めること。
② 事故発生の通知	事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。

③ 事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、当会社に書面等により通知すること。 ア. 事故の状況 イ. 事故の発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
④ 他の保険契約等の通知	他の保険契約等の有無および内容（*1）について、遅滞なく、当会社に通知すること。
⑤ 訴訟の通知	損害賠償の請求（*2）についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
⑥ 請求権の保全等	他人に損害賠償の請求（*2）をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑦ 盗難の届出	保険の対象に盗難による損害が発生した場合は、遅滞なく警察官に届け出ること。
⑧ 修理着工の事前承認	保険の対象を修理する場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、必要な応急の仮手当を行う場合を除きます。
⑨ 調査の協力等	①から⑧までのほか当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また、当社が行う損害の調査に協力すること（*3）。

(3) 賠償責任担保条項においては、保険契約者または被保険者は、事故または損害が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止	既に発生した事故に係る損害の発生および拡大を防止するために必要な措置を講じること。
② 事故発生の通知	事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
③ 事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、当会社に書面等により通知すること。 ア. 事故の状況 イ. 事故の発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 被害者の住所および氏名または名称 エ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
④ 他の保険契約等の通知	他の保険契約等の有無および内容（*1）について、遅滞なく、当会社に通知すること。
⑤ 訴訟の通知	損害賠償の請求（*2）についての訴訟を提起しようとする場合または提起された場合は、直ちに当会社に通知すること。
⑥ 請求権の保全等	他人に損害賠償の請求（*2）をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑦ 損害賠償責任承認の事前承認	あらかじめ当会社の承認を得ないで損害賠償責任の全部または一部を承認しないこと。なお、応急手当、護送その他の緊急措置については、当会社の承認を得る必要はありません。
⑧ 回収措置等	次のいずれかに該当する場合は、事故の拡大（*4）または発生を防止するため、遅滞なく記名被保険者が製造、販売もしくは提供した財物（*5）もしくは仕事の目的物またはこれらが一部をなすその他の財物について、回収、検査、修理、交換その他の適切な措置を講じること。 ア. 記名被保険者が製造、販売もしくは提供した財物（*5）または記名被保険者の仕事の結果に起因した事故が発生した場合 イ. 保険契約者または被保険者が、事故の発生するおそれがあることを知った場合
⑨ 調査の協力等	①から⑧までのほか当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また、当社が行う損害の調査に協力すること。

（*1）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

- (※2) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (※3) 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社が、事故が生じた建物もしくは敷地内を調査することまたはその建物もしくは敷地内に収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他の場所に移転することに協力することを含みます。
- (※4) 同種の事故の発生を含みます。
- (※5) その財物に付随して提供された包装もしくは容器またはその財物の品質、性能もしくは使用方法についてなされた説明もしくは警告を含みます。

第2条（事故発生時等の義務違反）

- (1) 物損害担保条項においては、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第1条（事故発生時等の義務）(1)の表の規定に違反した場合は、当会社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

① 第1条(1)の表の①	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 第1条(1)の表の②から⑤までは同表の⑦から⑩まで	第1条(1)の表の②から⑤までは同表の⑦から⑩までの規定に違反したことによって当会社が被った損害の額
③ 第1条(1)の表の⑥	他人に損害賠償の請求（※1）をすることによって取得することができたと認められる額

- (2) 物損害担保条項においては、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第1条（事故発生時等の義務）(1)の表の③、同表の⑦もしくは同表の⑨に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造し、または同表の⑩の通知、届出もしくは手続について事実と異なる内容のものとした場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- (3) 休業損失等担保条項においては、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第1条（事故発生時等の義務）(2)の表の規定に違反した場合は、当会社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

① 第1条(2)の表の①	損害または損失の発生または拡大を防止することによって削減することができたと認められる損失または営業継続費用の額
② 第1条(2)の表の②から⑤までは同表の⑦から⑨まで	第1条(2)の表の②から⑤までは同表の⑦から⑨までの規定に違反したことによって当会社が被った損害の額
③ 第1条(2)の表の⑥	他人に損害賠償の請求（※1）をすることによって取得することができたと認められる額

- (4) 休業損失等担保条項においては、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第1条（事故発生時等の義務）(2)の表の③、同表の⑦もしくは同表の⑨に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- (5) 賠償責任担保条項においては、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第1条（事故発生時等の義務）(3)の表の規定に違反した場合は、当会社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

① 第1条(3)の表の①	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 第1条(3)の表の②から⑤までは同表の⑧から⑨まで	第1条(3)の表の②から⑤までは同表の⑧から⑨までの規定に違反したことによって当会社が被った損害の額
③ 第1条(3)の表の⑥	他人に損害賠償の請求（※1）をすることによって取得することができたと認められる額

④ 第1条(3)の表の ⑦	被保険者に法律上の損害賠償責任がないと認められる額
------------------	---------------------------

(6) 賠償責任担保条項においては、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第1条（事故発生時等の義務）(3)の表の③もしくは同表の⑨に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(※1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第3条（損害賠償請求解決のための協力—賠償責任担保条項）

賠償責任担保条項においては、次の規定を適用します。

- (1) 当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者による損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (2) 被保険者が正当な理由がなくて(1)の協力の要求に応じない場合は、当会社は、被保険者が(1)の規定に違反したことによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第3節 保険金請求手続

第1条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、それぞれ次のとおりとします。
 - ① 物損害担保条項に係る保険金請求権は、事故による損害が発生した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
 - ② 休業損失等担保条項に係る保険金請求権は、事故による損失または営業継続費用が発生した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
 - ③ 賠償責任担保条項に係る保険金請求権は、下表の「保険金請求権が発生する時」欄に規定する時から発生し、「保険金請求権を行行使できる時」欄に規定する時からこれを行行使できるものとします。

	保険金請求権が発生する時	保険金請求権を行行使できる時
賠償責任担保条項第1節第5条（損害の範囲）の表の①の法律上の損害賠償金、賠償責任担保条項第2節第5条（損害の範囲）の表の①の法律上の損害賠償金または賠償責任担保条項第3節第4条（損害の範囲）の表の①の法律上の損害賠償金	事故による損害が発生した時	判決、調停もしくは裁判上の和解または被保険者と被害者の間の書面による合意のいずれかによって被保険者の損害賠償責任の有無および法律上の損害賠償金が確定した時
賠償責任担保条項第1節第5条（損害の範囲）の表の②から④までの費用、賠償責任担保条項第2節第5条（損害の範囲）の表の②から④までの費用または賠償責任担保条項第3節第4条（損害の範囲）の表の②から④までの費用	被保険者が費用を支出した時	費用の額が確定した時

- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、下表に規定する書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

① 物損害担保条項、 休業損失等担保条項	ア. 保険金の請求書 イ. 損害額または損失額を証明する書類（*1） ウ. 被保険者が死亡した場合は、被保険者の除籍および被保険者のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本 エ. 第5条（指定代理請求人－物損害担保条項、休業損失等担保条項）に規定する被保険者の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条（1）の表に規定する者であることを証明する書類 オ. 当会社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書 カ. 所轄消防署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類 キ. 盗難による損害の場合は、所轄警察官署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類 ク. 保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合において、被保険者に保険金を支払うときは、質権者または譲渡担保権者からの保険金支払指図書 ケ. ア.からク.までのほか、当会社が第2条（保険金の支払）（1）に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
② 賠償責任担保条項	ア. 保険金の請求書 イ. 請求の内容が保険金をお支払する場合に該当することを証明する書類（*2） ウ. 事故の原因もしくは状況または被害の程度もしくは金額を確認できる書類（*3） エ. 被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書もしくは和解調書または被保険者と被害者の間の示談書 オ. 被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類 カ. 被保険者が保険金の請求をすることについて被害者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類 キ. 賠償責任担保条項第1節第5条（損害の範囲）の表の②から④までの費用、賠償責任担保条項第2節第5条（損害の範囲）の表の②から④までの費用または賠償責任担保条項第3節第4条（損害の範囲）の表の②から④までの費用の支出を証する領収書または精算書 ク. 当会社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書 ケ. ア.からク.までのほか、当会社が第2条（1）に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(3) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払いません。

(*1) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書（*4）および被害が生じた物の写真（*5）をいいます。

(*2) 被保険者の登記簿謄本、戸籍謄本、印鑑証明、会社案内、請負契約書、業務委託契約書等の書類をいいます。

(*3) 公の機関が発行する事故証明書、被保険者の事故報告書、事故現場の写真（*5）または図面、被害が生じた物の写真（*5）、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費

用の見積書（*4）、被害者の診断書、被害者の休業損害または逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類等をいいます。

（*4）既に支払がなされた場合はその領収書とします。

（*5）画像データを含みます。

第2条（保険金の支払）

（1）当会社は、請求完了日（*1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または損失発生の有無および被保険者に該当する事実
②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において規定する事由に該当する事実の有無
③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害または損失の額（*2）および事故と損害または損失との関係
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において規定する解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤	①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害または損失について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（2）（1）に規定する確認をするため、下表の左欄の特別な照会または調査が不可欠な場合は、（1）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（*1）からその日を含めて下表の右欄の日数（*3）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

①	災害救助法が適用された災害の被災地域における（1）の表の①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
②	（1）の表の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③	（1）の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会（*4）	180日
④	（1）の表の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

（3）（1）および（2）に規定する確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（*5）は、これにより確認が遅延した期間については、（1）または（2）の期間に算入しないものとします。

（4）被保険者から保険金の内払の請求がある場合で、当会社が承認したときに限り、当会社の定める方法により保険金の内払を行います。

（5）保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

（*1）被保険者が第1条（保険金の請求）（2）の手續を完了した日をいいます。

（*2）物損害担保条項に係る保険金請求においては、保険価額を含みます。

（*3）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（*4）弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（*5）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第3条（保険金の支払を請求できる者が複数の場合の取扱い）

（1）この保険契約について、保険金の支払を請求できる者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険金の支払を請求できる者を代理するものとします。

（2）（1）の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合は、保険金の支払を請求できる者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険金の支払を請求できる者に対しても効力を

有するものとします。

第4条（保険金計算の特則－賠償責任担保条項）

賠償責任担保条項においては、次の規定を適用します。

保険金を支払う場合において、保険契約者または記名被保険者が故意または重大な過失によって保険料算出基礎数字（*1）について実際の数値より不足したものを申告したことを当会社が知ったときは、当会社は、申告された数値に基づく保険料と実際の数値に基づく保険料との割合により、保険金を削減して支払います。

（*1）この保険契約において保険料を定めるために用いる売上高、床面積その他の数値をいいます。

第5条（指定代理請求人－物損害担保条項、休業損失等担保条項）

物損害担保条項および休業損失等担保条項においては、次の規定を適用します。

- (1) 被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなない場合は、下表に規定する者のいずれかが保険金を請求することができます。この場合において、その事情を示す書類をもってそのことを当会社に申し出て、当会社の承認を得るものとします。

①	被保険者と同居または生計を共にする配偶者（*1）
②	①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
③	①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者（*1）または②以外の3親等内の親族

- (2) (1) の規定による代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

（*1）法律上の配偶者に限ります。

第6条（他の保険契約等がある場合の取扱い－物損害担保条項）

物損害担保条項においては、次の規定を適用します。

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（*1）の合計額が保険金の種類ごとに別表1に規定する支払限度額を超えるときは、当会社は、①または②に規定する額を保険金として支払います。

① この保険契約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額

② 他の保険契約等によってこの保険契約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合は、次の額

ア. 損害額（*2）が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額（*3）

イ. 物損害担保条項第6条（支払保険金の計算）(2)、(3) および (5) の費用に関しては、別表1に規定する支払限度額が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額（*3）

- (2) (1) の場合において、他の保険契約等に再取得価額を基準として算出した損害額から、この保険契約によって支払われるべき損害保険金の額を差し引いた残額について保険金または共済金を支払う旨の約定があるときは、(1) の規定にかかわらず、(1) ①の規定を適用します。

（*1）他の保険契約等がないものとして算出した保険金または共済金の額をいいます。

（*2）損害額から1回の事故につき、保険証券記載の免責金額（*4）を差し引いた残額をいいます。

（*3）他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を限度とします。

（*4）他の保険契約に、この保険契約の免責金額より低いものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額とします。

第7条（他の保険契約等がある場合の取扱い－休業損失等担保条項）

休業損失等担保条項においては、次の規定を適用します。

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（*1）の合計額が保険金の種類ごとに別表2に規定する支払限度額を超えるときは、当会社は、①または②に規定する額を保険金として支払います。

- ① この保険契約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額
- ② 他の保険契約等によってこの保険契約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合は、次の額
 - ア. 損失額が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額（*2）
 - イ. 休業損失等担保条項第1節第5条（支払保険金の計算）（2）および休業損失等担保条項第2節第5条（支払保険金の計算）の費用に関しては、別表2に規定する支払限度額が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額（*2）

（*1）他の保険契約等がないものとして算出した保険金または共済金の額をいいます。

（*2）他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を限度とします。

第8条（他の保険契約等がある場合の取扱い－賠償責任担保条項）

賠償責任担保条項においては、次の規定を適用します。

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（*1）の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、①または②に規定する額を保険金として支払います。

- ① この保険契約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額
- ② 他の保険契約等によってこの保険契約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合は、損害の額から、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の合計額を差し引いた残額（*2）

（*1）他の保険契約等がないものとして算出した保険金または共済金の額をいいます。

（*2）他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を限度とします。

第4節 保険契約の取消し、無効、失効または解除

第1条（保険契約の取消し）

保険契約の締結（*1）の際、保険契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、当会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合の取消しは、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

（*1）物損害担保条項においては、保険契約の締結には、保険の対象の追加を含みます。

第2条（保険契約の無効または失効）

- （1）保険契約の締結（*1）の際、保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもっていった場合は、この保険契約は無効とします。
- （2）物損害担保条項においては、保険契約の締結の後、損害額（*2）がそれぞれ1回の事故につき保険金額の100%に相当する額以上になる損害が発生した場合は、その時にこの保険契約は失効します。ただし、保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額を保険金額とみなします。
- （3）（2）のほか、保険契約の締結の後、下表の事実があった場合は、その事実が発生した時にこの保険契約は失効します。

物損害担保条項	（2）に該当する場合を除き、保険の対象の全部が滅失したこと。 ただし、建物の建替等に基づき保険契約者または被保険者から保険契約存続の申出があり、当会社がこれを承認した場合については、この規定を適用しません。
---------	--

休業損失等担保条項	事業を廃止したこと。
-----------	------------

(4) 物損害担保条項においては、おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合は、それぞれの保険の対象について、(2)または(3)の失効の規定を適用します。

(※1) 物損害担保条項においては、保険契約の締結には、保険の対象の追加を含みます。

(※2) 損害額とは、保険金を支払うべき損害の額をいいます。

第3条（告知義務違反による保険契約の解除）

(1) 当会社は、第1節第1条（告知義務）の告知の際に、告知事項について、保険契約者または被保険者（※1）の故意または重大な過失によって、下表のいずれかに該当する場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

①	保険契約者または被保険者（※1）が事実を告知しなかった場合
②	保険契約者または被保険者（※1）が事実と異なることを告知した場合

(2) (1)の規定は、下表のいずれかに該当する場合は適用しません。

①	(1)の事実がなくなった場合
②	当会社が保険契約の締結（※2）の際、(1)の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（※3）
③	保険契約者または被保険者（※1）が、当会社が保険金を支払うべき事故が発生する前に、告知事項について、書面等によって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、訂正の申出を受けた場合においては、保険契約の締結（※2）の際、保険契約者または被保険者（※1）がその訂正すべき事実を当会社に告知していたとしても当会社が保険契約の締結（※2）を承認していたと認められるときに限り、当会社は、これを承認するものとします。
④	当会社が（1）に規定する解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約の締結（※2）の時から5年を経過した場合

(3) (1)の規定による解除が損害または損失が発生した後になされた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。

(4) (3)の規定は、(1)の事実に基づかずに発生した事故による損害または損失については適用しません。

(※1) 賠償責任担保条項においては、記名被保険者とします。

(※2) 物損害担保条項においては、保険契約の締結には、保険の対象の追加を含みます。

(※3) 当会社のために保険契約の締結（※2）の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第4条（通知義務違反による保険契約の解除）

(1) 第1節第2条（通知義務）(1)の事実の発生によって、告知事項について危険増加（※1）が生じた場合において、保険契約者または被保険者（※2）が故意または重大な過失によって遅滞なく同条(1)に規定する通知をしなかったときは、当会社は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

(2) (1)の規定は、当会社が(1)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または(1)に規定する危険増加（※1）が生じた時から5年を経過した場合は適用しません。

(3) (1)の規定による解除が損害または損失が生じた後になされた場合であっても、当会社は、解除に係る危険増加（※1）が生じた時以降に生じた事故による損害または損失に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。

(4) (3)の規定は、(1)に規定する危険増加（※1）をもたらした事由に基づかずに発生した事故による損害または損失については適用しません。

(5) 当会社は、(1)に規定する危険増加（※1）が生じ、この保険契約の引受範囲（※3）を超えることとなった場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する

る書面による通知をもって行います。

- (6) (5)の規定による解除が損害または損失が生じた後になされた場合であっても、当会社は、解除に係る危険増加（*1）が生じた時以降に生じた事故による損害または損失に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。

（*1）危険増加とは、危険（*4）が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険（*4）を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。

（*2）賠償責任担保条項においては、記名被保険者とします。

（*3）保険料を増額することにより保険契約を継続できる範囲として保険契約の締結の際に当会社が交付する書類等において定めたものをいいます。

（*4）危険とは、損害または損失の発生の可能性をいいます。

第5条（重大事由による保険契約の解除）

- (1) 下表のいずれかに該当する事由がある場合は、当会社は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

①	保険契約者または被保険者（*1）が当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害または損失を生じさせたこと（*2）。
②	この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者（*3）に詐欺の行為があったこと（*2）。
③	保険契約者が、次のいずれかに該当すること。 ア. 反社会的勢力（*4）に該当すると認められること。 イ. 反社会的勢力（*4）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。 ウ. 反社会的勢力（*4）を不当に利用していると認められること。 エ. 法人である場合において、反社会的勢力（*4）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。 オ. その他反社会的勢力（*4）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
④	①から③までのほか、保険契約者または被保険者（*1）が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

- (2) 当会社は、被保険者（*3）が（1）の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に対する部分を解除することができます。

- (3) (1) または (2) の規定による解除が損害または損失が発生した後になされた場合であっても、(1) の表のいずれかの事由または (2) の解除の原因となる事由が発生した時以降に生じた事故による損害または損失に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。

- (4) 保険契約者または被保険者（*1）が（1）の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当することにより（1）または（2）の規定による解除がなされた場合は、（3）の規定は、下表のいずれかに該当する損害については適用しません。

①	(1) の表の③ア.からオ.までのいずれにも該当しない被保険者（*3）に生じた損害
②	(1) の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当する被保険者（*3）に生じた法律上の損害賠償金の損害

（*1）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（*2）未遂の場合を含みます。

（*3）被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（*4）暴力団、暴力団員（*5）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（*5）暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

第6条（保険料不払による保険契約の解除）

当会社は、第5節第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の追加保険料の払込みを怠った場合（*1）は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

（*1）第5節第1条（保険料の返還、追加または変更）(1)の表の①または③の場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。

第7条（保険契約者による保険契約の解除）

(1) 保険契約者は、当会社に対する書面等による通知をもって保険契約を解除することができます。

ただし、この通知が行われた場合において、当会社が保険料を請求したときは、保険契約者は、その保険料を払い込まなければ保険契約を解除することができません。また、保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面等による同意を得た後でなければ行使できません。

(2) (1)の規定による保険契約の解除後に当会社が保険料を請求し、第6条（保険料不払による保険契約の解除）に該当した場合は、当会社は、(1)に規定する保険契約者による解除を取り消し、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

第8条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、解除した時から将来に向かってのみその効力を生じます。

第9条（保険の対象を譲渡した場合等の保険契約の失効—物損害担保条項）

物損害担保条項においては、次の規定を適用します。

(1) 第1節第4条（保険の対象の譲渡または相続等に関する通知義務）(1)に規定する事実が発生した時に保険契約はその効力を失い、この保険契約の権利および義務（*1）は、譲受人に移転しません。ただし、同条(1)の規定により、保険契約者がこの保険契約の権利および義務（*1）を保険の対象の譲受人に譲渡することをあらかじめ書面等をもって当会社申し出て、承認の請求を行った場合において、当会社がこれを承認したときは、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

(2) 当会社は、保険の対象が譲渡された後に、保険の対象について生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、(1)のただし書に規定する承認をした後は、この規定を適用しません。

（*1）この保険契約の権利および義務とは、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務をいいます。

第5節 保険料の返還、追加または変更

第1条（保険料の返還、追加または変更）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(3)に規定する方法により取り扱います。

①	第1節第2条（通知義務）(1)の通知を受けた場合
②	第1節第5条（保険金額の調整—物損害担保条項）(2)の通知を受けた場合
③	第4節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(2)の表の③の承認をする場合

(2) 当会社は、(1)のほか、保険契約の締結の後、保険契約者が当会社へ書面等により通知した保険契約の条件の変更を承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(3)に規定する方法により取り扱います。この場合において、保険契約者は、正当な理由があり、かつ、当会社が認めるときを除いてこの通知を撤回することはできません。

(3) (1)および(2)の場合においては、保険契約の条件の変更前の保険料と変更後の保険料の差額に基づき当会社が算出した、未経過期間に対する保険料（*1）を返還し、または追加保険料を請求し

ます。

- (4) 保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合(*2)は、追加保険料領収前に生じた事故(*3)による損害または損失に対しては、次の①または②の規定に従います。
- ① (1)および(3)の規定に基づき当社が追加保険料を請求した場合は、当社は、保険金を支払いません(*4) (*5)。
- ② (2)および(3)の規定に基づき当社が追加保険料を請求した場合は、当社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。
- (5) 第4節第1条(保険契約の取消し)に規定する保険契約の取消しの場合は、当社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。
- (6) 第4節第2条(保険契約の無効または失効)(1)に規定する保険契約の無効の場合は、当社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。
- (7) 保険契約の失効の場合は、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、物損害担保条項においては、第4節第2条(保険契約の無効または失効)(2)に該当する場合は、保険料は返還しません。
- (8) 下表のいずれかの規定により、当社が保険契約を解除した場合は、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

①	第4節第3条(告知義務違反による保険契約の解除)(1)
②	第4節第4条(通知義務違反による保険契約の解除)(1)または同条(5)
③	第4節第5条(重大事由による保険契約の解除)(1)
④	第4節第6条(保険料不払による保険契約の解除)
⑤	第4節第7条(保険契約者による保険契約の解除)(2)

- (9) 第4節第7条(保険契約者による保険契約の解除)(1)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当社は、保険料から既経過期間に対し別表3に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- (*1) (1)の表の①の場合は、保険契約者または被保険者の通知に基づき、第1節第2条(通知義務)(1)に規定する事実が発生した時以降の期間に対して、算出した保険料をいいます。
- (*2) (1)の表の①または③の場合は、当社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。
- (*3) 追加保険料領収前に生じた事故とは、当社が(1)の表の①の通知を受けた場合、または(1)の表の③もしくは(2)の承認をする場合に、通知に係る危険増加(*6)が生じた日または当社が承認を行った日以降、かつ、追加保険料を領収する前に生じた事故をいいます。ただし、当社が保険期間の初日から保険料を変更する必要があると認めたときは、保険期間の初日以降、かつ、追加保険料を領収する前に生じた事故をいいます。
- (*4) (1)の表の①または③の場合は、第4節第6条(保険料不払による保険契約の解除)の規定により解除できるときに限ります。
- (*5) 既に保険金を支払っていた場合は、当社は、保険金の返還を請求することができます。
- (*6) 危険増加とは、危険(*7)が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険(*7)を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
- (*7) 危険とは、損害または損失の発生の可能性をいいます。

第2条(保険料の精算)

- (1) 保険料が売上高に対する割合によって定められる場合は、保険契約者は、保険契約の終了後、遅滞なく、保険料を確定するために必要な書類を当社に提出しなければなりません。
- (2) (1)の書類に基づいて算出された保険料と当社が既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、当社は、遅滞なく、その差額を保険契約者に返還または請求します。

第3条(保険金額の調整における保険契約の一部取消しによる保険料の返還―物損害担保条項)

物損害担保条項においては、次の規定を適用します。

- 第1節第5条(保険金額の調整―物損害担保条項)(1)の規定により保険契約者が保険契約の一

部を取り消した場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料のうち、取り消した部分に対応する保険料を返還します。

第4条（保険の対象の譲渡等による保険料の返還－物損害担保条項）

物損害担保条項においては、次の規定を適用します。

第4節第9条（保険の対象を譲渡した場合等の保険契約の失効－物損害担保条項）(1)の規定により、保険契約が失効した場合は、未経過期間に対する保険料を返還します。

第6節 その他事項

第1条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険証券記載の保険期間の初日の午後4時（*1）に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (2) (1)の規定にかかわらず、保険期間が開始した後でも、当会社は保険料を領収する前に生じた事故による損害または損失に対しては保険金を支払いません。
- (3) (1)の規定において、時刻は日本国の標準時によるものとします。
（*1）保険証券に異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

第2条（代位）

- (1) 損害または損失が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（*1）を取得した場合において、当会社がその損害または損失に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当会社が損害または損失の額の全額を保険金として支払った場合は、被保険者が取得した債権の全額
②	①以外の場合は、被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害または損失の額を差し引いた額

- (2) (1)の表の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 賠償責任担保条項においては、保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。
（*1）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第3条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約の締結の後、保険契約者は、書面等をもって当会社に保険契約者の変更の承認の請求を行い、当会社がこれを承認した場合は、当会社が認める範囲内でこの保険契約の権利および義務（*1）を第三者に移転させることができます。
ただし、物損害担保条項において、被保険者が保険の対象を譲渡する場合は、第1節第4条（保険の対象の譲渡または相続等に関する通知義務）(1)の規定によるものとします。
- (2) 保険契約の締結の後、保険契約者が死亡した場合、この保険契約が失効するときを除き、この保険契約の権利および義務（*1）は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人に移転するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
- (4) (3)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合は、保険契約者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。
- (5) 保険契約者が2名以上である場合は、各保険契約者は連帯してこの保険契約の義務（*2）を負うものとします。
（*1）この保険契約の権利および義務とは、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務をいいます。

(※2) この保険契約の義務とは、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務をいいます。

第4条（保険証券等の不発行の特則）

当会社は、保険契約者の申出により、保険証券またはこれに代わる書面の発行を行わないことがあります。この場合において、この保険契約の内容として電磁的方法で提供した事項を、保険証券の記載事項とみなして、この保険契約の普通保険約款（※1）の規定を適用します。

（※1）付帯される特約を含みます。

第5条（時効）

保険金請求権は、第3節第1条（保険金の請求）（1）に規定する保険金請求権を行使することができる時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第6条（保険証券に複数の明細書が添付されている場合の普通保険約款等の適用）

この保険契約の保険証券に複数の明細書が添付されている場合は、特に記載のないかぎり、明細書ごとに普通保険約款およびこれに付帯される特約を適用します。

第7条（残存物および盗難品の帰属—物損害担保条項）

物損害担保条項においては、次の規定を適用します。

- （1）当会社が損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当社がこれを取得することの意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。
- （2）盗取された保険の対象について、当社が損害保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、物損害担保条項第7条（損害額の決定）に規定する回収するために支出した必要な費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。
- （3）盗取された保険の対象について、当社が損害保険金を支払った場合は、その保険の対象の所有権その他の物権は、損害保険金の保険価額に対する割合によって、当会社に移転します。
- （4）（3）の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた損害保険金に相当する額（※1）を当社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。
（※1）支払を受けた損害保険金に相当する額とは、物損害担保条項第7条（損害額の決定）に規定する回収するために支出した必要な費用に対する損害保険金に相当する額を差し引いた残額をいいます。

第8条（用語の適用等）

- （1）この条項に規定されていない用語については、各担保条項における規定を準用します。
- （2）普通保険約款（※1）において、特に記載のないかぎり、【用語の定義】に規定する用語は、【用語の定義】に定めるところに従います。
- （3）この条項において保険契約の締結には、更新（※2）を含むものとします。
- （4）各担保条項（※1）により規定される用語は、特に記載のないかぎり、担保条項（※1）ごとに適用します。
- （5）この条項は、特に記載のないかぎり、担保条項（※1）ごとに適用します。
（※1）付帯される特約を含みます。
（※2）更新とは、保険期間の末日においてこの保険契約に適用されている普通保険約款と同一の普通保険約款を、引き続き締結することをいいます。

第9条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第10条（準拠法）

この保険契約に適用される普通保険約款および特約に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 1 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額－物損害担保条項

保険金の種類		支払限度額
第 1 条 (この条項の補償内容) (1) の損害保険金		損害の額
第 1 条 (この条項の補償内容) (5) の損害保険金	① 業務用の通貨	1 回の事故につき、1 敷地内ごとに 30 万円 (*1) または損害の額のいずれか低い額
	② 業務用の預貯金証書	1 回の事故につき、1 敷地内ごとに 300 万円 (*2) または損害の額のいずれか低い額
残存物取片づけ費用保険金		被保険者が負担した残存物取片づけ費用 (*3) の額
修理付帯費用保険金		1 回の事故につき、1,000 万円または修理付帯費用 (*4) の額のいずれか低い額
損害拡大防止費用保険金		保険契約者または被保険者が負担した損害拡大防止費用 (*5) の額
請求権の保全・行使手続費用保険金		保険契約者または被保険者が負担した、請求権の保全・行使手続費用 (*6) の額
建具等修理費用保険金		建具等修理費用の額
水害費用保険金		1 回の事故につき、1 敷地内ごとに 100 万円 (*7) または保険価額に 5 % (*8) を乗じて得た額のいずれか低い額

(*1) 他の保険契約等に、限度額が 30 万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い限度額とします。

(*2) 他の保険契約等に、限度額が 300 万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い限度額とします。

(*3) 残存物取片づけ費用とは、物損害担保条項第 6 条（支払保険金の計算）(2) ②に規定する、保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用をいいます。

(*4) 修理付帯費用とは、物損害担保条項第 6 条（支払保険金の計算）(2) ③に規定する、保険の対象の復旧にあたり発生した費用で必要かつ有益な費用のうち、同条 (2) ③の表に規定する費用をいいます。

(*5) 損害拡大防止費用とは、物損害担保条項第 6 条（支払保険金の計算）(2) ④に規定する、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用のうち、同条 (2) ④の表に規定する費用をいいます。

(*6) 請求権の保全・行使手続費用とは、物損害担保条項第 6 条（支払保険金の計算）(2) ⑤に規定する、権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用をいいます。

(*7) 他の保険契約等に、限度額が 100 万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い限度額とします。

(*8) 他の保険契約等に、この損害に対する支払割合が 5 %を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。

別表 2 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額－休業損失等担保条項

保険金の種類	支払限度額
損害保険金	損失の額
営業継続費用保険金	被保険者が負担した営業継続費用の額
請求権の保全・行使手続費用保険金	保険契約者または被保険者が負担した、請求権の保全・行使手続費用 (*1) の額

(*1) 請求権の保全・行使手続費用とは、休業損失等担保条項第 1 節第 5 条（支払保険金の計算）(2) または休業損失等担保条項第 2 節第 5 条（支払保険金の計算）(5) に規定する、権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用をいいます。

別表 3 短期料率

既経過期間	短期料率
7 日まで	10%
15 日まで	15%
1 か月まで	25%
2 か月まで	35%
3 か月まで	45%
4 か月まで	55%
5 か月まで	65%
6 か月まで	70%
7 か月まで	75%
8 か月まで	80%
9 か月まで	85%
10 か月まで	90%
11 か月まで	95%
12 か月まで	100%

【用語の定義】

普通保険約款および特約に共通する用語の定義は、下表のとおりです。ただし、別途定義のある場合はそれを優先します。

	用語	定義
ア	アーケード	屋根覆いのある通路およびその屋根覆いをいいます。
	粗利益	売上高から商品仕入高および原材料費（*1）を差し引いた残高をいいます。 （*1）商品仕入高および原材料費については、期首棚卸高を加え、期末棚卸高を差し引きます。
	売上減少高	標準売上高から保険金支払対象期間の売上高を差し引いた残額をいいます。
	売上高	記名被保険者が対象施設において販売した商品・製品等の対価の総額ならびに加工料収入および役務提供による営業収入の対価の総額（*1）をいいます。 （*1）損益計算書、決算書その他の会計報告書類が作成されている場合は、これらに記載された金額とします。
	営業継続費用	標準売上高に相当する額の減少を防止または軽減するために復旧期間（*1）内に生じた追加費用（*2）をいい、同期間内に支出を免れた費用があるときはその額を差し引いた額とします。ただし、次に規定するものは追加費用（*2）に含まれません。 （1）事故の有無にかかわらず、営業を継続するために支出を要する費用 （2）休業損失等担保条項第2節第1条（この条項の補償内容）（1）に規定する事故によって保険の対象に損害が生じた場合に、その保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために要する一切の費用。ただし、この費用のうち、復旧期間（*1）を短縮するために同期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分は、追加費用に含めるものとします。 （3）一時使用のために取得した物件の復旧期間（*1）終了時における時価額に相当する部分 （*1）保険金支払の対象となる期間であって、事故による損害を受けた時からそれを遅滞なく復旧した時まで必要とした期間をいいます。ただし、損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとし、かつ、いかなる場合も12か月を超えないものとします。 （*2）追加費用とは、必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分をいいます。
	汚染物質	生物（*1）に有害な物質または土壌、大気もしくは水の汚染の原因となる物質をいいます。これらの物質には、煙、蒸気、すす、臭気、酸、アルカリ、化学物質、石油、廃棄物（*2）等を含みます。 （*1）人体を含みます。 （*2）再生利用のための物質を含みます。

カ	仮工事の目的物	本工事の目的物に付随する仮工事の目的物をいいます。ただし、仮工事とは次の(1)から(15)までに掲げる工事をいいます。 (1) 支保工 (2) 型枠工 (3) 支持枠工 (4) 足場工 (5) 仮橋 (6) 仮栈橋 (7) 土留工 (8) 締切工 (9) 路面覆工 (10) 防護工 (11) 工事用道路 (12) 工事用軌道 (13) 仮護岸 (14) 仮排水路 (15) 土取場・土捨場
	管理下財物	次の財物をいいます。 (1) 被保険者が事業活動の遂行のために占有または使用している財物 (2) 被保険者が事業活動の遂行のために直接作業を加えている財物(*1) (3) 被保険者が事業活動の遂行のために他人から借りている財物。リース契約により被保険者が占有する財物を含みます。 (4) 被保険者が事業活動の遂行のために保管施設において保管を目的として預かっている財物 (5) コインロッカー等(*2)に一時的に収納された他人の財物(*3) (6) 支給財物 (7) 被保険者の行う事業が商法第596条第1項に掲げる客の来集を目的とする場屋の営業である場合において、その場屋の中に客が携帯した財物(*1)その作業の対象となっている部分をいいます。 (*2) 不特定多数の利用者の来集を伴う施設内において、記名被保険者がその利用者向けに設置するセイフティボックス、コインロッカーなどの保管庫をいいます。 (*3) (4)の財物を除きます。
	記名被保険者	保険証券の記名被保険者欄にその名称・氏名が記載された者をいいます。
	休業日数	保険金支払対象期間内の休業日数(*1)をいい、一部休業であった日数も休業日数とみなします。 (*1) 休業日数には、定休日を含みません。
	休業日数短縮費用	休業日数を減少させるために支出した必要かつ有益な追加費用(*1)をいいます。ただし、次のいずれかに該当する費用を含みません。 (1) 損害を受けた物を復旧するために通常要する費用 (2) 休業日数を減少させるために支出した必要かつ有益な追加費用(*1)に対して、物損害担保条項第6条(支払保険金の計算)(2)③に規定する修理付帯費用保険金として支払われる費用 (*1) 追加費用とは、必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分をいいます。
	掘削機械	ブルドーザー、パワーショベル、クラムシェル、ローディングショベル、バックホウ、トラクターショベル、バケットホイールエクスカベーター、タワーエクスカベーター、タワースクレーパー等、工事現場で土砂、岩石等を掘削することを目的とした機械(*1)をいいます。 (*1) 機械には、機械に付属する部品を含みます。
	経常費	事故の有無にかかわらず営業を継続するために支出する費用をいいます。

原動機付自転車	125cc 以下の総排気量を有する原動機を用い、かつ、レールまたは架線によらないで運転する車であって、自転車、身体障害者用の車いすおよび歩行補助車等以外のものをいいます。
高額貴金属等	貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1 個または 1 組の価額が 30 万円を超えるものをいいます。
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機（*1）、ジャイロプレーンをいいます。 （*1）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいいます。
工所用仮設建物	工事を行うために工事現場において一時的に設置される現場事務所、宿舍、倉庫等の建物をいいます。ただし、工事期間外においても恒久的に使用される建物は含みません。
工所用仮設物	本工事または仮工事のために仮設される電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備および保安設備をいいます。
告知事項	危険（*1）に関する重要な事項のうち、保険契約の締結の際、保険契約申込書等の記載事項とすることによって、当会社が告知を求めたもの（*2）をいいます。 （*1）危険とは、損害または損失が発生する可能性をいいます。 （*2）他の保険契約等に関する事実を含みます。
枯死	鉢植、草花等においてはその植物の生命が全く絶たれた状態をいい、立木竹においては枯れ枝が樹冠部の 3 分の 2 以上になった場合および通直な主幹をもつ樹木については樹高の 3 分の 1 以上の主幹が枯れた場合をいいます。
サ	
再取得価額	保険の対象と構造、質、用途、規模、型、能力等が同一の物を再築または再取得するのに必要な金額をいいます。
財物	財産的価値のある有体物（*1）をいいます。 （*1）有形的存在を有する固体、液体および気体をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物、漁業権、特許権、もしくは著作権その他の権利または電気もしくはエネルギーを含みません。
時価額	保険の対象の再取得価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額（*1）を差し引いて算出した額をいいます。 （*1）再取得価額の 50%に相当する額を限度とします。ただし、通常の想定を上回る過酷な温度、圧力、振動、湿度、物質濃度等の環境下において設置もしくは使用されている場合、機能・性能を維持するために一定の使用量もしくは使用期間で交換することを前提とした設計となっている場合または通常の維持管理がなされていないと認められる場合は、再取得価額の 90%に相当する額を限度とします。
敷地内	特別の約定がない限り、囲いの有無を問わず、保険の対象が所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
事業活動	記名被保険者の対象施設における事業にかかる仕事すべてをいいます。
仕事の目的物	被保険者が対象施設で行う事業活動の対象物すべてをいいます。
失効	保険契約の全部または一部の効力が、保険期間開始後の一定の時点以降失われることをいいます。ただし、保険契約が解除されることにより保険契約の全部または一部の効力が失われる場合を除きます。
支払限度率	支払限度率＝最近の会計年度（1 か年間）の粗利益の額 × 1.1 / 最近の会計年度（1 か年間）の売上高

車両	自動車、原動機付自転車、軽車両（*1）、トロリーバスおよび鉄道車両をいいます。 （*1）自転車および荷車その他人もしくは動物の力により、または他の車両に牽引され、かつ、レールによらず運転する車（*2）であって、小児用自転車以外の子供用の車、歩行補助車等および身体障害者用の車いす以外のものをいいます。 （*2）それおよび牛馬を含みます。
修理費	損害が生じた地および時において、損害が生じた物を事故発生の直前の状態（*1）に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、損害が生じた物の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。 （*1）構造、質、用途、規模、型、能力等において事故発生の直前と同一の状態をいいます。
重要書類・金型等	稿本、雛形、版、金型、木型、紙型、模型、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物をいいます。
商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。
書面等	書面または当会社の定める通信方法をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
身体の障害	傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。
生産物	記名被保険者が対象施設において製造、販売または提供し、かつ、被保険者の占有を離れた財物をいいます。これに付随する包装・容器、表示ラベルまたは説明・警告書を含みます。
設備・什器等	設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。
船舶	ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。
損壊	滅失（*1）、破損（*2）または汚損（*3）をいいます。 （*1）財物とその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐取および横領を含みません。 （*2）財物が予定または意図されない物理的、化学的または生物学的な変化によりその客観的な経済的価値を減少させることをいいます。 （*3）財物が予定または意図されない事由によって汚れることによりその客観的な経済的価値を減少させることをいいます。
タ 対象施設	記名被保険者が事業活動を行うために占有している不動産または動産であって、保険証券に記載されたものをいいます。
建物	土地に定着し、屋根および柱もしくは壁を有する物をいいます。
他の保険契約等	条項ごとに、次のものをいいます。 （1）物損害担保条項および休業損失等担保条項においては、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。また、名称が何であるかによりません。 （2）賠償責任担保条項においては、賠償責任担保条項第1節第1条（この条項の補償内容）、賠償責任担保条項第2節第1条（この条項の補償内容）または賠償責任担保条項第3節第1条（この条項の補償内容）の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。また、名称が何であるかによりません。
追加保険料	契約内容変更時等に当会社が追加して請求する保険料をいいます。
通貨等	通貨、小切手、印紙、切手、有価証券、手形（*1）、プリペイドカード、商品券、電子マネーおよび乗車券等をいいます。ただし、小切手および手形（*1）は、被保険者が第三者より受け取ったものに限ります。 （*1）約束手形および為替手形をいいます。
電氣的または機械的事故	不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない、電気的作用や機械の稼働に伴って発生した事故をいいます。

	電子マネー	通貨と同程度の価値および流通性を持った電子データであって、その電子データを記録したＩＣチップ等が搭載されたカードまたは携帯電話等に記録されたものをいいます。
	同居	同一家屋（*1）に居住している状態をいい、生計の同一性や扶養関係の有無または住民票記載の有無は問いません。台所等の生活用設備を有さない「はなれ」、独立した建物である「勉強部屋」等に居住している場合も、同居しているものとして取り扱います。 （*1）建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋組、はり、屋根のいずれをも独立して具備したものを１単位の同一家屋とします。
	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
ハ	被保険者	保険の補償を受けることができる者をいいます。
	標準売上高	事故発生直前１２か月のうち保険金支払対象期間に相当する期間の売上高をいいます。
	暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
	保管施設	保管、修理、加工、点検または整備を目的として他人の財物を預かるための施設をいいます。
	保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
	保険金支払対象期間	保険金支払の対象となる期間であって、休業損失等担保条項第１節第１条（この条項の補償内容）（２）に規定する損失および休業損失等担保条項第１節第２条（保険の対象）に規定する保険の対象ごとに、それぞれ休業損失担保条項別表１に記載する期間をいいます。ただし、いかなる場合も保険証券記載の保険金支払対象期間を超えないものとします。
	保険契約申込書等	保険契約の締結のために必要なものとして、保険契約申込書その他の当会社の定める書類（*1）をいいます。 （*1）電子媒体によるものを含みます。
	保険の対象の価額	保険の対象の時価額をいいます。ただし、貴金属、宝玉もしくは宝石または書画、骨とう、彫刻物その他の美術品の場合は、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいい、商品・製品等の場合は、その保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力等のものを再作成または再取得するのに要する額（*1）をいいます。 （*1）再作成または再取得するのに要する額とは、再作成に要する金額がその保険の対象の市場流通価額を上回る場合は、市場流通価額とします。
マ	未経過期間	保険期間中の特定の日の翌日から保険期間の末日までの期間のことをいいます。
	無効	保険契約の全部または一部の効力が、当初から生じないことをいいます。
	免責金額	支払保険金の計算にあたって差し引く金額をいいます。
ヤ	ユーティリティ事業者	次のいずれかに該当する事業者で、被保険者以外の者をいいます。 （１）電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）に定める電気事業者 （２）ガス事業法（昭和２９年法律第５１号）に定めるガス事業者 （３）熱供給事業法（昭和４７年法律第８８号）に定める熱供給事業者 （４）水道法（昭和３２年法律第１７７号）に定める水道事業者および水道水供給事業者ならびに工業用水道事業法（昭和３３年法律第８４号）に定める工業用水道事業者 （５）電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）に定める電気通信事業者
	預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

ラ	リコール措置	他人の身体の障害または財物の損壊の拡大または発生を防止するために、次の財物について講じられた回収、検査、修理、交換その他の措置をいい、被保険者が自ら行ったものであるかどうかを問いません。 (1) 生産物または仕事の目的物 (2) (1) が一部をなす他の財物
---	--------	--

テナント総合保険特約条項

保険料に関する規定の変更特約条項

第 1 節 用語の定義

第 1 条（用語の定義）

この特約条項において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
既経過期間	保険期間の初日からその日を含めて保険期間中の特定の日までの、既に経過した期間のことをいいます。
初回保険料	保険契約の締結の後、最初に払い込まれる保険料をいいます。保険料の払込方法が一時払の場合の一時払保険料を含みます。
書面等	書面または当会社の定める通信方法をいいます。
追加保険料	契約内容変更時等に当会社が追加して請求する保険料をいいます。
未経過期間	保険期間中の特定の日翌日から保険期間の末日までの期間のことをいいます。

第 2 節 保険料の払込み

第 1 条（保険料の払込方法等）

(1) 保険契約者は、この保険契約に対する保険料を、この保険契約の締結（*1）の際に定めた回数および金額に従い、払込期日（*2）までに払い込まなければなりません。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合は、初回保険料は、この保険契約の締結（*1）と同時に払い込まなければなりません。

(2) 次の①および②のすべてを満たしている場合は、当会社は、初回保険料払込前の事故による損害または損失に対しては、この保険契約に適用される普通保険約款および特約条項に規定する初回保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

① 保険証券に初回保険料の払込期日の記載があること。

② 次に規定する期日までに初回保険料の払込みがあること。

初回保険料の払込期日（*2）の属する月の翌月末

(3) 下表のすべてに該当する場合に、最初に保険料の払込みを怠った払込期日（*2）の属する月の翌月末までに被保険者が保険金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、保険契約者は、既に到来した払込期日（*2）までに払い込むべき保険料の全額を当会社に払い込まなければなりません。保険契約者がその払い込むべき保険料の全額を払い込む前に当会社が保険金を支払っていた場合は、当会社は既に支払った保険金の返還を請求することができます。

①	保険証券に保険料の払込期日の記載がある場合
②	保険契約者が、事故の発生の日以前に到来した払込期日（*2）に払い込むべき保険料について払込みを怠った場合

(4) 下表のすべてに該当する場合は、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害または損失に対して保険金を支払います。

①	事故の発生の日が、保険証券記載の初回保険料の払込期日以前である場合
②	保険契約者が、初回保険料をその保険料の払込期日（*2）までに払い込むことの確約を行った場合
③	当会社が②の確約を承認した場合

(5) (4) の表の②の確約に反して、保険契約者が (2) ②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対して、既に支払った保険金相当額の返還を請求することができます。

(*1) 保険契約の締結には、この契約に担保条項を追加する場合を含みません。

(*2) 保険証券記載の払込期日をいいます。

第2条（保険料の払込方法－口座振替方式）

- (1) 保険契約の締結（*1）の際に、下表のすべてを満たしている場合は、保険契約者は、払込期日（*2）に保険料（*3）を口座振替の方式により払い込むものとします。この場合において、保険契約者は、払込期日（*2）の前日までにその払込期日（*2）に払い込むべき保険料相当額を指定口座（*4）に預けておかねばなりません。

①	指定口座（*4）が、提携金融機関（*5）に設定されていること。
②	当会社の定める損害保険料口座振替依頼手続がなされていること。

- (2) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、払込期日（*2）が（1）の表の①の提携金融機関（*5）の休業日に該当し、指定口座（*4）からの保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、払込期日（*2）に払込みがあったものとみなします。

- (3) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、初回保険料の払込期日（*2）に初回保険料の払込みがないときは、保険契約者は、その保険料を第1条（保険料の払込方法等）（2）②に規定する期日までに当会社の指定した場所に払い込まねばなりません。

- (4) 保険契約者が第1条（保険料の払込方法等）（2）②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合において、下表の左欄のいずれかの事由に該当するときは、それに対応する下表の右欄の規定を適用します。

① 初回保険料の払込みを怠った理由が、提携金融機関（*5）に対して口座振替請求が行われなかったことによるとき。 ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。	初回保険料の払込期日（*2）の属する月の翌月の応当日をその初回保険料の払込期日（*2）とみなしてこの特約条項の規定を適用します。
② 初回保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者が故意または重大な過失がなかったと当会社が認めたとき。	第1条（2）②の「初回保険料の払込期日（*2）の属する月の翌月末」を「初回保険料の払込期日（*2）の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して初回保険料の払込期日（*2）の属する月の翌々月の払込期日（*2）に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。

(*1) 保険契約の締結には、この契約に担保条項を追加する場合を含みません。

(*2) 保険証券記載の払込期日をいいます。

(*3) 追加保険料を含みます。

(*4) 指定口座とは、保険契約者の指定する口座をいいます。

(*5) 提携金融機関とは、当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

第3条（保険料の払込方法－クレジットカード払方式）

- (1) 保険契約の締結（*1）の際に、下表のすべてに該当する場合は、保険契約者は、保険料（*2）をクレジットカード払の方式により払い込むものとします。

①	保険契約者からクレジットカード払の方式による保険料払込みの申出がある場合
②	当会社が①の申出を承認する場合

- (2) （1）の場合、下表の規定の適用においては、当会社が保険料の払込みに関し、クレジットカード会社に対して、払込みに使用されるクレジットカード（*3）が有効であること等の確認を行ったこ

とをもって、保険料が払い込まれたものとみなします。

①	第1条（保険料の払込方法等）(1) および同条 (2)
②	第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）(1)

(3) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合は、(2)の規定は適用しません。

①	当会社が、クレジットカード会社からその払込期日（*4）に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカード（*3）を使用し、クレジットカード会社に対してその払込期日（*4）に払い込むべき保険料相当額を既に払い込んでいるときは、保険料が払い込まれたものとみなして(2)の規定を適用します。
②	会員規約等に規定する手続が行われない場合

(4) (3)の表の①の保険料相当額を領収できない場合は、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。ただし、保険契約者が、クレジットカード会社に対して保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当会社は、その払い込んだ保険料相当額について保険契約者に直接請求できないものとします。

(5) 当会社がクレジットカード会社から払込期日（*4）に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者は、それ以降の保険料（*2）については、当会社が承認しないかぎり、クレジットカード払の方式による払込みは行わないものとします。

（*1）保険契約の締結には、この契約に担保条項を追加する場合を含みません。

（*2）追加保険料を含みます。

（*3）当会社の指定するクレジットカードに限りです。

（*4）保険証券記載の払込期日をいいます。

第4条（クレジットカード払方式以外への変更）

保険料払込方法がクレジットカード払の方式の場合で、第3条（保険料の払込方法―クレジットカード払方式）(5)の規定に基づき当会社がクレジットカード払の方式による払込みを承認しないときは、保険契約者は当会社が定める時以降に請求する保険料（*1）を当会社が定める方式および払込期日に従って払い込むものとします。ただし、当会社が定める方式には、口座振替の方式またはクレジットカード払の方式を含みません。

（*1）当会社が定める時以降に請求する保険料には、保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料および追加保険料を含みます。

第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）

(1) 第2回目以降の保険料について、保険契約者が次に規定する期日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、その払込期日（*1）の翌日以降に生じた事故による損害または損失に対しては保険金を支払いません。

その保険料を払い込むべき払込期日（*1）の属する月の翌月末

(2) 下表のすべてに該当する場合は、当会社は、(1)の「その保険料を払い込むべき払込期日（*1）の属する月の翌月末」を「その保険料を払い込むべき払込期日（*1）の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対してその保険料を払い込むべき払込期日（*1）の属する月の翌々月の払込期日（*1）に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が1年を超えない保険契約において、この規定が既に適用されている保険契約者に対して、当会社は、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。

①	保険料払込方法が口座振替の方式の場合
②	保険契約者が(1)に規定する期日までの第2回目以降の保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認めた場合

（*1）保険証券記載の払込期日をいいます。

第 3 節 保険契約の解除の特則

第 1 条（保険料不払による保険契約の解除）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

①	初回保険料について、第 2 節第 1 条（保険料の払込方法等）(2) ②に規定する期日までに、その払込みがない場合。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合は、保険期間の初日の属する月の翌月末までに、初回保険料の払込みがないときとします。
②	保険料を分割して支払う場合の第 2 回目以降の保険料について、第 2 節第 5 条（第 2 回目以降の保険料不払の場合の免責等）(1) に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがない場合
③	保険料の払込方法が分割払（*1）の場合において、払込期日（*2）までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日（*3）までに、次回払込期日（*3）に払い込むべき保険料の払込みがないとき。
④	第 4 節第 1 条（保険料の返還、追加または変更）(1) の追加保険料の払込みを怠った場合（*4）。ただし、変更手続き完了のお知らせに追加保険料払込期日（*5）が記載されている場合は、この規定を適用しません。
⑤	追加保険料払込期日（*5）を設定した場合において、第 4 節第 1 条 (2) に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みがないとき。
⑥	保険料の払込方法が分割払の場合において、保険契約者が保険料を第 2 節第 1 条 (2) ②に規定する期日または同節第 5 条 (1) に規定する期日までに払い込んだときであっても、保険契約者がこの保険契約における保険料の払込みを免れることを目的として、故意にその次回に払い込むべき保険料の払込みを怠ったと当会社が認めるとき。

(2) (1) の表の⑥の規定に基づきこの保険契約を解除する場合において、当会社が既に支払った保険金（*6）があるときは、当会社はこの保険金（*6）相当額の返還を請求することができます。

（*1）年払を除きます。

（*2）払込証券記載の払込期日をいいます。

（*3）払込期日（*2）の翌月の払込期日（*2）をいいます。

（*4）テナント総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）基本条項（以下「基本条項」といいます。）第 5 節第 1 条（保険料の返還、追加または変更）(1) の表の①または③の場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。

（*5）追加保険料払込期日とは、当会社が基本条項第 5 節第 1 条 (1) の表の①の通知を受けた場合または同節第 1 条 (1) の表の③もしくは同節第 1 条 (2) の承認をする場合において、当会社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。

（*6）払込みを怠ったと当会社が認めた保険料を払い込むべき払込期日（*2）の前月の払込期日（*2）の翌日以降に発生した事故による損害または損失に対して、支払った保険金に限ります。

第 2 条（保険契約解除の効力）

基本条項第 4 節第 8 条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、第 1 条（保険料不払による保険契約の解除）(1) または基本条項第 4 節第 7 条（保険契約者による保険契約の解除）(2) の規定により保険契約を解除した場合、解除の効力は、下表の左欄に対応する下表の右欄に規定する時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

① 第 1 条 (1) の表の①の規定による解除の場合	保険期間の初日
② 第 1 条 (1) の表の②の規定による解除の場合	第 1 条 (1) の表の②に規定する保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日
③ 第 1 条 (1) の表の③の規定による解除の場合	第 1 条 (1) の表の③に規定する次回払込期日（*1）または保険期間の末日のいずれか早い日

④ 第1条(1)の表の④の規定による解除の場合	第4節第1条(保険料の返還、追加または変更)(1)の追加保険料の払込みを怠った日
⑤ 第1条(1)の表の⑤の規定による解除の場合	第4節第1条(2)に規定する期日または保険期間の末日のいずれか早い日
⑥ 第1条(1)の表の⑥の規定による解除の場合	第1条(1)の表の⑥に規定する期日の前月の払込期日(*2)
⑦ 基本条項第4節第7条(2)の規定による解除の場合	基本条項第4節第7条(2)の規定により解除した日

(*1) 払込期日(*2)の翌月の払込期日(*2)をいいます。

(*2) 保険証券記載の払込期日をいいます。

第4節 保険料の返還、追加または変更

第1条(保険料の返還、追加または変更)

(1) 当会社は、基本条項第5節第1条(保険料の返還、追加または変更)(3)の規定にかかわらず、同節第1条(1)および(2)の場合においては、下表の規定により取り扱います。

①保険料払込方法が一時払の場合(*1)	保険契約の条件の変更前の保険料と変更後の保険料の差額に基づき当会社が算出した、未経過期間に対する保険料(*2)を返還し、または追加保険料を請求します。	
②保険料払込方法が一時払以外の場合(*1)	下表に規定する保険料を保険契約の条件の変更後の保険料(*2)に変更します。ただし、当会社が認める場合は、①に規定する方法により取り扱います。	
	ア. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がある場合	当会社が通知を受けた日または承認した日の属する月の翌月以降の保険料
	イ. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合	当会社が通知を受けた日または承認した日以降の保険料

(2) 当会社は、基本条項第5節第1条(保険料の返還、追加または変更)(4)の規定において、追加保険料払込期日(*3)を設定した場合で、次に規定する期日までに保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを行ったときは、基本条項第5節第1条(4)の規定は適用しません。

追加保険料払込期日(*3)の属する月の翌月末

(3) 基本条項第5節第1条(保険料の返還、追加または変更)(7)から(9)までおよび基本条項第5節第4条(保険の対象の譲渡等による保険料の返還—物損害担保条項)の規定において返還する未経過期間に対する保険料は、下表の通りとします。

① 基本条項第5節第1条(7)ならびに(8)および基本条項第5節第4条において返還する未経過期間に対する保険料	付表1に規定する保険料
②基本条項第5節第1条(9)において返還する未経過期間に対する保険料	付表2に規定する保険料。ただし、保険料が、売上高に対する割合によって定められたものである場合は、基本条項第5節第2条(保険料の精算)または保険料の精算に関する特約条項の規定に基づいて保険料を精算します。

(*1) 保険料払込方法が一時払以外であっても、第2節第1条(保険料の払込方法等)(1)に規定するすべての回数の払込みが終了した場合で、この規定により変更すべき保険料がないまたは保険期間を延長し、もしくは短縮するときは、(1)の表の①に規定する方法により取り扱います。

(*2) 基本条項第5節第1条(1)の表の①の場合は、保険契約者または被保険者の通知に基づき、基本条項第1節第2条(通知義務)(1)に規定する事実が発生した時以降の期間に対して、算出した保険料をいいます。

(※3) 追加保険料払込期日とは、当会社が基本条項第5節第1条(1)の表の①の通知を受けた場合または同節第1条(1)の表の③もしくは同節第1条(2)の承認をする場合において、当社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。

第2条（追加保険料の払込み等一口座振替方式の場合の特則）

- (1) 下表の規定に基づき当社が請求した追加保険料について、追加保険料払込期日（※1）に追加保険料の払込みがない場合は、保険契約者は、追加保険料を第1条（保険料の返還、追加または変更）(2)に規定する期日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。

①	第2節第2条（保険料の払込方法―口座振替方式）
②	第1条(1)

- (2) 下表のすべてに該当する場合は、当社は、第1条（保険料の返還、追加または変更）(4)の「追加保険料払込期日（※1）の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日（※1）の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合において、当社は保険契約者に対して追加保険料払込期日（※1）の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が1年の保険契約において、保険契約者がこの規定を既に適用しているときは、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。

①	保険契約者が追加保険料払込期日（※1）までの追加保険料の払込みを怠った場合
②	①の払込みを怠ったことについて保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当社が認めた場合

- (3) 当社は、次の①および②のすべてに該当する場合においては、追加保険料払込期日（※1）の属する月の翌月の応当日を追加保険料払込期日（※1）とみなして下表の規定を適用します。

- ① 保険契約者が追加保険料払込期日（※1）までの追加保険料の払込みを怠った場合
- ② ①の払込みを怠った理由が、提携金融機関（※2）に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

ア. 第3節第1条（保険料不払による保険契約の解除）

イ. 基本条項第4節第7条（保険契約者による保険契約の解除）および第3節第2条（保険契約解除の効力）

ウ. 第2条（追加保険料の払込み等一口座振替方式の場合の特則）(1)および(2)

エ. 第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）

- (4) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、当社が保険料を返還するときは、当社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当会社の定める回数に分割し、当会社の定める日に指定口座（※3）に振り込むことによって行うことができるものとします。

- (5) (4)の規定は、保険契約者からあらかじめ当社に反対の意思表示がされている場合には適用しません。

(※1) 追加保険料払込期日とは、当社が基本条項第5節第1条(1)の表の①の通知を受けた場合または同節第1条(1)の表の③もしくは同節第1条(2)の承認をする場合において、当社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。

(※2) 提携金融機関とは、当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

(※3) 指定口座とは、この保険契約の保険料に関して、当社が提携金融機関（※2）に対して口座振替請求を行う口座をいいます。

第3条（追加保険料の払込み等クレジットカード払方式の場合の特則）

- (1) 下表の規定に基づき当社が請求した追加保険料について、第1条（保険料の返還、追加または変更）(2)の規定の適用においては、当社が追加保険料の払込みに関し、クレジットカード会社に対して、追加保険料の払込みに使用されるクレジットカード（※1）が有効であること等の確認を行ったことをもって、その追加保険料が払い込まれたものとみなします。

①	第2節第3条（保険料の払込方法―クレジットカード払方式）
②	第1条（1）

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合は（1）の規定を適用しません。

①	当会社がクレジットカード会社から追加保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカード（*1）を使用し、クレジットカード会社に対して追加保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、その追加保険料が払い込まれたものとみなして（1）の規定を適用します。
②	会員規約等に規定する手続が行われない場合

(3) (2) の表の①追加保険料相当額を領収できない場合は、当会社は、保険契約者に追加保険料を直接請求できるものとします。ただし、保険契約者が、クレジットカード会社に対して追加保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当会社は、その払い込んだ追加保険料相当額について保険契約者に直接請求できないものとします。

(4) 保険料払込方法がクレジットカード払の方式の場合で、当会社が保険料を返還するときは、当会社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当会社の定める回数に分割し、当会社の定める日に下表のいずれかの方法によって行うことができるものとします。

①	保険契約者の指定する口座への振込み
②	クレジットカード会社経由の返還

(5) (4) の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がされている場合には適用しません。

（*1）当会社の指定するクレジットカードに限ります。

第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）

(1) 当会社が第1条（保険料の返還、追加または変更）（1）の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日（*1）を設定した場合において、下表のすべてに該当するときは、当会社は、同条（2）の規定にかかわらず、追加保険料が払い込まれたものとして、その事故による損害または損失に対して保険金を支払います。

①	事故の発生の日が、追加保険料払込期日（*1）以前であること。
②	事故の発生の日の前日までに到来した払込期日（*2）までに払い込むべき保険料の全額が払い込まれていること。

(2) (1) の場合において、事故の発生の日が初回保険料払込期日以前のときは、（1）に規定する「事故の発生の日の前日までに到来した払込期日（*2）までに払い込むべき保険料の全額」を「初回保険料」と読み替えて適用します。ただし、保険契約者が第2節第1条（保険料の払込方法等）（4）の表の②に規定する確約を行い、かつ、当会社が承認した場合は、当会社は、追加保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害または損失に対して保険金を支払います。

(3) 当会社が第1条（保険料の返還、追加または変更）（1）の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日（*1）を設定した場合において、保険契約者が同条（2）に規定する期日までに追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、その払込期日の翌日以降に発生した事故による損害または損失に対しては、下表の規定に従います。

①	追加保険料が、基本条項第5節第1条（保険料の返還、追加または変更）（1）および（3）の規定により請求したものである場合は、当会社は、保険金を支払いません。
②	追加保険料が、基本条項第5節第1条（2）および（3）の規定により請求したものである場合は、当会社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、この保険契約に適用される普通約款および特約条項に従い、保険金を支払います。

(4) 第1条（保険料の返還、追加または変更）（1）の表の②の規定に基づき、当会社が保険料を変更した場合、（1）から（3）までの「追加保険料」を「保険料変更後の最初の払い込むべき保険料」と読み替えて適用します。

(5) 第1条（保険料の返還、追加または変更）（2）の規定が適用され、かつ、事故が発生した場合に

において、下表に規定する日時の確認に関して、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めたときには、保険契約者または被保険者は、遅滞なくこれを提出しなければなりません。また、当会社が行う確認に協力しなければなりません。

①	基本条項第4節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(2)の表の③に規定する訂正の申出が行われた日時
②	基本条項第1節第2条（通知義務）(1)または基本条項第5節第1条（保険料の返還、追加または変更）(2)に規定する通知が行われた日時
③	事故の発生の日時

(※1) 追加保険料払込期日とは、当会社が基本条項第5節第1条(1)の表の①の通知を受けた場合または同節第1条(1)の表の③もしくは同節第1条(2)の承認をする場合において、当会社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。

(※2) 保険証券記載の払込期日をいいます。

第5条（精算保険料に関する特則）

基本条項第5節第2条（保険料の精算）または保険料の精算に関する特約条項の規定により当会社が請求または返還する保険料については、第2節および第1条（保険料の返還、追加または変更）(2)の規定を適用しません。

第5節 その他事項

第1条（準用規定）

- (1) この特約条項が付帯された保険契約においては、基本条項第4節第6条（保険料不払による保険契約の解除）の規定を適用しません。
- (2) この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

付表1 失効・当会社による解除の場合の返還保険料

保険期間	払込方法	返還保険料の額
1年	一時払、一時払以外	(1) 保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額（※1） (2) 未払込保険料（※2）がある場合は、(1)の額からその未払込保険料（※2）を差し引いた額
1年未満	一時払、一時払以外	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額

(※1) 保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。

(※2) 未経過期間に対応する保険料を含みます。

付表2 保険契約者による解除の場合の返還保険料

保険期間	払込方法	返還保険料の額
1年	一時払	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して基本条項別表3の短期料率をもって算出した保険料を差し引いた額 (*1) (2) (1) にかかわらず、契約条件の変更に伴い、当会社の申出に応じて保険契約者が中途更新 (*2) を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額 (*1) (3) 未払込保険料がある場合は、(1) または (2) の額からその未払込保険料を差し引いた額
	一時払以外	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額 (*1) (2) (1) にかかわらず、契約条件の変更に伴い当会社の申出に応じて保険契約者が中途更新 (*2) を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額 (*1) (3) 未払込保険料がある場合は、(1) または (2) の額からその未払込保険料を差し引いた額
1年未満	一時払	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額
	一時払以外	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して基本条項別表3の短期料率をもって算出した保険料を差し引いた額 (*1) (2) (1) にかかわらず、契約条件の変更に伴い、当会社の申出に応じて保険契約者が中途更新を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額 (*1) (3) 未払込保険料がある場合は、(1) または (2) の額からその未払込保険料を差し引いた額

(*1) 保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。

(*2) 保険契約が解除された日を保険期間の初日として当会社と保険契約を締結することをいいます。

共同保険に関する特約条項

第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社による共同保険契約であって、保険証券記載の保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、保険証券記載のすべての保険会社のために下表に掲げる事項を行います。

①	保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
②	保険料の収納および受領または返戻
③	保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
④	保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認

⑤	保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
⑥	保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対する裏書等
⑦	保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
⑧	事故発生もしくは損害発生 of 通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
⑨	損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および保険証券記載の保険会社の権利の保全
⑩	その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第2条（幹事保険会社の行う事項）の表に掲げる事項は、保険証券記載のすべての保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、保険証券記載のすべての保険会社に対して行われたものとみなします。

追加施設自動補償特約条項

第1条（用語の定義）

この特約条項において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
別紙	追加施設自動補償特約別紙をいいます。
追加施設	この保険契約の締結の後、新たに別紙記載の条件に該当することとなった施設をいいます。
損害等	損害または損失をいいます。

第2条（対象施設）

この保険契約の対象施設は、この保険契約の締結の時ににおいて、別紙記載の条件に該当するすべての施設とします。

第3条（対象施設でなくなる場合）

対象施設のうち、保険期間中（*1）に第2条（対象施設）の条件に該当しなくなった施設は、その時に、対象施設ではなくなります。

（*1）保険証券記載の保険期間中をいいます。

第4条（自動補償）

- 追加施設は、別紙記載の条件に該当した時から自動的に対象施設に含まれるものとします。
- 追加施設に係る当会社の保険責任は、追加施設ごとに、保険証券記載の保険期間の初日の午後4時（*1）以降、第2条（対象施設）の条件に該当することとなった時に始まります。
- （1）の規定にかかわらず、第2条（対象施設）の条件に該当する前に、保険契約者が対象施設としないことを当会社に申し出て、当会社がこれを承認した施設については、対象施設としません。
（*1）保険証券に異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

第5条（追加施設に適用される契約条件）

第4条（自動補償）の規定に基づいて対象施設となったものにおいて、通知開始日（*1）まで適用される契約条件は、別紙記載のとおりとします。

（*1）保険証券記載の通知開始日をいい、2回目以降は1か月ごとに通知開始日の応当日とします。

第6条（通知を受けていない場合の支払保険金の計算）

- 当会社は、第7条（通知）（1）の通知を当会社が受けていない追加施設について、テナント総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）物損害担保条項（以下「物損害担保条項」といいます。）

います。)に係る損害保険金の額は、物損害担保条項第6条(支払保険金の計算)(1)①および(6)の規定にかかわらず、1回の事故につき別紙記載の支払限度額を限度として、次の算式により損害保険金の額を算出します。

物損害担保条項第7条(損害額の決定)
(1)または(2)に規定する損害額

$$- \text{免責金額} = \text{損害保険金の額}$$

(2) (1)に規定する免責金額は、以下に記載の額とします。

- ① 物損害担保条項別表1に記載の事故の場合は、0円
- ② ①以外の場合は、別紙記載の免責金額

第7条(通知)

- (1) 保険契約者は、通知締切日(*1)以前1か月(*2)分の追加施設を、通知開始日(*3)までに、書面等により当会社に通知しなければなりません。
- (2) この保険契約の締結の時に保険に付された対象施設または追加施設が、保険期間中(*4)に第2条(対象施設)の条件に該当しなくなった場合も、(1)と同様に当会社に通知しなければなりません。
- (3) 当会社は、(1)の書面等の記載事項について、普通約款基本条項第4節第3条(告知義務違反による保険契約の解除)および第5節第1条(保険料の返還、追加または変更)の規定を準用します。
- (4) (3)に規定するほか、当会社は、(1)の書面等の記載事項について、保険料に関する規定の変更特約条項第4節第1条(保険料の返還、追加または変更)の規定を準用します。

(*1) 保険証券記載の通知締切日をいいます。

(*2) 1回目の通知においては、この保険契約の締結の時から1回目の通知締切日までの期間とします。

(*3) 保険証券記載の通知開始日をいい、2回目以降は1か月ごとに通知開始日の応当日とします。

(*4) 保険証券記載の保険期間中をいいます。

第8条(通知に遅滞または脱漏があった場合)

第7条(通知)(1)の通知に遅滞または脱漏があった場合は、遅滞または脱漏のあった追加施設および当社がその遅滞または脱漏の事実を知った時以後、同条(1)の規定により通知されるすべての追加施設に対して、当会社は第4条(自動補償)の規定を適用しません。ただし、その遅滞または脱漏が、保険契約者の故意または重大な過失によらなかったことを保険契約者が証明した場合であって、当社がその遅滞または脱漏の事実を知った時以後の最も早い通知開始日(*1)までに保険契約者がその遅滞または脱漏のあった追加施設について書面等によって訂正を申し出て、当社がこれを承認した場合は、第4条の規定を適用します。

(*1) 保険証券記載の通知開始日をいい、2回目以降は1か月ごとに通知開始日の応当日とします。

第9条(契約条件等の変更)

- (1) この保険契約の締結の時に保険の対象となった施設または当社が既に第7条(通知)(1)の通知を受けている追加施設について、保険期間中(*1)に保険契約の条件を変更する場合は、保険契約者は、1対象施設ごとに、その都度書面等により当会社所定の連絡先にその事実を通知し、当会社に承認の請求を行わなければなりません。
- (2) 第7条(通知)(1)の通知を当社が受けていない追加施設について、その施設が追加施設となる時から別紙記載の自動補償の条件と異なる条件で保険を付す場合またはその施設が追加施設となった時以後に保険契約の条件を変更する場合は、保険契約者は、1対象施設ごとに、その都度書面等により当会社所定の連絡先にその事実を通知し、当会社に承認の請求を行わなければなりません。

(*1) 保険証券記載の保険期間中をいいます。

第10条(保険料の精算)

- (1) 当社は、第7条（通知）(1)の通知を受けた場合は、1対象施設ごとに、未経過期間（*1）に対して計算した保険料の合計額を請求します。
- (2) 当社は、第7条（通知）(2)の通知を受けた場合は、1対象施設ごとに、未経過期間（*2）に対して計算した保険料の合計額を返還します。
- (3) 当社が、第9条（契約条件等の変更）(1)に規定する保険契約者からの通知を承認する場合において、保険料を変更する必要がある場合は、当社は、1対象施設ごとに、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間（*3）に対する保険料の合計額を返還または請求します。
- (4) 当社が、第9条（契約条件等の変更）(2)に規定する保険契約者からの通知を承認する場合において、保険料を変更する必要がある場合は、当社は、1対象施設ごとに、次の算式によって算出した保険料の合計額を同条(2)の規定による保険料として請求します。

① 追加施設について、その施設が追加施設となる時から別紙記載の自動補償の条件と異なる条件で保険を付す場合

保険料	=	未経過期間（*1）に対して計算した変更後の保険料
-----	---	--------------------------

② 追加施設について、その施設が追加施設となった後に保険契約の条件を変更する場合

保険料	=	既経過期間（*4）に対して計算した変更前の保険料	+	未経過期間（*5）に対して計算した変更後の保険料
-----	---	--------------------------	---	--------------------------

- (5) (1) から (4) までの保険料は、精算開始日（*6）までに精算するものとします。
- (6) 契約内容変更追加保険料（*7）の全額が精算開始日（*6）までに払い込まなかった場合は、当社は、次のとおりとします。
- ① (1) または (4) の追加すべき保険料がある場合は、未精算等の追加施設（*8）について生じた事故による損害等に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
- ② (3) の追加すべき保険料または返還すべき保険料がある場合は、契約内容変更追加保険料領収前に生じた事故による損害等に対しては、第9条（契約条件等の変更）(1)に規定する承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約条項に従い、保険金を支払います。
- (7) 未精算等の追加施設のうち既に精算開始日（*6）の到来しているものについて(1)の追加すべき保険料の全額が払い込まれた場合は、その払込みの時以後に生じた事故による損害等に対しては、(6)①の規定を適用しません。
- (*)1 第4条（自動補償）(2)に規定する時以後の期間をいいます。
- (*)2 第2条（対象施設）に該当しなくなった時以後の期間をいいます。
- (*)3 当社が第7条（通知）(1)の承認をした時以後の期間をいいます。
- (*)4 第4条（自動補償）(2)に規定する時から、当社が第9条（契約条件等の変更）(2)の承認をした時までの期間をいいます。
- (*)5 当社が第9条（契約条件等の変更）(2)の承認をした時以後の期間をいいます。
- (*)6 保険証券記載の精算開始日をいい、2回目以降は1か月ごとに精算開始日の応当日とします。
- (*)7 (1)、(3)および(4)の追加すべき保険料をいい、(2)または(3)の規定により返還すべき保険料がある場合は、相殺した後の保険料とします。
- (*)8 契約内容変更追加保険料(*7)が払い込まれるべき精算開始日(*6)に対応する通知締切日(*9)の1か月前の応当日の翌日（*10）以後に追加施設となった施設をいいます。
- (*)9 保険証券記載の通知締切日をいいます。
- (*)10 第1回目の通知の場合には、この保険契約締結の時とします。

第 11 条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

テロ危険不担保特約条項

第 1 条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、テナント総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定にかかわらず、下表のいずれかに該当する事由によって保険の対象について生じた損害または損失（*1）に対しては、保険金を支払いません。

①	テロ行為
②	テロ行為を抑制もしくは防止する目的またはテロ行為に対して報復する目的で行われる行為

(2) (1) のテロ行為とは、政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体もしくは個人またはこれらと連帯する者が、その主義または主張に関して行う暴力的行為（*2）または破壊行為（*3）をいいます。

（*1）損害または損失には、(1) ①または②の事由がなければ発生または拡大しなかったものを含みます。

（*2）暴力的行為には、示威行為、脅迫行為および生物兵器、化学兵器等を用いた加害行為を含みます。

（*3）破壊行為には、データ等を破壊する行為を含みます。

第 2 条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

施設賠償責任担保条項追加特約条項

第 1 条（用語の定義）

この特約条項において、下表の用語は、次の定義によります。

用語	定義
先行契約	下表のすべての条件を満たす他の賠償責任保険契約をいいます。当社がその引受けを行っていたかどうかを問いません。
	① 保険期間の末日がこの保険契約の保険期間の初日と一致していること。
	② 被保険者に対する損害賠償請求が保険期間中になされた場合に保険金を支払う条件の契約であること。

第 2 条（先行契約が存在する場合の特則）

先行契約が存在する場合において、保険契約者が先行契約を継続していたならば保険金支払の対象となったであろうと認められる事故に起因する損害賠償請求が保険証券記載の保険期間中に日本国内において被保険者に対してなされたときは、当会社は、その事故が保険証券記載の保険期間中に発生したものとみなして、この保険契約を適用します。ただし、先行契約において保険金が支払われるべき場合を除きます。

第 3 条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、テナント総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）賠償責任担保条項（以下「賠償責任担保条項」といいます。）第 1 節第 3 条（保険金をお支払いしない場合—その 1）および第 4 条（保険金をお支払いしない場合—その 2）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、被保険者または第三者が廃棄した物に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

第 4 条（施設賠償責任担保条項に関する特則）

この保険契約において、賠償責任担保条項第 1 節第 1 条（この条項の補償内容）の「施設・事業

活動遂行事故」には、事業活動が行われた場所に放置または遺棄された機械、装置または資材に起因する他人の身体の障害または財物の損壊を含むものとします。

第5条（施設賠償責任担保条項の適用除外）

賠償責任担保条項第1節第3条（保険金をお支払いしない場合—その1）(2)の表の③の規定は、同節第2条（被保険者）(1)の表の⑦に規定する者の使用人に対しては、適用しません。

第6条（個別適用）

この保険契約において、下表の規定の適用に関する判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。

①	賠償責任担保条項第1節第3条（保険金をお支払いしない場合—その1）(1)の表の①
②	賠償責任担保条項第1節第3条（2）の表の③

第7条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

生産物賠償責任担保条項追加特約条項

第1条（用語の定義）

この特約条項において、下表の用語は、次の定義によります。

用語	定義				
先行契約	下表のすべての条件を満たす他の賠償責任保険契約をいいます。当会社がその引受けを行っていたかどうかを問いません。 <table><tr><td>①</td><td>保険期間の末日がこの保険契約の保険期間の初日と一致していること。</td></tr><tr><td>②</td><td>被保険者に対する損害賠償請求が保険期間中になされた場合に保険金を支払う条件の契約であること。</td></tr></table>	①	保険期間の末日がこの保険契約の保険期間の初日と一致していること。	②	被保険者に対する損害賠償請求が保険期間中になされた場合に保険金を支払う条件の契約であること。
①	保険期間の末日がこの保険契約の保険期間の初日と一致していること。				
②	被保険者に対する損害賠償請求が保険期間中になされた場合に保険金を支払う条件の契約であること。				

第2条（先行契約が存在する場合の特例）

先行契約が存在する場合において、保険契約者が先行契約を継続していたならば保険金支払の対象となつたであろうと認められる事故に起因する損害賠償請求が保険証券記載の保険期間中に日本国内において被保険者に対してなされたときは、当会社は、その事故が保険証券記載の保険期間中に発生したものとみなして、この保険契約を適用します。ただし、先行契約において保険金が支払われるべき場合を除きます。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、テナント総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）賠償責任担保条項（以下「賠償責任担保条項」といいます。）第2節第3条（保険金をお支払いしない場合—その1）および第4条（保険金をお支払いしない場合—その2）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、被保険者または第三者が廃棄した物に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（生産物賠償責任担保条項に関する特例）

- (1) 賠償責任担保条項第2節第2条（被保険者）(1)に規定する者のほか、販売人（*1）を被保険者に含むものとします。ただし、販売人（*1）は、記名被保険者が行う事業活動に関する限りにおいて、被保険者に含まれるものとします。
- (2) 当会社は、販売人（*1）が生産物または仕事の目的物について行った加工・改造・修理等に起因して発生した事故によりその者自身が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 記名被保険者が日本国内において医薬品販売業務（*2）を行う場合は、賠償責任担保条項第2節第3条（保険金をお支払いしない場合—その1）(1)の表の⑦iおよび同節第4条（保険金をお支払いしない場合—その2）(1)の表の④iiの規定は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全

性の確保等に関する法律に基づく許可を得て開設された薬局または店舗が販売または提供（*3）する医薬品には適用しません。

（*1）記名被保険者が生産物の販売または提供を直接委託している者をいいます。

（*2）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく許可を得て開設された薬局または店舗において医薬品を販売または提供することをいい、医薬品の調剤を含みます。

（*3）調剤を含みます。

第5条（生産物賠償責任担保条項の適用除外）

賠償責任担保条項第2節第3条（保険金をお支払いしない場合—その1）（2）の表の③の規定は、下表に規定する者の使用人に対しては、適用しません。

①	賠償責任担保条項第2節第2条（被保険者）（1）の表の⑦に規定する者
②	第4条（生産物賠償責任担保条項に関する特則）（1）に規定する販売人

第6条（個別適用）

この保険契約において、下表の規定の適用に関する判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。

①	賠償責任担保条項第2節第3条（保険金をお支払いしない場合—その1）（1）の表の①
②	賠償責任担保条項第2節第3条（2）の表の③

第7条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

代位求償権不行使特約条項

第1条（代位求償を行わない場合）

テナント総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）基本条項第6節第2条（代位）の規定に基づき、保険の対象に損害が生じたことにより被保険者が下表の者に対して有する権利を、当社が取得した場合は、当社は、これを行使しないものとします。ただし、下表に記載の者の故意または重大な過失によって生じた損害に対し保険金を支払った場合は、その権利を行使することができます。

①	保険契約者である借用施設の貸主
②	保険契約者である借用施設の管理者
③	被保険者が所属している商店会
④	被保険者が所属している専門店会
⑤	保険の対象の受託者（*1）またはこれらの物の運送を受託した運送業者（*2）

（*1）受託者とは、賃貸借契約または使用貸借契約に基づき保険の対象を占有する者をいいます。

（*2）運送業者とは、法令に基づき一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業、貨物利用運送事業、鉄道事業または軌道事業を営む者をいいます。

第2条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

新価保険特約条項

第1条（用語の定義）

この保険契約において、下表の用語は、次の定義によります。

用語	定義
保険の対象の価額	再取得価額をいいます。

第2条（損害額の決定）

テナント総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）物損害担保条項（以下「物損害担保条項」といいます。）第7条（損害額の決定）(1)は下表のとおり読み替えます。

箇所	読み替え前					読み替え後						
物損害担保条項第7条(1)の算式	修理費	－	修理によって保険の対象の価額の増加が生じた場合は、その増加額（*2）	－	修理に伴って生じた残存物がある場合は、その時価額	=	損害額	修理費	－	修理に伴って生じた残存物がある場合は、その時価額	=	損害額

第3条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

協定保険価額特約条項

第1条（保険の対象）

この特約条項において、保険の対象とは、テナント総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）物損害担保条項（以下「物損害担保条項」といいます。）第2条（保険の対象）(1)の表の①に規定する財物とします。

第2条（保険価額）

- (1) 普通約款の用語の定義にかかわらず、保険価額とは、保険契約者と当会社が約定した保険証券記載の保険価額をいいます。
- (2) 保険証券記載の保険価額が、損害が生じた地および時における保険の対象の価額を著しく超える場合は、(1)の規定は適用しません。
- (3) 新価保険特約条項が付帯される場合は、(1)の規定にかかわらず、保険価額とは、保険の対象の再取得価額に基づき、保険契約者と当会社が約定した保険証券記載の保険価額をいいます。
- (4) (3)の場合において、保険証券記載の保険価額が、損害の生じた地および時における保険の対象の再取得価額を著しく超える場合は、(3)の規定は適用しません。

第3条（保険金額の調整）

普通約款基本条項第1節第5条（保険金額の調整－物損害担保条項）(1)の規定にかかわらず、保険契約の締結（*1）の際、保険金額が保険の対象の価額を超過した場合であっても、保険契約者は、その超過した部分について、この保険契約を取り消すことはできません。

（*1）保険契約の締結には保険の対象の追加を含みます。

第4条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

商品・製品等保管中のみ担保特約条項

第1条（商品・製品等保管中のみ担保）

テナント総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）物損害担保条項第2条（保険の対象）(1)の表の③の規定は、適用しません。

第2条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

現金・有価証券等担保特約条項

第1条（保険の対象）

- (1) テナント総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）物損害担保条項（以下「物損害

担保条項」といいます。)第2条(保険の対象)(1)は、下表のとおり読み替えます。

箇所	読み替え前	読み替え後
物損害担保条項第2条(1)	① 対象施設において使用する設備・什器等	① 対象施設において使用する設備・什器等
	② 対象施設に保管中の商品・製品等	② 対象施設に保管中の商品・製品等
	③ 保険証券記載の運送区間を輸送中の商品・製品等	③ 保険証券記載の運送区間を輸送中の商品・製品等
		④ 対象施設に保管中の現金・有価証券等(*1)
		⑤ 保険証券記載の運送区間を輸送中の現金・有価証券等(*1)

(2) この特約条項において、物損害担保条項第2条(保険の対象)(4)の表の⑥の規定は適用しません。

(*1) 現金・有価証券等とは、通貨等、預貯金証書その他これらに類する物をいいます。

第2条(盗難損害)

(1) 保険の対象に生じた盗難による損害は、普通約款基本条項第2節第1条(事故発生時等の義務)(1)の表の⑦に規定する届出をしなければなりません。

(2) 預貯金証書に盗難による損害が生じた場合は、(1)に規定するほか、下表に規定する条件をすべて満たすときに限り、物損害担保条項第3条(被保険者)に規定する被保険者に損害保険金を支払います。

①	保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先あてに届け出たこと。
②	盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと(*1)。

(*1) 現金自動支払機用カードに付帯されるデビットカード機能を第三者に不正に利用され、預貯金口座から現金が引き落とされた場合も同様とします。

第3条(支払保険金の計算)

この特約条項において、物損害担保条項第6条(支払保険金の計算)(1)①および追加施設自動補償特約条項第6条(通知を受けていない場合の支払保険金の計算)(1)は、下表のとおり読み替えます。

箇所	読み替え前	読み替え後
物損害担保条項第6条(1)①ア.	第7条(損害額の決定)(1)または(2)に規定する損害額	現金・有価証券等担保特約条項第4条(損害額の決定)に規定する損害額
物損害担保条項第6条(1)①イ.	第7条(1)または(2)に規定する損害額	現金・有価証券等担保特約条項第4条に規定する損害額
追加施設自動補償特約条項第6条(1)	物損害担保条項第7条(損害額の決定)(1)または(2)に規定する損害額	現金・有価証券等担保特約条項第4条(損害額の決定)に規定する損害額

第4条(損害額の決定)

現金・有価証券等(*1)の場合は、損害額(*2)は、保険価額によって定めます。

(*1) 現金・有価証券等とは、通貨等、預貯金証書その他これらに類する物をいいます。

(*2) 損害額とは、当会社が損害保険金として支払うべき損害の額をいいます。

第5条(準用規定)

(1) この特約条項において、物損害担保条項第1条(この条項の補償内容)(5)および第6条(支払保険金の計算)(1)③の規定は適用しません。

(2) この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

現金・有価証券等保管中のみ担保特約条項

第1条（現金・有価証券等保管中のみ担保）

現金・有価証券等担保特約条項により読み替えられたテナント総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）物損害担保条項第2条（保険の対象）(1)の表の⑤の規定は、適用しません。

第2条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

通貨等盗難損害保険金不担保特約条項

第1条（通貨等盗難危険不担保）

テナント総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）物損害担保条項第1条（この条項の補償内容）(5)の規定は、適用しません。

第2条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

建具等修理費用保険金不担保特約条項

第1条（建具等修理費用保険金不担保）

当会社は、テナント総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）物損害担保条項第1条（この条項の補償内容）(4)の表の②の規定にかかわらず、建具等修理費用保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

臨時費用保険金不担保特約条項

第1条（臨時費用保険金不担保）

当会社は、テナント総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）物損害担保条項第1条（この条項の補償内容）(3)の表の①の規定にかかわらず、臨時費用保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

水害費用保険金不担保特約条項

第1条（水害費用保険金不担保）

当会社は、テナント総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）物損害担保条項第1条（この条項の補償内容）(4)の表の③の規定にかかわらず、水害費用保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

修理危険担保特約条項

第1条（免責規定の読替え）

この保険契約において、テナント総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）物損害担保条項（以下「物損害担保条項」といいます。）第5条（保険金をお支払いしない場合—その2）を下表のとおり読み替えます。

箇所	読み替え前	読み替え後
物損害担保条項第5条の表の④	保険の対象に対する加工(*3)、解体、据付、組立、修理、清掃、点検、検査、試験または調整等の作業における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害	保険の対象に対する加工(*3)における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
物損害担保条項第5条の(*3)	加工には、修繕または取りこわしを含みます。	加工には、修繕または取りこわしを含みません。

第2条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

水 災 危 険 担 保 特 約 条 項

第1条（免責規定の適用除外）

この保険契約において、テナント総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）物損害担保条項（以下「物損害担保条項」といいます。）第5条（保険金をお支払いしない場合－その2）の表の⑰の規定は、適用しません。

第2条（費用保険金との関係）

当会社は、物損害担保条項第1条（この条項の補償内容）(4)の表の③の規定にかかわらず、水害費用保険金を支払いません。

第3条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

電 気 的 ・ 機 械 的 事 故 担 保 特 約 条 項

第1条（免責規定の適用除外）

この保険契約において、テナント総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）物損害担保条項第5条（保険金をお支払いしない場合－その2）の表の⑱の規定は、適用しません。

第2条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

保 険 料 精 算 特 約 条 項 （ 物 損 害 担 保 条 項 用 ）

第1条（保険の対象）

この特約条項の規定は、テナント総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）物損害担保条項（以下「物損害担保条項」といいます。）第2条（保険の対象）(1)の表の②および③のうち、保険証券に精算区分の記載があるものについてのみ適用します。

第2条（暫定保険料）

- (1) 当会社は、保険契約の締結に際し、別途定める暫定保険料を領収します。
- (2) 普通約款基本条項（以下「基本条項」といいます。）第6節第1条（保険責任の始期および終期）(2)は、下表のとおり読み替えます。

箇所	読み替え前	読み替え後
基本条項第6節第1条(2)	保険料	暫定保険料

第3条（在庫額の通知）

- (1) 保険契約者は、毎月の通知締切日（*1）における在庫額を、通知開始日（*2）までに当会社に通知するものとします。
- (2) 保険期間の中途において、通知締切日（*1）以外の日はこの保険契約が解除され、または失効した場合は、その解除日等（*3）における在庫額を当会社に通知するものとします。
 - （*1） 保険証券記載の通知締切日をいいます。
 - （*2） 保険証券記載の通知開始日をいいます。
 - （*3） 解除日または失効日をいいます。

第 4 条（保険料の精算）

- (1) 当会社は、第 3 条（在庫額の通知）の通知に基づき算出した通知額の平均額に所定の保険料率を乗じたものを確定保険料とし、これと第 2 条（暫定保険料）（1）の暫定保険料を比較して、保険期間の満了時にその差額を保険契約者に返還または請求します。
- (2) 保険料に関する規定の変更特約条項（以下「変更特約」といいます。）第 4 節第 1 条（保険料の返還、追加または変更）（1）の規定にかかわらず、基本条項第 5 節第 1 条（保険料の返還、追加または変更）（2）の規定により保険料率を変更する必要がある場合は、（1）の所定の保険料率は、次の算式により算出した料率とします。

適用する料率

=

保険契約の条件の変更前の保険料率

×

保険期間中の保険契約の条件の変更前の日数

+

保険契約の条件の変更後の保険料率

×

保険期間中の保険契約の条件の変更後の日数

保険期間日数

- (3) 保険契約者は、（1）に規定する確定保険料の請求を受けた場合は、確定保険料を保険証券記載の精算開始日までに全額払い込まなければなりません。
- (4) （1）の規定にかかわらず、この保険契約が解除され、または失効した場合は、解除または失効の時に確定保険料と暫定保険料の精算を行います。
- (5) 保険契約者が、（1）に規定する確定保険料を支払わない場合は、当会社は、保険金について、確定保険料の暫定保険料に対する比率をもって、この保険契約について既に支払った保険金の返還を求めることができます。

第 5 条（保険料の返還または請求）

基本条項第 5 節第 1 条（保険料の返還、追加または変更）（7）から（9）までおよび同節第 4 条（保険の対象の譲渡等による保険料の返還－物損害担保条項）ならびに変更特約第 4 節第 1 条（保険料の返還、追加または変更）（3）の規定にかかわらず、保険契約が解除され、または失効した場合は、下表に規定する保険料を返還または請求します。

精算区分	返還または請求する保険料の額
一括精算	(1) 次の算式に基づき算出された額と既に払い込まれた保険料の差額 保険契約の初日から保険契約が失効した日または解除された日までの通知額の平均額×適用料率×既経過日数 / 保険期間日数 (2) 未払込保険料（*1）がある場合は、（1）の額からその未払込保険料（*1）を差し引いた額

（*1） 未経過期間に対応する保険料を含みます。

第 6 条（損害額の決定）

物損害担保条項第 7 条（損害額の決定）の規定にかかわらず、第 1 条（保険の対象）に規定する保険の対象については、第 3 条（在庫額の通知）の規定における通知額と同一の基準によって、保険価額を算出し損害保険金を支払うべき損害の額を定めます。ただし、通知額と同一の基準による保険価額が損害が生じた地および時における保険の対象の価額を著しく超える場合は、損害が生じ

た地および時における保険の対象の価額をもって、損害の額を定めます。

第7条（保険金計算の特則）

物損害担保条項第1条（この条項の補償内容）に規定する事故による損害が生じる前に当会社が受領した通知額が、第3条（在庫額の通知）によって通知すべき額に不足していた場合は、その不足する割合により、当会社は、その支払うべき保険金を削減します。

第8条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

破 損 等 担 保 特 約 条 項 （ 休 業 損 失 担 保 条 項 用 ）

第1条（この特約条項の補償内容）

当会社は、テナント総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）休業損失等担保条項（以下「休業損失等担保条項」といいます。）第1節第1条（この条項の補償内容）(1)の規定にかかわらず、不測かつ突発的な事故によって、同節第2条（保険の対象）(1)の表の①または②に規定する保険の対象について生じた損害により、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、同節第3条（被保険者）に規定する被保険者に損害保険金を支払います。

第2条（免責規定の適用除外）

この保険契約において、休業損失等担保条項第1節第4条（保険金をお支払いしない場合）(1)の表の⑩の規定は、適用しません。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、休業損失等担保条項第1節第4条（保険金をお支払いしない場合）(*1)に規定する損失のほか、下表のいずれかに該当する損失に対しては、保険金を支払いません。

①	差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損失。ただし、消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置によって生じた損失については、この規定は適用しません。
②	次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損失 ア. 保険契約者または被保険者（*2）の使用人 イ. 保険の対象の使用または管理を委託された者 ウ. イの使用人
③	保険の対象である設備・什器等または商品・製品等を加工または製造することに起因して、その設備・什器等または商品・製品等に損害が生じたこと（*3）によって生じた損失
④	保険の対象に対する加工（*4）、解体、据付、組立、修理、清掃、点検、検査、試験または調整等の作業における作業上の過失または技術の拙劣によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失
⑤	保険の対象の置き忘れまたは紛失によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失
⑥	詐欺または横領によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失
⑦	土地の沈下、移動または隆起によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失
⑧	保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類のみに損害が生じたことによって生じた損失
⑨	凍結によって保険の対象である建物の専用水道管に損害が生じたことによって生じた損失
⑩	保険の対象が液体、粉体、気体等の流動体である場合、保険の対象にコンタミネーション、汚染、他物の混入、純度の低下、変質、固形化、化学変化もしくは品質の低下または分離もしくは復元が不可能もしくは困難となる等の損害が生じたことによって生じた損失。ただし、容器、配管等に不測かつ突発的な事故による損害が生じたことに伴う漏出による損害が生じたことによって生じた損失については、この規定は適用しません。

⑪	保険の対象のうち、楽器について次の損害が生じたことによって生じた損失 ア. 弦のみまたはピアノ線のみが切断した場合の弦またはピアノ線の損害 イ. 打楽器の打皮のみが破損した場合の打皮の損害 ウ. 音色または音質の変化の損害
⑫	次の物に損害が生じたことによって生じた損失 ア. 次の物のうち、工事の発注者に被保険者が含まれているもの (ア) 新築、増築、改築、修繕または取りこわし中の建物または土木構造物 (イ) 組立または据付中の屋外設備装置または設備・什器等 イ. 自動車以外の車両、雪上オートバイまたはゴーカートおよびこれらの付属品 ウ. 設備・什器等であるハンググライダー、パラグライダー、サーフボードまたはウィンドサーフィンおよびこれらの付属品 エ. 設備・什器等であるラジコン模型およびこれらの付属品 オ. 商品・製品等である動物または植物 カ. 休業損失等担保条項第1節第2条（保険の対象）(2)の表の④に規定する生垣 キ. 設備・什器等である移動電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
⑬	検品または棚卸しの際に発見された商品・製品等の数量の不足によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失（*5）
⑭	保険の対象の受渡しの過誤等、事務的または会計的な間違いによって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失
⑮	設備・什器等である次の医療用機器に損害が生じたことによって生じた損失 ア. 医療用機器の体内挿入部位 イ. 鉗子、メス、聴診器、注射器等の器具類 ウ. マイクロモーター、エアーモーター、エアータービン等の切削装置 エ. バキューム装置付属のモーター オ. 歯科用診療台ユニットのホース カ. 上記に類する切削工具および消耗品
⑯	保険の対象である美術品に格落損害（*6）が生じたことによって生じた損失
⑰	保険の対象の製造者または販売者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任（*7）を負うべき損害が保険の対象に生じたことによって生じた損失
⑱	電気的または機械的事故による損失。ただし、これらの事故に起因して火災、破裂または爆発が発生した場合を除きます。
⑲	食中毒による損失（*8）

（*1）休業損失等担保条項第1節第4条（1）の表の⑱を除きます。

（*2）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（*3）設備・什器等または商品・製品等に損害が生じたことには、加工または製造することを使用した機械、設備または装置等の停止によってその設備・什器等または商品・製品等に損害が生じたことを含みます。

（*4）加工には、増築、改築、修繕または取りこわしを含みます。

（*5）検品または棚卸しの際に発見された商品・製品等の数量の不足による損害には、不法に侵入した第三者の盗取の損害は含まれません。

（*6）格落損害とは、美術品の修理等に伴い、その価値が下落することをいいます。

（*7）法律上または契約上の責任には、保証書または延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。

（*8）次の事故によって被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。

ア. 占有物件または隣接物件における食中毒の発生。ただし、その食中毒の発生について食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づいて所轄保健所長に届出があった場合に限り、ます。

イ. 占有物件または隣接物件において製造、販売または提供した食品に起因する食中毒の発生。ただし、その食中毒の発生について食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づい

て所轄保健所長に届出があった場合に限りです。

ウ.ア.またはイ.の食中毒の発生の疑いがある場合における厚生労働大臣その他の行政機関による占有物件または隣接物件の営業の禁止、停止その他の処置

第4条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

食中毒による休業損失担保特約条項

第1条（用語の定義）

この特約条項において、下表の用語は、次の定義によります。

保険金支払対象期間	保険金支払の対象となる期間であって、第2条（この特約条項の補償内容）に規定する損失およびテナント総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）休業損失等担保条項（以下「休業損失等担保条項」といいます。）第1節第2条（保険の対象）に規定する保険の対象ごとに、それぞれ損害保険金を支払う原因となった事故の発生した日から下表の①および②に掲げる処置が解除された日までの期間とします。ただし、いかなる場合も保険証券記載の保険金支払対象期間または30日間のいずれか短い期間を超えないものとします。 <table><tr><td>①</td><td>厚生労働大臣その他の行政機関による対象施設の営業の禁止、停止その他の処置</td></tr><tr><td>②</td><td>保健所その他の行政機関による対象施設の消毒、隔離その他の処置</td></tr></table>	①	厚生労働大臣その他の行政機関による対象施設の営業の禁止、停止その他の処置	②	保健所その他の行政機関による対象施設の消毒、隔離その他の処置
①	厚生労働大臣その他の行政機関による対象施設の営業の禁止、停止その他の処置				
②	保健所その他の行政機関による対象施設の消毒、隔離その他の処置				

第2条（この特約条項の補償内容）

当会社は、休業損失等担保条項第1節第1条（この条項の補償内容）に規定するほか、下表のいずれかの事由に起因して生じた事故によって、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、同節第3条（被保険者）に規定する被保険者に損害保険金を支払います。

①	占有物件または隣接物件における食中毒の発生。ただし、その食中毒の発生について食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づいて所轄保健所長に届出があった場合に限りです。
②	占有物件または隣接物件において製造、販売または提供した食品に起因する食中毒の発生。ただし、その食中毒の発生について食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づいて所轄保健所長に届出があった場合に限りです。
③	①または②の食中毒の発生の疑いがある場合における厚生労働大臣その他の行政機関による占有物件または隣接物件の営業の禁止、停止その他の処置

第3条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、休業損失等担保条項第1節第4条（保険金をお支払いしない場合）（*1）に規定する損失のほか、脅迫行為によって生じた損失に対しては、保険金を支払いません。

（*1）休業損失等担保条項第1節第4条（1）の表の⑬を除きます。

第4条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

破損等担保特約条項（営業継続費用担保条項用）

第1条（この特約条項の補償内容）

当会社は、テナント総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）休業損失等担保条項（以下「休業損失等担保条項」といいます。）第2節第1条（この条項の補償内容）（1）の規定にかかわらず、不測かつ突発的な事故によって、同節第2条（保険の対象）（1）の表の①または②に規

定する保険の対象が損害を受けた結果生じた営業継続費用に対して、同節第3条（被保険者）に規定する被保険者に営業継続費用保険金を支払います。

第2条（免責規定の適用除外）

この保険契約において、休業損失等担保条項第2節第4条（保険金をお支払いしない場合）（1）の表の⑨の規定は、適用しません。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、休業損失等担保条項第2節第4条（保険金をお支払いしない場合）（*1）に規定する営業継続費用のほか、下表のいずれかに該当する営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。

①	差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた営業継続費用。 ただし、消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置によって生じた営業継続費用については、この規定は適用しません。
②	次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた営業継続費用 ア. 保険契約者または被保険者（*2）の使用人 イ. 保険の対象の使用または管理を委託された者 ウ. イの使用人
③	保険の対象である設備・什器等または商品・製品等を加工または製造することに起因して、その設備・什器等または商品・製品等に損害が生じたこと（*3）によって生じた営業継続費用
④	保険の対象に対する加工（*4）、解体、据付、組立、修理、清掃、点検、検査、試験または調整等の作業における作業上の過失または技術の拙劣によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた営業継続費用
⑤	保険の対象の置き忘れまたは紛失によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた営業継続費用
⑥	詐欺または横領によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた営業継続費用
⑦	土地の沈下、移動または隆起によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた営業継続費用
⑧	保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類のみに損害が生じたことによって生じた営業継続費用
⑨	凍結によって保険の対象である建物の専用水道管に損害が生じたことによって生じた営業継続費用
⑩	保険の対象が液体、粉体、気体等の流動体である場合、保険の対象にコンタミネーション、汚染、他物の混入、純度の低下、変質、固形化、化学変化もしくは品質の低下または分離もしくは復元が不可能もしくは困難となる等の損害が生じたことによって生じた営業継続費用。 ただし、容器、配管等に不測かつ突発的な事故による損害が生じたことに伴う漏出による損害が生じたことによって生じた営業継続費用については、この規定は適用しません。
⑪	保険の対象のうち、楽器について次の損害が生じたことによって生じた営業継続費用 ア. 弦のみまたはピアノ線のみが切断した場合の弦またはピアノ線の損害 イ. 打楽器の打皮のみが破損した場合の打皮の損害 ウ. 音色または音質の変化の損害

⑫	次の物に損害が生じたことによって生じた営業継続費用 ア. 次の物のうち、工事の発注者に被保険者が含まれているもの (イ) 新築、増築、改築、修繕または取りこわし中の建物または土木構造物 (ロ) 組立または据付中の屋外設備装置または設備・什器等 イ. 自動車以外の車両、雪上オートバイまたはゴーカートおよびこれらの付属品 ロ. 設備・什器等であるハンググライダー、パラグライダー、サーフボードまたはウィンドサーフィンおよびこれらの付属品 エ. 設備・什器等であるラジコン模型およびこれらの付属品 オ. 商品・製品等である動物または植物 カ. 休業損失等担保条項第2節第2条（保険の対象）(2)の表の④に規定する生垣 キ. 設備・什器等である移動電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
⑬	検品または棚卸しの際に発見された商品・製品等の数量の不足によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた営業継続費用（*5）
⑭	保険の対象の受渡しの過誤等、事務的または会計的な間違いによって保険の対象に損害が生じたことによって生じた営業継続費用
⑮	設備・什器等である次の医療用機器に損害が生じたことによって生じた営業継続費用 ア. 医療用機器の体内挿入部位 イ. 鉗子、メス、聴診器、注射器等の器具類 ロ. マイクロモーター、エアーモーター、エアータービン等の切削装置 エ. バキューム装置付属のモーター オ. 歯科用診療台ユニットのホース カ. 上記に類する切削工具および消耗品
⑯	保険の対象である美術品に格落損害（*6）が生じたことによって生じた営業継続費用
⑰	保険の対象の製造者または販売者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任（*7）を負うべき損害が保険の対象に生じたことによって生じた営業継続費用
⑱	電気的または機械的事故による営業継続費用。ただし、これらの事故に起因して火災、破裂または爆発が発生した場合を除きます。
⑲	食中毒による営業継続費用（*8）

（*1）休業損失等担保条項第2節第4条（1）の表の⑲を除きます。

（*2）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（*3）設備・什器等または商品・製品等に損害が生じたことには、加工または製造することに使用された機械、設備または装置等の停止によってその設備・什器等または商品・製品等に損害が生じたことを含みます。

（*4）加工には、増築、改築、修繕または取りこわしを含みます。

（*5）検品または棚卸しの際に発見された商品・製品等の数量の不足による損害には、不法に侵入した第三者の盗取の損害は含まれません。

（*6）格落損害とは、美術品の修理等に伴い、その価値が下落することをいいます。

（*7）法律上または契約上の責任には、保証書または延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。

（*8）次の事故によって被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた営業継続費用をいいます。

ア. 占有物件または隣接物件における食中毒の発生。ただし、その食中毒の発生について食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づいて所轄保健所長に届出があった場合に限りします。

イ. 占有物件または隣接物件において製造、販売または提供した食品に起因する食中毒の発生。ただし、その食中毒の発生について食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づいて所轄保健所長に届出があった場合に限りします。

ロ. ア.またはイ.の食中毒の発生の疑いがある場合における厚生労働大臣その他の行政機関による占有物件または隣接物件の営業の禁止、停止その他の処置

第4条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

漏水による施設賠償責任不担保特約条項

第1条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、テナント総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）賠償責任担保条項第1節第3条（保険金をお支払いしない場合—その1）および第4条（保険金をお支払いしない場合—その2）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、給排水管、冷暖房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気もしくは水の漏出もしくはいつ出まはたはスプリンクラーからの内容物の漏出もしくはいつ出に起因する財物の損壊に対しては、保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

その他危険担保特約条項（借家人賠償責任担保条項用）

第1条（この特約条項の補償内容）

テナント総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）賠償責任担保条項（以下「賠償責任担保条項」といいます。）第3節第1条（この条項の補償内容）に規定するほか、当会社は、日本国内において生じた下表のいずれかの偶然な事故に起因して借用施設（*1）を損壊（*2）することにより、同節第2条（被保険者）に規定する被保険者が、借用施設（*1）についてその貸主（*3）に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、被保険者に保険金を支払います。

①	落雷
②	台風、旋風、竜巻、暴風等の風災（*4）、雹災または雪災（*5）。ただし、借用施設（*1）の内部については、借用施設（*1）の外側の部分（*6）が風災（*4）、雹災または雪災（*5）によって破損したために生じた損害（*7）に限りします。
③	盗難
④	給排水設備（*8）に生じた事故または被保険者以外の者が占有する借用施設（*1）で生じた事故に伴う漏水、放水等による水濡れ。ただし、水災（*9）または②の事故による損害を除きます。
⑤	借用施設（*1）の外部分からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、水災（*9）、土砂崩れ（*10）または②の事故による損害を除きます。
⑥	騒擾およびこれに類似の集団行動（*11）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
⑦	①から⑥までに該当しない不測かつ突発的な事故

（*1）借用施設とは、対象施設のうち被保険者が借用している部分をいいます。

（*2）損壊とは、滅失（*12）、破損（*13）または汚損（*14）をいいます。ただし、ウィルス、細菌、原生動物等の付着、接触等またはそれらの疑いがある場合を除きます。

（*3）貸主には、転貸人を含みます。

（*4）風災には、洪水、高潮等は含まれません。

（*5）雪災とは、降雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

（*6）借用施設（*1）の外側の部分とは、外壁、屋根、開口部等をいいます。

（*7）風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹き込み、浸み込みまたは漏入による損害を含みます。

（*8）給排水設備には、スプリンクラー設備・装置を含みます。

（*9）台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ（*10）、落石等の水災をいい

ます。

- (*10) 土砂崩れとは、崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
- (*11) 騒擾およびこれに類似の集団行動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害が生じる状態であって、暴動に至らないものをいいます。
- (*12) 滅失とは、財物がその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐取および横領を含みません。
- (*13) 破損とは、財物が予定または意図されない物理的、化学的または生物学的な変化によりその客観的な経済的価値が減少することをいいます。
- (*14) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、賠償責任担保条項第3節第3条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、第1条（この特約条項の補償内容）の表の⑦に規定する事故が発生した場合において、下表のいずれかに該当する損害については、保険金を支払いません。

①	借用施設（*1）に生じたすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き、その他単なる外観上の損傷または借用施設（*1）の汚損（*2）であって、借用施設（*1）の機能に支障をきたさない損害
②	煙または臭気の付着による損害。ただし、これらの損害がこれら以外の損害と同時に発生した場合は、この規定は適用しません。
③	借用施設（*1）に次の事由によって生じた損害。ただし、これらの損害がこれら以外の損害と同時に発生した場合は、この規定は適用しません。 ア. 自然の消耗または劣化（*3） イ. ボイラースケールの進行 ウ. 性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱その他類似の事由 エ. ねずみ食いまたは虫食い等

(*1) 借用施設とは、対象施設のうち被保険者が借用している部分をいいます。

(*2) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。

(*3) 自然の消耗または劣化には、借用施設の日常の使用に伴う摩滅、摩耗、消耗または劣化を含みます。

第3条（普通約款物損害担保条項の読替え）

第1条（この特約条項の補償内容）に規定する事故が発生した場合において、普通約款物損害担保条項（以下「物損害担保条項」といいます。）第6条（支払保険金の計算）(4) は、下表のとおり読み替えます。

箇所	読み替え前	読み替え後
物損害担保条項第6条(4)	別表1①ア、ウまたは③の事故	その他危険担保特約条項（借家人賠償責任担保条項用）第1条（この特約条項の補償内容）の表の事故

第4条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

昇降機賠償責任担保特約条項

第1条（免責規定の適用除外）

- (1) テナント総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）賠償責任担保条項（以下「賠償責任担保条項」といいます。）第1節第4条（保険金をお支払いしない場合—その2）の表の①エの規定を適用しません。
- (2) 賠償責任担保条項第1節第4条（保険金をお支払いしない場合—その2）の表の⑤の規定は、昇降機に積載した他人の財物については適用しません。

第2条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、賠償責任担保条項第1節第3条（保険金をお支払いしない場合—その1）および第4条（保険金をお支払いしない場合—その2）（*1）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による法令違反
②	昇降機の修理、改造または取壊し等の工事

（*1）賠償責任担保条項第1節第4条の表の①エを除きます。

第3条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

保管物賠償責任担保特約条項

第1条（用語の定義）

この特約条項において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
保管物	次の財物をいいます。
	① 被保険者が事業活動の遂行のために他人から借りている財物。リース契約により被保険者が占有する財物を含みます
	② 被保険者が事業活動の遂行のために保管施設において保管を目的として預かっている財物
	③ コインロッカー等（*1）に一時的に収納された他人の財物（*2）
	④ 被保険者の行う事業が商法第596条第1項に掲げる客の来集を目的とする場屋の営業である場合において、その場屋の中に客が携帯した財物
	（*1）不特定多数の利用者の来集を伴う施設内において、記名被保険者がその利用者向けに設置するセーフティボックス、コインロッカーなどの保管庫をいいます。
	（*2）②の財物を除きます。
保管物事故	次の事由に起因する保管物の損壊等をいいます。
	① 被保険者による対象施設の所有、使用または管理
	② 被保険者による事業活動の遂行
損壊等	損壊、紛失、盗取または詐取をいいます。
リース・レンタル財物	被保険者が事業活動の遂行のためにリース契約、レンタル契約その他の賃貸借契約に基づき他人から借りている財物をいいます。
リース・レンタル財物盗取・詐取事故	リース・レンタル財物の紛失、盗取または詐取をいいます。

第2条（この特約条項の補償内容）

- (1) 当会社は、テナント総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）賠償責任担保条項（以下「賠償責任担保条項」といいます。）第1節第4条（保険金をお支払いしない場合—その2）の表の⑤の規定にかかわらず、対象施設内で発生した保管物事故について、被保険者がその財物に関する正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約条項により保険金を支払います。

- (2) 当会社は、保管物事故が保険証券記載の保険期間中に日本国内で発生した場合に限り、保険金を支払います。

第3条（保険金をお支払いしない場合—その1）

当会社は、保管物が次のいずれかに該当する物である場合は、その損壊等による損害に対しては、保険金を支払いません。

①	自動車または原動機付自転車およびこれらの車両の付属品（*1）
②	被保険者が所有する財物（*2）（*3）
③	貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手（*4）、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品その他これらに類する財物
④	植物、動物、勲章、き章、稿本、設計書、雛型その他これらに類する財物
⑤	不動産

（*1）次のいずれかに該当する物をいいます。

ア. 自動車または原動機付自転車に定着または装備されている（*5）物

イ. 自動車に固定され、車室内での使用のみを目的とする自動車用電子式航法装置、有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器その他これらに準ずる物

（*2）所有権留保条項付売買契約に基づいて購入された財物を含みます。

（*3）この規定の適用に関する判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。

（*4）料額印面があるはきを含みます。

（*5）ボルト、ナットもしくはねじ等で固定されており工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態、自動車の機能を十分に発揮させるための備品として備えつけられている状態または法令に従い備えつけられている状態をいいます。

第4条（保険金をお支払いしない場合—その2）

- (1) 当会社は、賠償責任担保条項第1節第3条（保険金をお支払いしない場合—その1）および同節第4条（保険金をお支払いしない場合—その2）（*1）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者が行い、または加担した盗取または詐欺
②	被保険者が保管物を私的な目的で使用している間に生じた損壊等
③	自然発火または自然爆発した保管物自体の損壊
④	自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の現象
⑤	ねずみ食い、虫食いその他類似の現象
⑥	保管物が寄託者その他財物に関する正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された損壊等
⑦	塗装用材料の色または特性等の選択の誤り
⑧	消耗品または消耗材（*2）に単独に生じた損壊
⑨	修理、点検、加工または整備に関する技術の拙劣または仕上不良。ただし、この規定は、これらの事由に起因する火災または爆発によって保管物に発生した損壊には適用しません。
⑩	保管物の使用不能（*3）
⑪	リース・レンタル財物盗取・詐取事故
⑫	リース・レンタル財物に生じた次の損壊 ア. 傷などの外観上の損壊にとどまり、その機能に支障のない損壊 イ. 保守、点検、修理または部品交換等の作業により生じた損壊 ウ. 電氣的または機械的な原因により生じた損壊

- (2) (1) の表の①および②の規定の適用に関する判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。

（*1）賠償責任担保条項第1節第4条の表の⑤を除きます。

(※2) 潤滑油・燃料等の運転資材、電球等の管球類、キャタピラ・タイヤ等の移動用部品、ショベル等の歯または爪に相当する部分等をいいます。

(※3) 収益減少を含みます。

第5条（支払保険金の計算）

(1) 保管物事故について、賠償責任担保条項第1節第6条（支払保険金の計算）(1)の表の①に規定する「支払限度額」および「免責金額」は、それぞれ次の金額とします。

支払限度額	免責金額
保険証券の「保管物賠支払限度額（1事故・期間中）」欄記載の金額	保険証券の「保管物賠免責金額（1事故）」欄記載の金額

(2) 支払限度額または免責金額の適用にあたり、同一の原因または事由に起因して保険証券記載の保険期間中に発生した一連の保管物事故は、発生の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、「1回の事故」とみなし、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。

第6条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

保 険 料 不 精 算 特 約 条 項 （ 施 設 賠 償 責 任 担 保 条 項 用 ）

第1条（保険料の精算の不適用）

テナント総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）賠償責任担保条項第1節の保険料については、普通約款基本条項第5節第2条（保険料の精算）の規定を適用しません。

第2条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

保 険 料 不 精 算 特 約 条 項 （ 生 産 物 賠 償 責 任 担 保 条 項 用 ）

第1条（保険料の精算の不適用）

テナント総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）賠償責任担保条項第2節の保険料については、普通約款基本条項第5節第2条（保険料の精算）の規定を適用しません。

第2条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。



お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050
www.tokiomarine-nichido.co.jp

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター



0120-868-100

受付時間：平日午前9時～午後8時、土日祝日午前9時～午後6時
(年末・年始は休業させていただきます)

D14-41920(1) 改定 201912

3201-ER07-09087-201912